

清掃事業概要

令和 6 年度版



八戸地域広域市町村圏事務組合

目 次

第1章 組織・職員

1. 八戸地域広域市町村圏事務組合の概要	1
2. 八戸地域広域市町村圏事務組合管内図・施設位置図	2
3. 八戸地域広域市町村圏事務組合行政機構図	3
4. 人員配置	4
5. 特殊勤務手当	5
6. 法定有資格者	6
7. 被服等貸与規程及び基準	7
8. 健康管理	7

第2章 し尿処理

1. し尿処理について	
(1) し尿処理施設の概要	9
(2) 災害復旧工事	9
(3) 処理方式及び処理能力の見直し	9
(4) 環境保全対策	10
(5) し尿処理の現況	10
2. し尿処理事業の沿革	12
3. 施設概要	
(1) 環境クリーンセンター平面図	14
(2) 第1処理場	15
(3) 第2処理場	16
(4) 管理棟	17
4. 構成市町別負担金負担割合	18
5. 組合（し尿関係）の共同処理する事務	18
6. 予算及び決算総括表	19
7. し尿処理費	
(1) し尿処理費	20
(2) し尿処理原価の推移	20
8. 許可業者及びし尿収集区域	
(1) し尿関係	21
(2) 浄化槽関係	22
9. し尿及び浄化槽汚泥収集量	
(1) 年度別一般廃棄物収集処理実績表	23
(2) し尿・浄化槽汚泥収集量の推移	24
(3) 処理区域内人口の推移	24
(4) 市町別し尿収集量及び収集件数	25
(5) 市町別浄化槽汚泥収集量及び収集件数	26
(6) 市町別し尿・浄化槽汚泥収集量の推移	27
(7) 市町別単独・合併処理浄化槽汚泥収集量の推移	28
(8) 業者別収集量	29
(9) 月別し尿・浄化槽汚泥収集量	30
10. し尿等の性状及び放流水の水質	31
11. 汚泥処理実績	33
12. し尿収集運搬料金	34

第3章 ごみ処理

1. ごみ処理について	35
2. ごみ処理事業の沿革	36
3. 構成市町別負担金負担割合	38
4. 施設概要	
(1) 八戸清掃工場第一工場	39
(2) 八戸清掃工場第二工場	40
(3) 八戸リサイクルプラザ	41
5. 予算及び決算	
(1) 八戸清掃工場	42
(2) 八戸リサイクルプラザ	43
6. ごみ処理原価	44
7. 各種分析結果	
(1) 煙道排ガス測定結果	48
(2) 可燃ごみ　ごみ質測定結果及び推移	48
(3) ダイオキシン類測定結果及び推移	50
(4) 水質測定結果及び推移	50
8. ごみ処理の状況	
(1) フロー図	51
(2) 八戸清掃工場搬入量	52
(3) 八戸清掃工場焼却残渣発生状況	55
(4) 八戸リサイクルプラザ搬入量	56
(5) 八戸リサイクルプラザ搬出量	60
9. 施設見学者・利用者の状況	
(1) 八戸清掃工場施設見学者数	63
(2) 八戸リサイクルプラザ施設利用状況	64

第4章 組合格約及び規則等

1. 八戸地域広域市町村圏事務組合格約	67
2. 八戸地域広域市町村圏事務組合負担金条例	71
3. 八戸地域広域市町村圏事務組合手数料条例	75
4. 八戸地域広域市町村圏事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く 技術管理者の資格を定める条例	78
5. 八戸地域広域市町村圏事務組合し尿処理施設条例	79
6. 八戸地域広域市町村圏事務組合し尿処理施設条例施行規則	79
7. 八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則	80
8. 八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処分に関する条例	91
9. 八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処分に関する条例施行規則	93
10. 八戸地域広域市町村圏事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	100
11. 八戸地域広域市町村圏事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則	102
12. 八戸地域広域市町村圏事務組合八戸リサイクルプラザ条例	104
13. 八戸地域広域市町村圏事務組合八戸リサイクルプラザ条例施行規則	106

八戸地域広域市町村圏事務組合

第1章 組 織・職 員

1. 八戸地域広域市町村圏事務組合の概要

(1) 組織

- ① 組合の名称 八戸地域広域市町村圏事務組合
- ② 組織の設立 昭和46年4月1日
- ③ 事務局所在地 八戸市内丸一丁目1番1号
- ④ 構成市町村 八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町（1市6町1村）

(2) 共同処理事務

- ① 消防（消防団を除く）事務（昭和46年7月）
- ② し尿処理施設の設置及び管理運営（平成3年2月）
- ③ ごみ焼却施設の設置及び管理運営（平成4年9月）
- ④ リサイクルプラザの設置及び管理運営（平成10年4月）
- ⑤ 介護認定審査会に関する事務（平成11年4月）
- ⑥ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務（平成12年4月）

(3) 清掃事業

組合が共同処理する清掃事業は②③④であり、八戸市、南部町（合併前の福地村の区域に限る。）、階上町の1市2町で構成する。

(4) 清掃事業構成市町村の人口等

令和6年4月1日現在

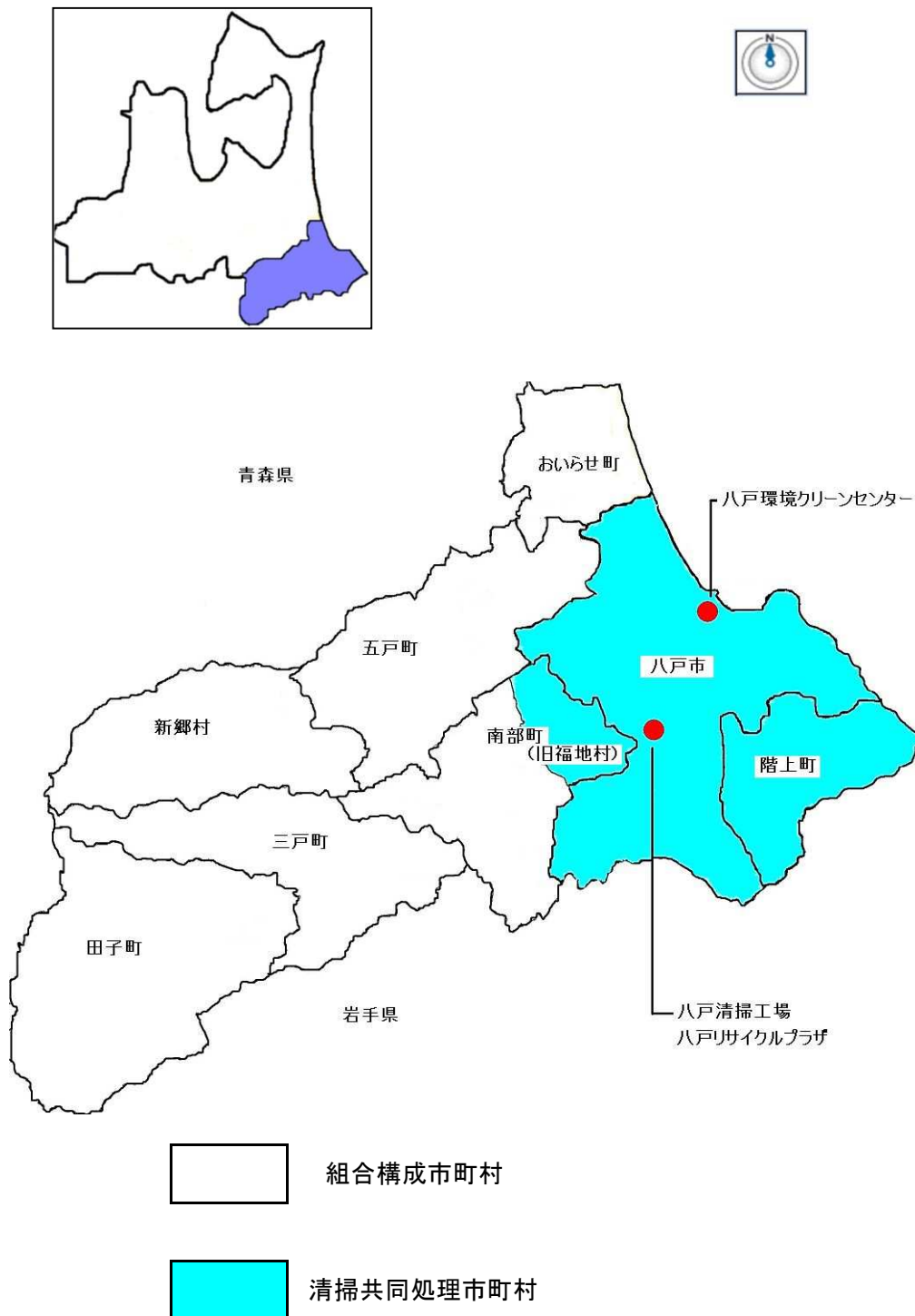
	八戸市	南部町	階上町	合 計
人 口 (人)	216,596	5,656	12,628	234,880
世帯数 (世帯)	109,936	2,494	5,997	118,427
面 積 (km ²)	305.56	40.18	94.00	439.74

※ 人口、世帯数は、住民基本台帳による（外国人含む）。

※ 面積は、国土地理院の全国都道府県市区町村別面積調による。

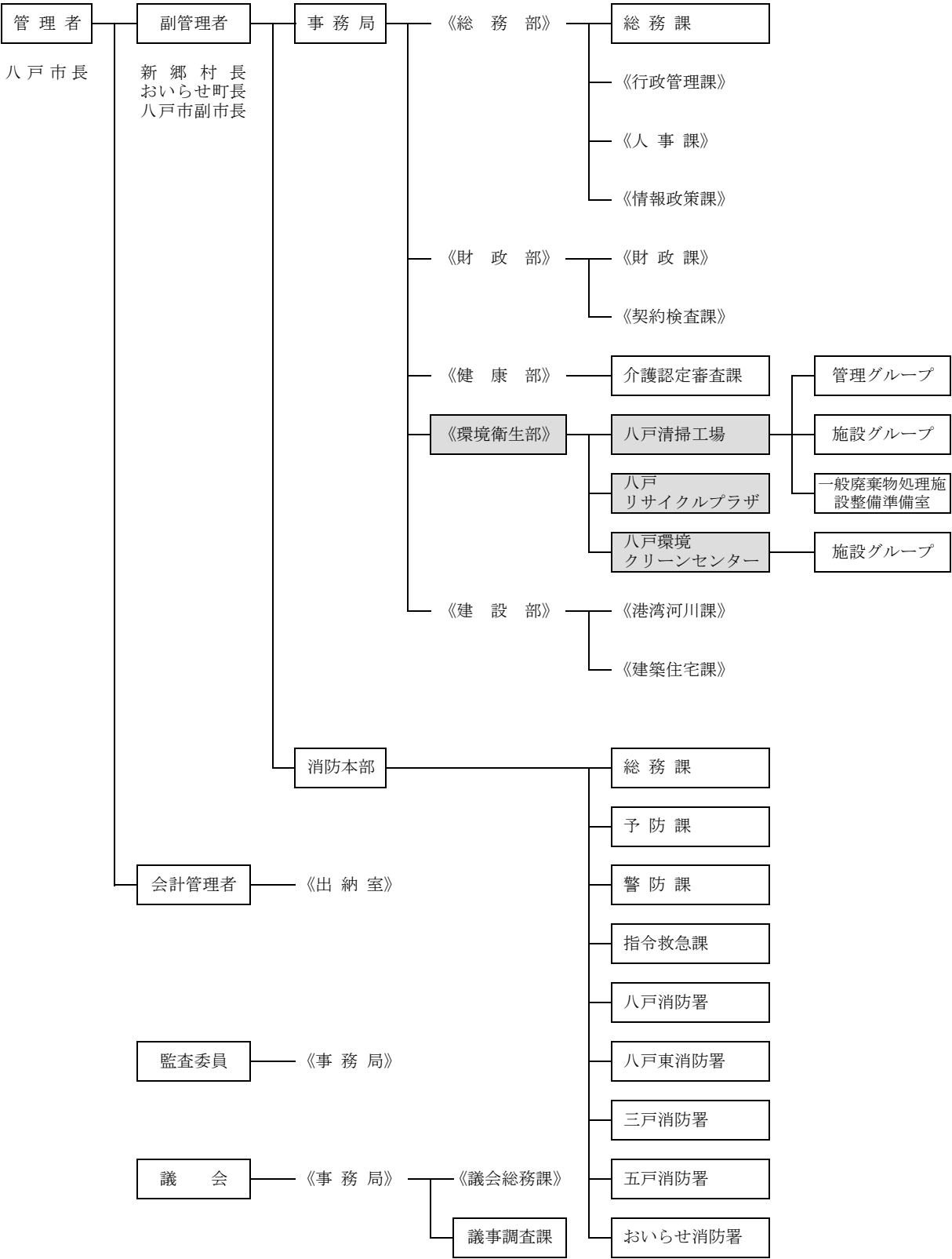
※ 南部町は、合併前の福地村の区域に限る。

2. 八戸地域広域市町村圏事務組合 管内図・施設位置図



3. 八戸地域広域市町村圏事務組合行政機構図

(令和6年4月1日)



※ 《 》は八戸市職員が併任

4. 人 員 配 置

令和6年4月1日現在

職 種	清掃事業名		し尿処理関係	ごみ処理関係			計	
	職 名	部	環 境 衛 生 部					
		施設	八戸環境 クリーンセンター	八 戸 清 掃 工 場		八戸 リサイクルプラザ		
		班	施設グループ	管理グループ	施設グループ	一般廃棄物 処理施設整備準備室		
行 政 職	所長・工場長		1 (施設GL事務取扱)	1		1	3	
	副所長・ 副工場長			1 (施設GL事務取扱)		1 (課長補佐級)	2	
	参事(事務)						0	
	参事(技術)						0	
	副参事(事務)			2 (管理GLほか)	1 (室長)	1	3	
	主幹(技術)				1		1	
	主幹(事務)			1			1	
	主幹(再任用)				1		1	
	主査(事務)						0	
	技査(技術)		1		1	1	3	
	主事(事務)				1		1	
	技師(技術)		1		3	2	6	
	主事(再任用)		1	1			2	
	技師(再任用)		1				1	
	計		5	15		5	25	
技 能 労 務 職	技能技師兼 技能主事						0	
	技能主事兼 技能技師						0	
	技能主事						0	
	計		0	0		0	0	
合 計			5	15		5	25	

5. 特殊勤務手当

令和6年4月1日現在

	支 給 対 象	金 額
主任技術者手当	1 電気主任技術者 2 一般廃棄物処理施設技術管理者 3 特定化学物質作業主任者 4 ボイラー・タービン主任技術者を命ぜられた職員 〔八戸環境クリーンセンター及び八戸清掃工場・八戸リサイクルプラザの職員〕	月額 2,600 円
清掃業務手当	廃棄物の処分の業務に直接従事する職員 〔八戸環境クリーンセンター及び八戸清掃工場・八戸リサイクルプラザの職員〕	日額 380 円
毒物等取扱手当	毒物等を使用する水質分析等に従事する職員 〔八戸環境クリーンセンター及び八戸清掃工場の職員〕	日額 100 円

6. 法定有資格者

令和6年4月1日現在

資 格 の 名 称	八戸環境 クリーンセンター		八戸清掃工場		八戸 リサイクルプラザ	
	選任者	有資格者	選任者	有資格者	選任者	有資格者
安全衛生推進者	1	3	1	1	1	1
技術管理者（し尿処理施設）	1	2				
（ごみ処理施設）			1	1		
（破砕・リサイクル施設）					1	1
電気主任技術者			1	2		
ボイラー・タービン主任技術者		1	1	1		
特定化学物質等作業主任者	1	2	1	2		
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者	1	5	1	4		
防火管理者	1	2	1	5	1	1
危険物取扱者（甲）				1		
（乙四類）			1	3		
（丙）				1		
エネルギー管理員			1	4		
ダイオキシン類業務作業指揮者		1	1	2		

※有資格者：各部署における資格を有した合計人数

※選任者：有資格者の内選任している人数

7. 被服等貸与規程及び基準

令和6年4月1日現在

	八戸環境クリーンセンター		八戸清掃工場 八戸リサイクルプラザ	
	数 量	貸与期間(年)	数 量	貸与期間(年)
作業服(夏・冬)	2	3(1)	2	3
ズック	1	3(1)	1	3
長靴	1	3(1)	1	3
防寒服	1	3(2)	1	3
かっぱ	1	3(1)	1	3
安全靴	1	3(2)	1	3
ヘルメット	1	3(3)	1	3
つなぎ服			1	3
帽子	1(2)	3(1)		

() 内は技能労務職

8. 健康管理

令和6年4月1日現在

	対 象 者	回 数
特別定期健康診断	1 廃棄物処理従事者兼ボイラー取扱従事者 (八戸清掃工場職員)	年1回
	2 衛生処理従事者 (八戸環境クリーンセンター職員)	年1回
破傷風予防接種	1 廃棄物処理従事者 (八戸清掃工場及び八戸リサイクルプラザ職員) 2 衛生処理従事者 (八戸環境クリーンセンター職員)	初めての接種は年2回、 翌年1回。 以降、継続接種の場合は 10年毎に1回実施。
血圧測定	1 八戸清掃工場及び八戸リサイクルプラザ職員	随時
定期健康診断	1 八戸清掃工場職員	年1回
	2 八戸リサイクルプラザ職員	年1回
	3 八戸環境クリーンセンター職員	年1回

第2章 し尿処理

1. し尿処理について

(1) し尿処理施設の概要

八戸環境クリーンセンターは、平成元年度完成した第1処理場と平成4年度完成した第2処理場の2つの処理施設を有し、1日の処理能力は、合計335 kLであった。

平成23年3月11日の東日本大震災の大津波により、両処理場とも、冠水し、特に地下部分が水没したことから、地下にあるポンプ設備、電気設備等が使用不能となった。

そのため、被災直後から八戸市内の下水道終末処理場である東部終末処理場と馬淵川浄化センターで受入れを開始した。

その後、平成9年に締結した「災害等における相互協力に関する協定」に基づき、十和田地区環境整備事務組合六戸衛生センター、三戸地区環境整備事務組合三戸衛生センターでの受入れを開始し、さらには、三沢市の下水処理場三沢浄化センターと階上町下水処理場茨島浄化センターも受入れを開始し、最終的にし尿処理場2箇所、下水処理場4箇所、計6箇所の施設で管内からのし尿及び浄化槽汚泥の受入・処理を行ってきた。

平成24年度も23年度に引き続き、これら施設での代替処理を行ってきたが、復旧事業終了後の平成24年9月からは、従来の八戸環境クリーンセンターでの処理を開始している。

なお、代替処理を委託してきたそれぞれの処理場については、処理に係る経費を算出し、委託料を負担した。

(2) 災害復旧工事

平成23年12月の国による災害査定を受けて、平成24年2月から本復旧工事を開始した。

○本復旧工事

工 事 費：1,131,900,000円

施工業者：(株)クリタス

工事内容

- ・第1処理場の被災した受入設備、前処理設備、脱水関係設備等の復旧整備工事
- ・第2処理場の被災した脱水関係設備、活性汚泥処理関係設備、高度処理関係設備等の復旧整備工事
- ・処理方式の変更に伴う設備の増設（第1処理場 汚泥濃縮設備、第2処理場 脱水機1台増設）

(3) 処理方式及び処理能力の見直し

今回の本復旧工事にあわせて、近年減少しているし尿量を考慮し、なおかつ建設時に想定していたし尿と浄化槽汚泥との比率の逆転などにあわせて、処理方式及び処理能力の見直しを行った。

第1処理場

- ・180 kL/日の浄化槽汚泥処理専用施設とする。
- ・前処理後の浄化槽汚泥は新たに増設した汚泥濃縮装置を経て、ベルトプレス脱水機で脱水後、脱水ケーキで搬出。
- ・浄化槽汚泥の一部（55 kL/日）及び脱水濾液等雑排水は第2処理場水処理設備にて処理。
- ・水処理設備は廃止した。

第2処理場

- ・130 kL/日のし尿処理専用施設とする。
- ・し尿および第1処理場からの浄化槽汚泥（55 kL/日）及び雑排水と併せて、標準脱窒素処理方式により浄化処理する。

(4) 環境保全対策

第1 処理場

- ・脱臭対策としては、酸・アルカリ次亜洗浄＋活性炭吸着処理の脱臭装置で受入廻りや前処理設備・脱水設備等からの臭気を捕集し、脱臭処理する。

東日本大震災以前は、水処理設備から発生する臭気も処理していたが、復旧工事後は水処理設備が廃止されたことから、脱臭設備に能力の余裕ができ、臭気対策の強化が図られた。

第2 処理場

- ・嫌気・好気槽を組み合わせた標準脱窒素処理方式によりBOD・CODの大幅な削減を図るとともに、し尿中の窒素分の除去を可能としている。
- ・高度処理設備として凝集沈殿、オゾン酸化、砂ろ過及び活性炭吸着処理の各装置を備え、常に安定した処理を行うことができる。

凝集沈殿処理 ---- 浮遊物質の除去

オゾン酸化処理 ---- 脱色・滅菌

砂ろ過、活性炭吸着処理 ---- 浮遊物質・臭いの除去

- ・脱臭対策としては、高濃度臭気は、曝気槽での生物処理を行い、水処理系などの中低濃度臭気は、第1 処理場と同様の酸・アルカリ次亜洗浄＋活性炭吸着処理の脱臭装置で脱臭処理を行い、周辺に臭気が漏れることのないよう万全をきしている。

(復旧工事後の施設概要)

名 称：八戸環境クリーンセンター

所在地：八戸市八太郎六丁目 9－44

敷地面積：19,180.66㎡

処理能力：310 kL/日（し尿 130 kL/日、浄化槽汚泥 180 kL/日）

第1 処理場 浄化槽汚泥 180 kL/日

第2 処理場 し 尿 130 kL/日

延床面積：9,918.76㎡

第1 処理場：4,458.49㎡

第2 処理場：4,598.04㎡

管 理 棟：862.23㎡

(5) し尿処理の現況

イ．収集量について

し尿処理施設等におけるし尿の処理量は、近年、公共下水道等の普及により全国的に減少傾向にある。

当組合管内（し尿共同処理の八戸市、階上町、南部町（旧福地村））においては、八戸市が昭和53年9月に公共下水道の供用を開始、平成3年4月には流域下水道が供用開始し、さらに4地区で農業集落排水事業が開始されている。

階上町では平成11年に1地区で漁業集落排水事業が開始されており、平成21年4月には一部地域で公共下水道の供用が開始された。

南部町においては、平成10年度以降、3地区において農業集落排水事業が開始されており、令和2年4月にはあかね団地で公共下水道の供用が開始された。

今後、これらの整備が進むことから、環境クリーンセンターに搬入されるし尿量は減少し

ていくものと予想される。

東日本大震災以降の平成24年度は環境クリーンセンターが8月まで休止状態のため管内で収集されたし尿及び浄化槽汚泥は周辺のし尿処理施設や下水道処理場で処理された。

災害復旧事業にあたっては、災害復旧工事費やその後の維持管理費の削減を図ることを目的に処理能力335 kLから310 kLの見直しを行った。

令和5年度の搬入量（し尿と浄化槽汚泥の合計量）は86,176 kLで、前年度と比較すると2.3%の減少となった。

し尿搬入量は、27,106 kLであり、前年度と比較すると6.2%の減少であった。

し尿搬入量は、し尿収集の顧客数が減少しているため、今後も減少傾向が続くものと思われる。

浄化槽汚泥の令和5年度の搬入量は59,070 kLであり、前年度と比較すると0.3%減少したが、全搬入量に対する浄化槽汚泥の比率は68.5%であった。

平成13年度から単独浄化槽は生産中止となり、新規設置は合併浄化槽だけとなったこと、さらには農業、漁業集落排水施設からの浄化槽汚泥も搬入されていることから、浄化槽汚泥の比率は今後も増加傾向が続くものと思われる。

令和5年度のし尿と浄化槽汚泥の合計は日平均235 kL/日で環境クリーンセンターの処理能力310 kL/日に対し76.0%となった。

繁忙期には、現在ある予備貯留槽（1,800 kL）を有効に活用し、し尿の全量処理を行っている。

ロ．し渣処理について

令和5年度は、全量処理分のし渣合計103 tを八戸清掃工場へ搬入し焼却処分を行った。

ハ．汚泥処理について

復旧工事終了後、浄化槽汚泥については、全量を第1処理場で受入れし直接脱水処理している。（能力を超える分は第2処理場へ移送し処理）

生し尿については、第2処理場で受け入れし、これまでと同様の標準脱窒素処理設備で処理している。

第2処理場の処理工程から発生する余剰汚泥は濃縮した後、ベルトプレス脱水機により脱水処理し、その全量を委託処分（肥料として再利用）している。令和5年度の脱水ケーキ発生量は、第1、第2合わせて3,165 tであった。

ニ．放流水について

第1処理場は水処理設備を廃止したことから、復旧工事終了後の平成24年9月からは、第2処理場のみ放流を開始し水質は安定している。

令和5年度の主な項目の平均値は次のとおり。

水素イオン濃度	(pH)	7.2
生物化学的酸素要求量	(BOD)	1.5 mg /L
化学的酸素要求量	(COD)	5.4 mg /L
浮遊物質	(SS)	4 mg /L
窒素含有量	(T-N)	2.5 mg /L
リン含有量	(T-P)	0.05 mg /L
放流量		25,423 m ³ /月

2. し尿処理事業の沿革

し尿は、清掃法制定以前においては肥料として農業生産に利用されることが多かった。

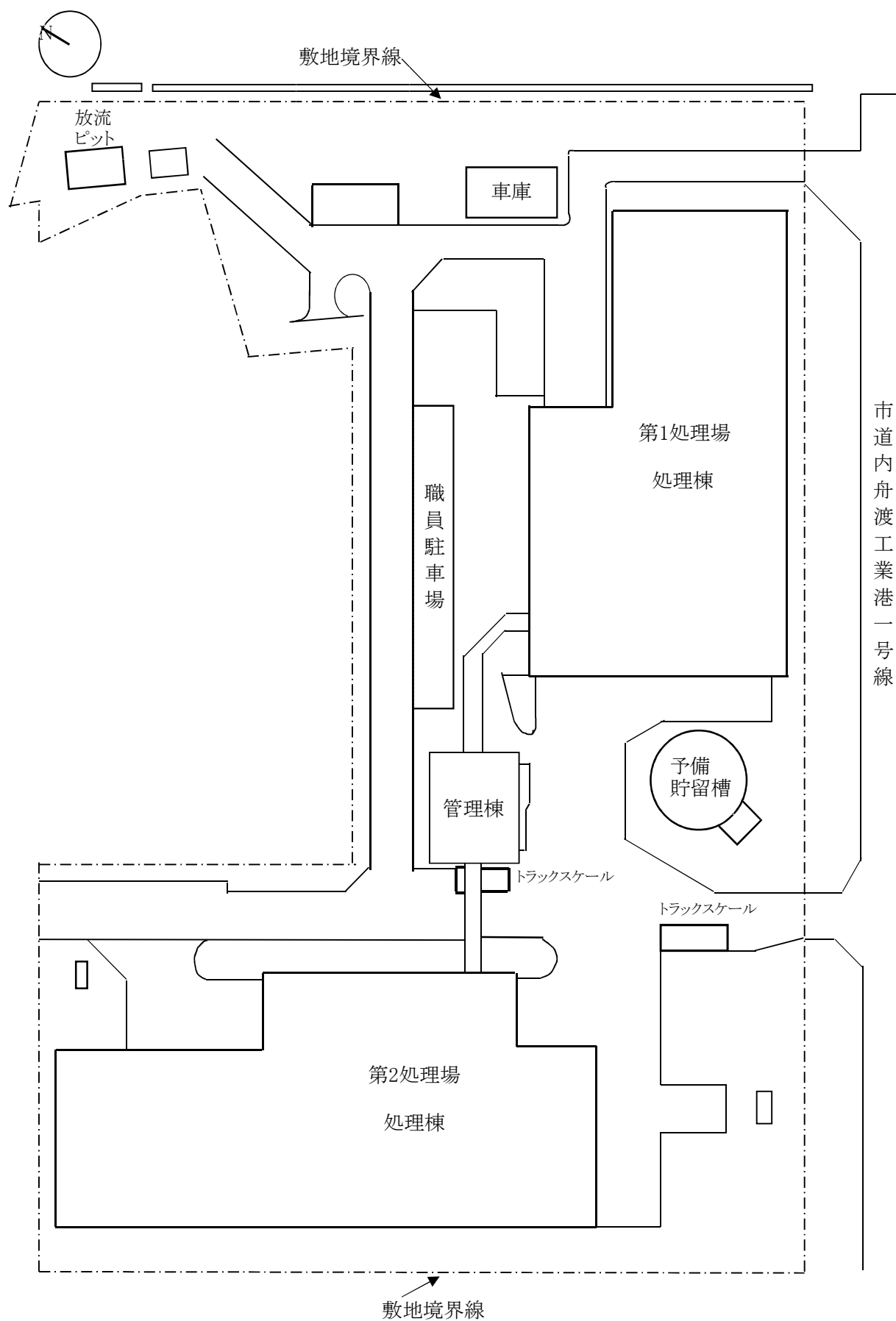
しかし、その後の生活環境の変化や農業の近代化に伴う化学肥料の普及等によりほとんど利用されることがなくなった。現在では、汲み取り式トイレ（未水洗化）世帯や事業場を対象に収集し、し尿処理施設において適正に処理を行っている。

年	月	法 律 ・ 条 例 及 び 機 構 改 革	事 業 概 要
昭 29		「清掃法」制定	八戸市が汚物取扱業者3社を許可。 し尿処理施設なく、依然として原野への投棄埋立処分が続く。
昭 36			八戸市が衛生処理場建設に着手(八太郎地区)。
昭 38	6		八戸市し尿処理施設完成(126kL/日)。 汚物取扱業者3社が合併し1社となる。 その1社を八戸市が許可。
昭 42	4	八戸市を中心に隣接する5市町村(八戸市、階上町、百石町、南郷村、福地村)によるし尿共同処理のための一部事務組合「八戸地区環境整備組合」設立。	新たに汚物取扱業者1社を許可し、計2社となる。 収集業者の地域割制を実施。
昭 43	5		十勝沖地震津波に見舞われる(災害復旧事業)。
	10		し尿処理施設(100kL/日)を増設し、 処理能力の合計が226kL/日となる。
昭 46	9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行	
昭 50	3		し尿処理施設(50kL/日)を増設、処理能力の合計が276kL/日となる。 町内単位(一部)による定期収集を開始。
昭 52			し尿処理施設(80kL/日)を増設、処理能力の合計が356kL/日となる。 第6次公害防止策定地域の指定に伴い「汚泥焼却設備」、「高度処理設備」を整備する。
昭 53	9	八戸市東部終末処理場(公共下水道)一部供用開始	
昭 58	5	「浄化槽法」制定	
昭 60	12		予備消化槽(1,800kL)設置
平 元	9		し尿処理施設150kL/日分を更新し、第1処理場(170kL/日)完成。 処理能力の合計が376kL/日となる。
平 3	2	八戸地区環境整備組合を八戸地域広域市町村圏事務組合に統合する。	し尿処理施設の名称を「八戸環境クリーンセンター」に変更する。
	4	馬淵川浄化センター(流域下水道)一部供用開始	
平 4	7	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正施行	
平 5	3		残りのし尿処理施設206kL/日分を更新し、第2処理場(165kL/日)完成。 処理能力の合計が335kL/日となる。
	4		八戸市下水道処理区域内未水洗化分の浄化槽汚泥を東部終末処理場へ移送開始する。
平 6	3		管理棟の更新工事が完成する。
	12		「三陸はるか沖地震」発生。 処理設備及び管理棟の一部が破損等の被害を受ける。
平 7	3		同復旧工事
平 9	8		第1処理場 精密機能検査を実施
	9		「災害等における相互協力に関する協定」締結 構 成： 十和田地区環境整備事務組合 三戸地区環境整備事務組合 八戸地域広域市町村圏事務組合

年	月	法 律 ・ 条 例 及 び 機 構 改 革	事 業 概 要
平 10	7	「大気汚染防止法」改正施行 (廃棄物焼却炉のばいじんの排出基準強化)	
平 11	4	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」 (省エネ法) 改正施行	
	7		第二種エネルギー管理指定工場に指定
	12		第1処理場「し渣焼却炉」廃止
平 12	1	「ダイオキシン類対策特別措置法」施行	
	6	「浄化槽法」一部改正	
平 13	12		第2処理場 精密機能検査を実施
平 14	11		第2処理場「汚泥焼却炉」廃止
			第2処理場「脱臭設備処理方式」変更
平 15	3		第二種エネルギー管理指定工場指定取消し
平 17	3	八戸市と南郷村が合併。「八戸市」となる。	第1処理場「脱臭設備処理方式」変更
	12		第1・2処理場 精密機能検査を実施
平 18	1	福地村が名川町、南部町と合併。「南部町」となる。	合併前の福地村分は受入れ、処理。
	3	百石町が下田町と合併。「おいらせ町」となる。	事務組合の清掃事業から脱退。(2月28日)
平 20	7		「岩手県沿岸北部を震源とする地震」発生。 管理棟の一部が破損等の被害を受ける。
	10		同復旧工事
平 22	3		第1処理場「オゾン発生装置」更新
平 23	3		「東日本大震災」発生(3月11日) 第1・2処理施設が津波により冠水、地階の電気、機械類の主要設備が機能不全の被害を受ける。 そのため、周辺のし尿処理場、下水処理場へ処理を委託する。 八戸市下水道処理区域内未水洗化分の浄化槽汚泥の東部終末処理場への移送を中止する。
	12		国による災害査定
平 24	2		災害復旧工事着工
	9		同工事竣工(全面復旧) 処理能力: 310kL/日 第1処理場: 浄化槽汚泥180kL/日 第2処理場: し尿130kL/日
平 27	2		第1・2処理場 精密機能検査を実施
平 30	3		第1・2処理場 精密機能検査を実施
平 31	2		旧第2処理場解体後、跡地 (5,982.1㎡) 八戸市に返却
令 元	6	「浄化槽法」一部改正	
令 3	3		第1・2処理場 精密機能検査を実施
			「災害等における相互協力に関する協定」解除 十和田地区環境整備事務組合の解散による。
令 4	3		「災害等における相互協力に関する協定」締結 構 成: 三沢市、十和田市 十和田地域広域事務組合 三戸地区環境整備事務組合 八戸地域広域市町村圏事務組合
令 6	3		第1・2処理場 精密機能検査を実施

3. 施設概要

(1) 八戸環境クリーンセンター 平面図



(2) 第1 処理場



(災害復旧工事後)

処 理 能 力	浄化槽汚泥 180 kL/日
処 理 方 式	前処理機 (細目スクリーン、スクリュープレス)
脱 水 方 式	ベルトプレス脱水機
脱 臭 方 式	高中低濃度：酸・アルカリ次亜吸収法＋活性炭吸着法
着 工	昭和 62 年 8 月
竣 工	平成 元 年 9 月
設 計 ・ 施 工	栗田工業・田名部組建設工事共同企業体
事 業 費	2,377,453 千円

災害復旧事業

着 工	平成 23 年 7 月
竣 工	平成 24 年 9 月
設 計 ・ 施 工	(株)クリタス
事 業 費	1,180,725 千円 (第1、第2 合わせて (応急仮設工事含む))

(3) 第2処理場



(災害復旧工事後)

処 理 能 力	し尿 130 kL/日
処 理 方 式	標準脱窒素処理方式，高度処理（凝集沈殿＋オゾン酸化＋砂ろ過＋活性炭吸着）
脱 水 方 式	ベルトプレス脱水機
脱 臭 方 式	中低濃度：酸・アルカリ次亜吸収法＋活性炭吸着法 高 濃 度：曝気槽へ吹込み生物処理
着 工	平成 2 年 9 月
竣 工	平成 5 年 3 月
設 計 ・ 施 工	栗田工業・田名部組特定建設工事共同企業体
事 業 費	2,862,146 千円

災害復旧事業

着 工	平成 23 年 7 月
竣 工	平成 24 年 9 月
設 計 ・ 施 工	(株)クリタス
事 業 費	1,180,725 千円（第1、第2合わせて（応急仮設工事含む））

(4) 管 理 棟



構 造	鉄 骨 造, 2 階建て	
建 築 面 積	491.54 m ²	
延 床 面 積	862.23 m ²	
着 工	平成 5 年 9 月	
竣 工	平成 6 年 3 月	
設 計 ・ 監 理	建設部 建築課	
施 工	本 棟 工 事	(株) 陸 奥 工 務 店
	給 排 水 衛 生 設 備 工 事	(有) 浪岡設備工業所
	暖房換気・空調設備工事	(株) 北 奥 設 備
	電 気 設 備 工 事	(株) 山 下 電 業
事 業 費	224,988 千円	

災害復旧事業

工 事 内 容	管理棟空調設備復旧工事、外構フェンス復旧工事
工 期	平成24年 7 月～平成24年10月、平成25年 1 月～平成25年 3 月
事 業 費	11,116 千円

4. 構成市町別負担金負担割合

令和5年度負担割合

年度	負 担 金「処理費」	市 町 村「%」			
		八戸市	階上町	南部町	おいらせ町
R 5	し尿処理費	92.08	5.56	2.36	—

年度	公 債 費 負 担 金「借入分」	市 町 村「%」			
		八戸市	階上町	南部町	おいらせ町
H 26	第1スクリーンプレス更新	91.80	5.68	2.52	
H 27	第2スクリーンプレス外更新	91.80	5.68	2.52	
H 28	第2細目スクリーン外更新	91.80	5.68	2.52	
H 29	第1処理場前処理設備外更新	92.01	5.57	2.42	
H 30	第1・第2処理場水処理設備外更新	92.00	5.58	2.42	
H 31	第1・第2処理場制御システム更新	92.00	5.58	2.42	
R 2	第1・第2処理場高圧受電盤設備更新	92.00	5.58	2.42	
R 3	第1・第2臭気ファン外更新	92.00	5.58	2.42	
R 4	第2沈砂除去洗浄装置外更新	92.08	5.56	2.36	

5. 組合（し尿関係）の共同処理する事務

- (1) し尿処理施設に関する事務
- (2) し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び処分に関する事務
- (3) し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分を業とする者に関する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）の規定に基づく事務
- (4) 浄化槽の清掃を業とする者に関する「浄化槽法」（昭和58年法律第43号）の規定に基づく事務

6. 予算及び決算総括表（令和5年度） 繰越事業分は除く。

歳					入		
科 目	予 算 額		決 算 額		予 算 額 に 対 す 増 減	摘 要	
	金 額	比 率	金 額	比 率			
1 分担金及び 負 担 金	円 481,250,000	% 82.0	円 481,250,000	% 82.0	円 0	円 し尿処理費負担金 399,558,000 衛生公債費負担金 81,692,000	
2 使用料及び 手 数 料	181,000	0.0	182,624	0.0	1,624	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 18,000 浄化槽清掃業許可申請手数料 15,000 土地使用料 8,807 工業用水道導管使用料 140,817	
4 繰 越 金	14,814,000	2.5	14,813,604	2.5	△ 396	し尿処理費繰越金 14,811,820 衛生公債費繰越金 1,784	
5 諸 収 入	1,545,000	0.3	1,554,436	0.3	9,436	雑入 1,554,436	
6 組 合 債	89,500,000	15.2	89,500,000	15.2	0	し尿処理施設整備事業債 89,500,000	
合 計	587,290,000	100.0	587,300,664	100.0	10,664		
歳					出		
科 目	予 算 額		決 算 額		予 算 額 に 対 す 増 減	予 算 執 行 率	摘 要
	金 額	比 率	金 額	比 率			
1 衛 生 費	円 505,596,000	% 86.1	円 477,027,566	% 85.4	円 △ 28,568,434	% 94.3	円
2 公 債 費	81,694,000	13.9	81,693,257	14.6	△ 743	100.0	元金 80,163,340 利子 1,529,917
合 計	587,290,000	100.0	558,720,823	100.0	△ 28,569,177	95.1	
歳入歳出差引残額			26,396,841	円	次年度へ繰越し		
繰越明許費			2,183,000	円			

7. し尿処理費

(1) し尿処理費（令和5年度）

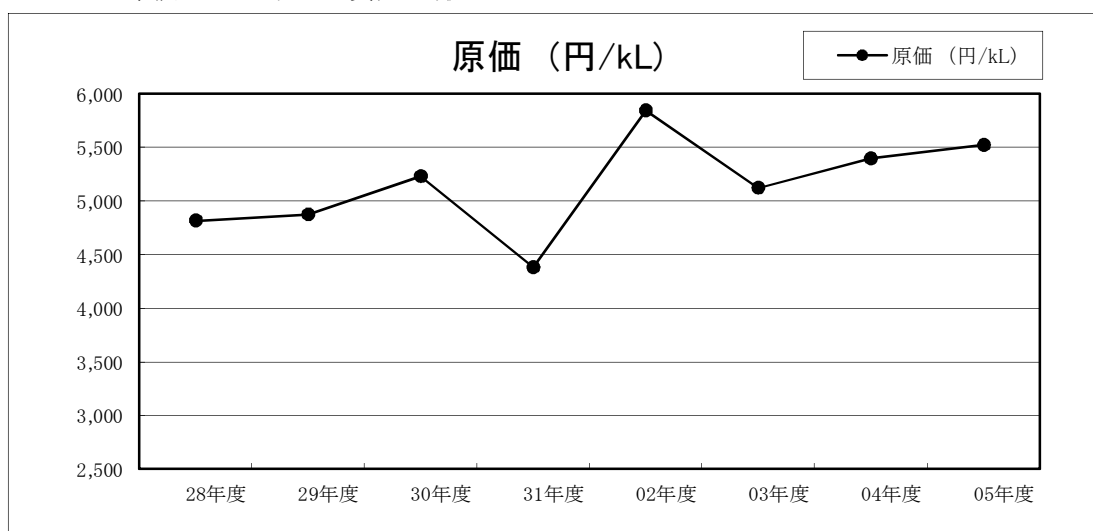
項 目	金 額 (円)
人件費	
給料・報酬	19,736,376
職員手当等	9,342,547
共済費	5,829,822
物件費	
災害補償	0
賃 金	0
報償費	0
旅 費	225,060
需用費	150,373,912
役務費	2,356,315
委託料	165,852,884
使用料及び賃借料	455,563
工事請負費	99,550,000
原材料費	20,830,447
備品購入費	952,600
負担金・補助及び交付金	181,140
公課費	315,900
計	476,002,566

※ し尿処理費には、「償還金利子及び割引料」を含まない。

(2) し尿処理原価の推移

	原価 (円/kL)
28年度	4,817
29年度	4,873
30年度	5,231
31年度	4,381
02年度	5,843
03年度	5,123
04年度	5,399
05年度	5,524

※ 原価 : し尿処理費／全搬入量



8. 許可業者及びし尿収集区域

[令和6年4月1日現在]

(1) し尿関係

① 許可業者：一般廃棄物収集運搬業（し尿収集運搬）

会 社 名	代表者名	所 在 地	電話番号
八 戸 清 運 株 式 会 社	小 林 進	八戸市城下四丁目12－5	22－9351
第 一 清 掃 株 式 会 社	榊 純 哉	八戸市大字是川字金ヶ坂18	44－2624

② し尿収集区域：区域割制

市町村別	収集業者	区 域
八 戸 市 内 (区域割制)	八戸清運	南浜・鮫・白銀・湊・小中野・三八城・柏崎・吹上・長者・大館・是川・市川・南郷の各地区の全域 根城・上長・下長地区の一部
	第一清掃	館・田面木・豊崎地区の全域 根城・上長・下長地区の一部
南 部 町 合併前の福地村の区域に限る。	第一清掃	全 域
階 上 町	八戸清運	全 域

③ 許可車両台数（バキューム車）

[単位：台]

業者名 \ 積載量	1.8kL	1.9～2.5kL	2.6～3.0kL	3.1～3.5kL	3.6～5.0kL	計
八戸清運	1		14		3	18
第一清掃			3		1	4
計	1		17		4	22

(2) 浄化槽関係

① 許可業者：一般廃棄物収集運搬業(浄化槽汚泥収集運搬)及び浄化槽清掃業

会 社 名	代 表 者 名	所 在 地	電 話 番 号
第 一 清 掃 株 式 会 社	榊 純 哉	八戸市大字是川字金ヶ坂18	44-2624
環 境 技 術 株 式 会 社	倉 成 諭	八戸市八太郎六丁目12-4	20-2666
株式会社清掃テクノサービス	中 嶋 満	八戸市城下四丁目12-5	43-1578
有 限 会 社 伊 藤 商 事	伊 藤 智 之	八戸市大字新井田字出口平3-57	25-0769
株式会社建物管理技研	新 田 淳 也	八戸市大字大久保字三社3-3	34-1190

(注) 平成11年5月に(資)八戸便利社と環境技術(株)が合併し、環境技術(株)となる。

(注) 平成18年1月に(株)清掃センター廃業、(株)清掃テクノサービスとなる。

② 浄化槽汚泥収集区域：区域割は設定していない。

③ 許可車両台数 (バキューム車)

[単位：台]

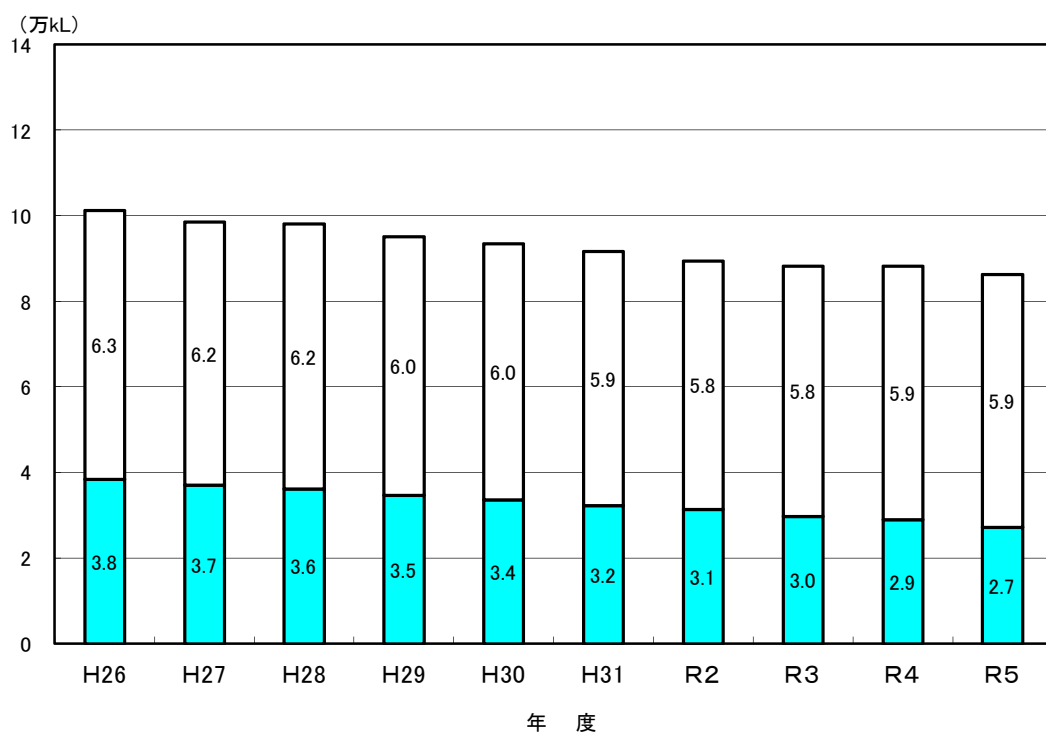
積載量 業者名	1.0～3.0 kL	3.1～5.0 kL	5.1～7.0 kL	7.1～9.0 kL	9.1～10.0 kL	計
第 一 清 掃	3	3	3	0		9
環 境 技 術	1	5		1		7
清掃テクノ サービス	3	3		2		8
伊 藤 商 事	4	10	2	2	5	23
建物管理技研	3	5				8
計	14	26	5	5	5	55

9. し尿及び浄化槽汚泥収集量

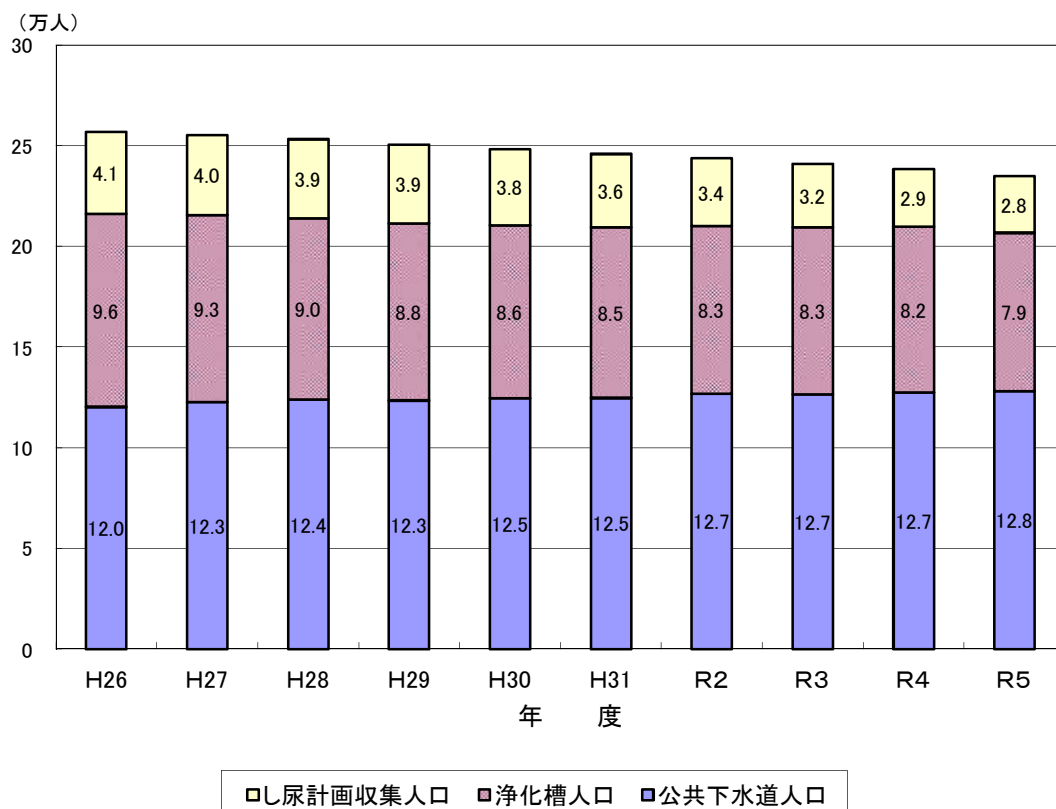
(1) 年度別一般廃棄物収集処理実績表

項 目			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
(1) 行政区域内面積(km ²)			439.49	439.49	439.73	439.75	439.75	439.74	439.74	439.74	439.74	439.74
(2) 行政区域内人口(人)			256,890	255,189	253,157	250,550	248,182	245,842	243,624	241,008	238,278	234,880
(3) 処理区域内人口(人)			256,890	255,189	253,157	250,550	248,182	245,842	243,624	241,008	238,278	234,880
人 口 (人)	水 洗 化 人 口	(4) 公共下水道	120,227	122,534	123,987	123,408	124,540	124,708	126,729	126,532	127,382	128,088
		(5) 浄化槽	95,843	93,047	89,925	87,937	85,947	84,784	83,238	82,839	82,274	78,647
		(6) 自家処理(コミブラ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非 化 水 洗 口	(7) 計画収集	40,820	39,608	39,245	39,205	37,695	36,350	33,657	31,637	28,622	28,145
		(8) 自家処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 集 量 (kl)	(9) し尿収集量		38,303	37,008	36,125	34,608	33,600	32,240	31,352	29,749	28,898	27,106
	(10) 浄化槽汚泥収集量		62,973	61,559	61,953	60,417	59,834	59,375	58,097	58,469	59,269	59,070
	(11) 収集量 計 (9)+(10)		101,276	98,567	98,078	95,024	93,434	91,615	89,449	88,218	88,167	86,176
処 理 区 分 (kl)	(12) 衛生処理施設 ※		101,276	98,567	98,078	95,024	93,434	91,615	89,449	88,218	88,167	86,176
	(13) 下水道投入 ※		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(14) 埋立ほか ※		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) し尿・浄化槽汚泥収集量の推移



(3) 処理区域内人口の推移



(4) 市町別し尿収集量及び収集件数（令和5年度）

【収集量 単位：kL】

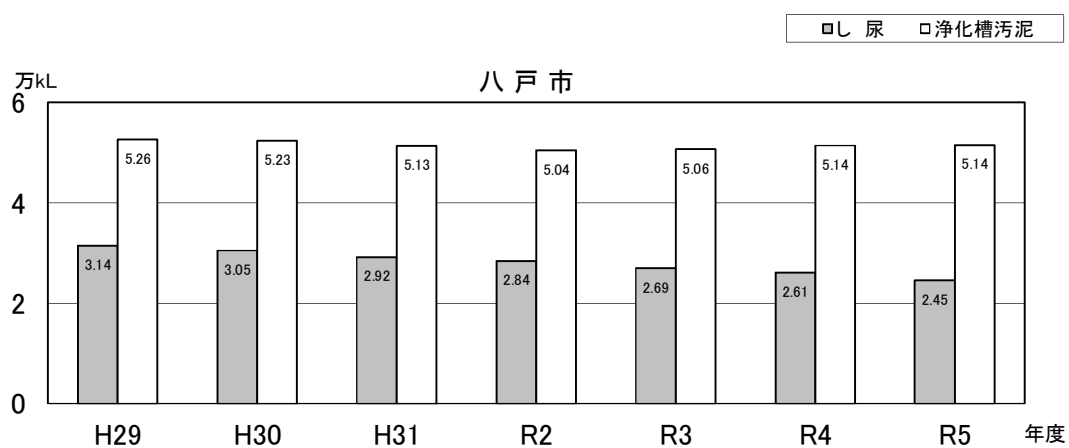
市町 月	八 戸 市		階 上 町		南 部 町		合 計	
	収集量	件数	収集量	件数	収集量	件数	収集量	件数
4 月	2,063.72	6,917	210.10	512	41.84	92	2,315.66	7,521
5 月	2,107.23	6,995	164.91	458	40.34	85	2,312.48	7,538
6 月	2,111.21	6,989	202.20	536	37.47	87	2,350.88	7,612
7 月	2,123.52	7,197	186.69	487	48.11	109	2,358.32	7,793
8 月	2,022.57	6,945	187.61	514	37.71	85	2,247.89	7,544
9 月	1,916.45	6,510	153.83	436	29.15	69	2,099.43	7,015
10 月	2,073.95	6,837	195.43	496	39.61	81	2,308.99	7,414
11 月	2,057.17	6,825	178.55	467	34.67	84	2,270.39	7,376
12 月	2,262.02	7,751	229.63	612	51.70	116	2,543.35	8,479
1 月	1,919.51	6,189	125.59	360	26.01	52	2,071.11	6,601
2 月	1,689.62	5,624	185.98	446	23.73	49	1,899.33	6,119
3 月	2,137.87	6,999	149.51	417	40.64	83	2,328.02	7,499
合計	24,484.84	81,778	2,170.03	5,741	450.98	992	27,105.85	88,511

(5) 市町別浄化槽汚泥収集量及び収集件数（令和5年度）

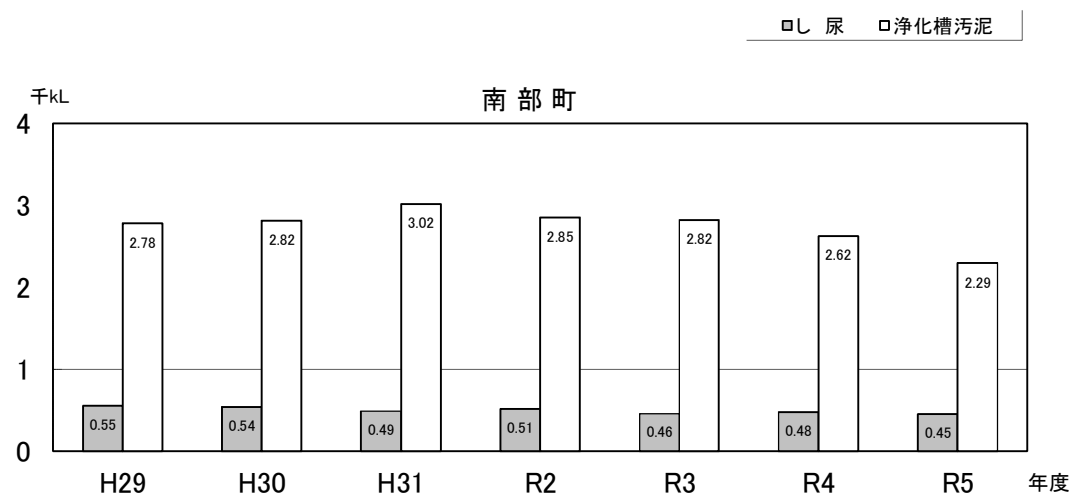
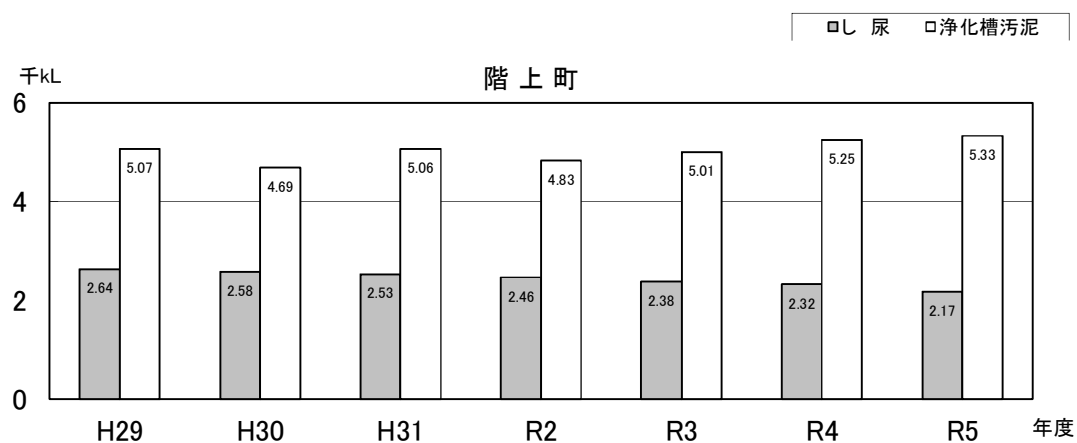
【収集量 単位：kL】

市町 月		八 戸 市		階 上 町		南 部 町		合 計	
		収集量	件 数	収集量	件 数	収集量	件 数	収集量	件 数
4 月	単独槽	1,798.98	860	115.54	59	30.41	13	1,944.93	932
	合併槽	2,770.29	711	269.95	86	105.48	30	3,145.72	827
	計	4,569.27	1,571	385.49	145	135.89	43	5,090.65	1,759
5 月	単独槽	1,825.88	911	130.67	71	18.77	10	1,975.32	992
	合併槽	2,498.88	687	237.66	69	157.12	31	2,893.66	787
	計	4,324.76	1,598	368.33	140	175.89	41	4,868.98	1,779
6 月	単独槽	2,169.95	1,003	178.65	94	34.70	12	2,383.30	1,109
	合併槽	2,592.81	695	336.08	96	175.33	30	3,104.22	821
	計	4,762.76	1,698	514.73	190	210.03	42	5,487.52	1,930
7 月	単独槽	2,025.37	984	267.40	111	30.97	10	2,323.74	1,105
	合併槽	2,390.02	612	281.16	92	134.47	17	2,805.65	721
	計	4,415.39	1,596	548.56	203	165.44	27	5,129.39	1,826
8 月	単独槽	1,963.17	956	146.47	80	44.57	20	2,154.21	1,056
	合併槽	2,491.79	621	273.34	86	194.68	36	2,959.81	743
	計	4,454.96	1,577	419.81	166	239.25	56	5,114.02	1,799
9 月	単独槽	1,787.61	742	135.79	78	36.12	16	1,959.52	836
	合併槽	2,615.97	646	256.91	73	90.81	22	2,963.69	741
	計	4,403.58	1,388	392.70	151	126.93	38	4,923.21	1,577
1 0 月	単独槽	1,855.52	824	153.60	82	31.57	14	2,040.69	920
	合併槽	2,664.92	684	295.47	72	83.77	25	3,044.16	781
	計	4,520.44	1,508	449.07	154	115.34	39	5,084.85	1,701
1 1 月	単独槽	1,673.19	759	118.07	72	45.92	17	1,837.18	848
	合併槽	2,761.75	689	327.47	93	183.60	29	3,272.82	811
	計	4,434.94	1,448	445.54	165	229.52	46	5,110.00	1,659
1 2 月	単独槽	1,476.63	693	89.58	36	28.41	15	1,594.62	744
	合併槽	2,486.73	654	492.93	84	248.15	42	3,227.81	780
	計	3,963.36	1,347	582.51	120	276.56	57	4,822.43	1,524
1 月	単独槽	1,281.72	568	145.90	33	26.19	7	1,453.81	608
	合併槽	2,339.24	585	389.49	76	131.27	28	2,860.00	689
	計	3,620.96	1,153	535.39	109	157.46	35	4,313.81	1,297
2 月	単独槽	1,240.83	548	45.52	28	18.95	5	1,305.30	581
	合併槽	2,076.07	523	254.21	50	210.76	21	2,541.04	594
	計	3,316.90	1,071	299.73	78	229.71	26	3,846.34	1,175
3 月	0	1,475.96	647	80.47	38	52.11	21	1,608.54	706
	合併槽	3,184.82	670	305.97	72	179.41	23	3,670.20	765
	計	4,660.78	1,317	386.44	110	231.52	44	5,278.74	1,471
合計	単独槽	20,574.81	9,495	1,607.66	782	398.69	160	22,581.16	10,437
	合併槽	30,873.29	7,777	3,720.64	949	1,894.85	334	36,488.78	9,060
総 合 計		51,448.10	17,272	5,328.30	1,731	2,293.54	494	59,069.94	19,497

(6) 市町別し尿・浄化槽汚泥収集量の推移

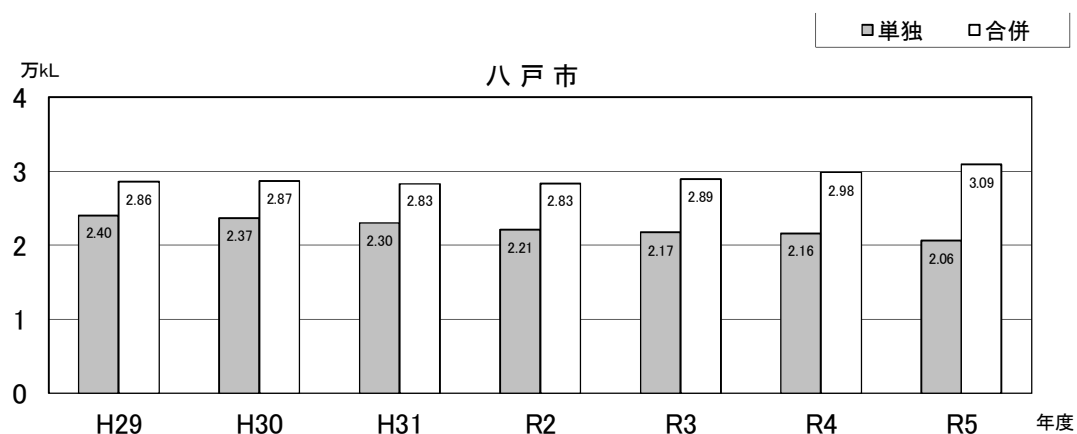


注：平成17年3月八戸市は南郷村と合併

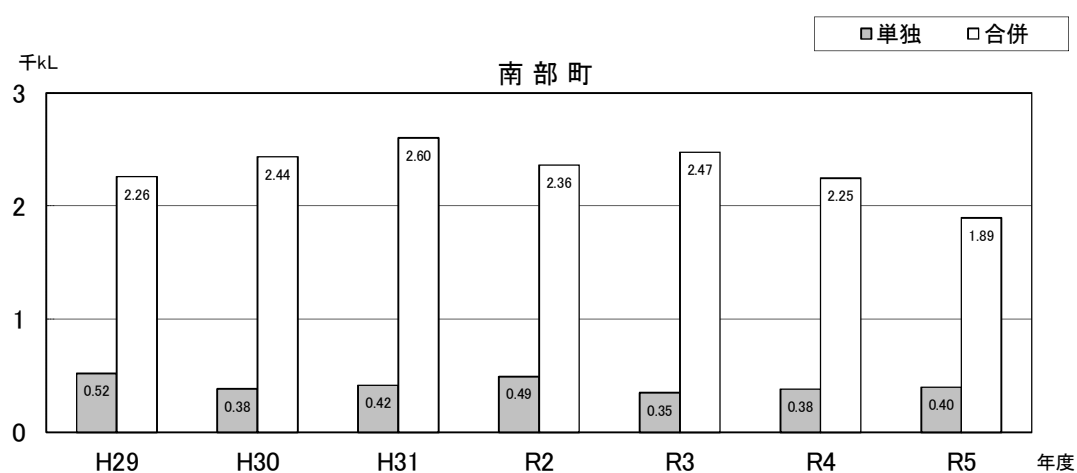
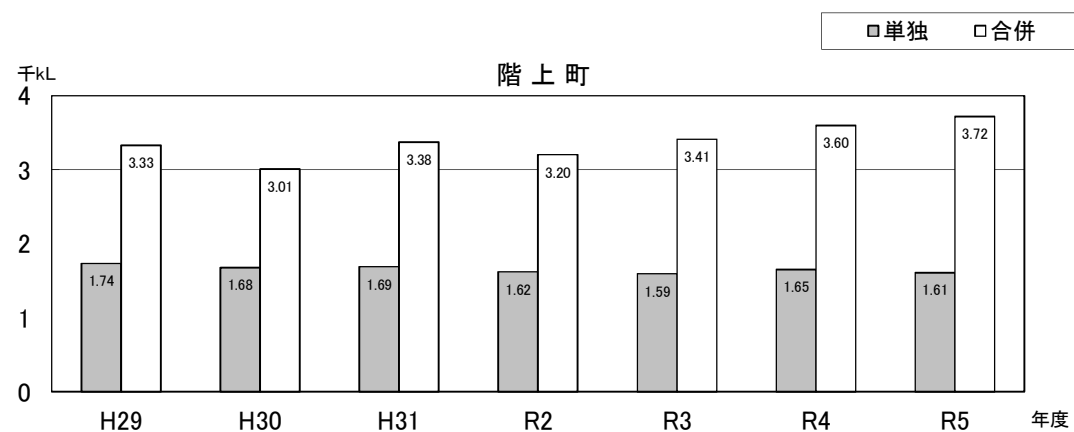


注：旧福地村の区域分

(7) 市町別単独・合併処理浄化槽汚泥収集量の推移



注：平成17年3月八戸市は南郷村と合併



注：旧福地村の区域分

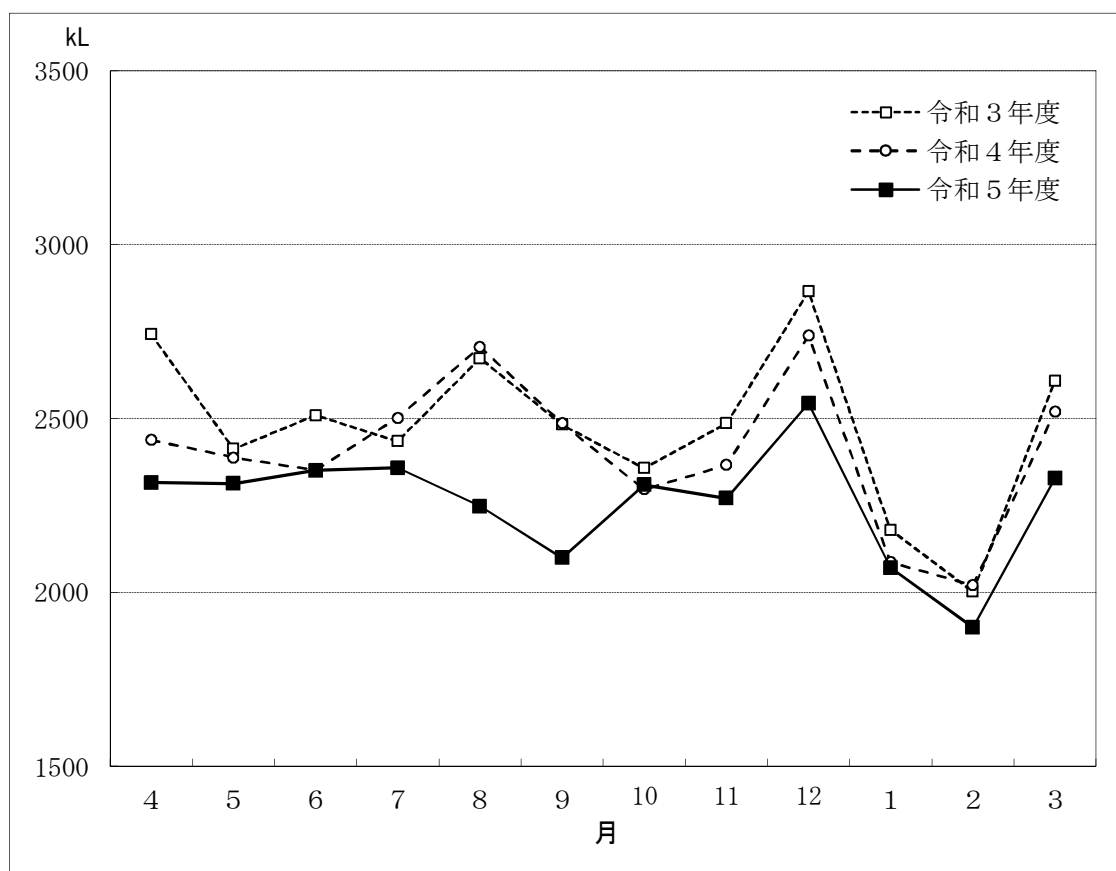
(8) 業者別収集量（令和5年度）

（単位：kL）

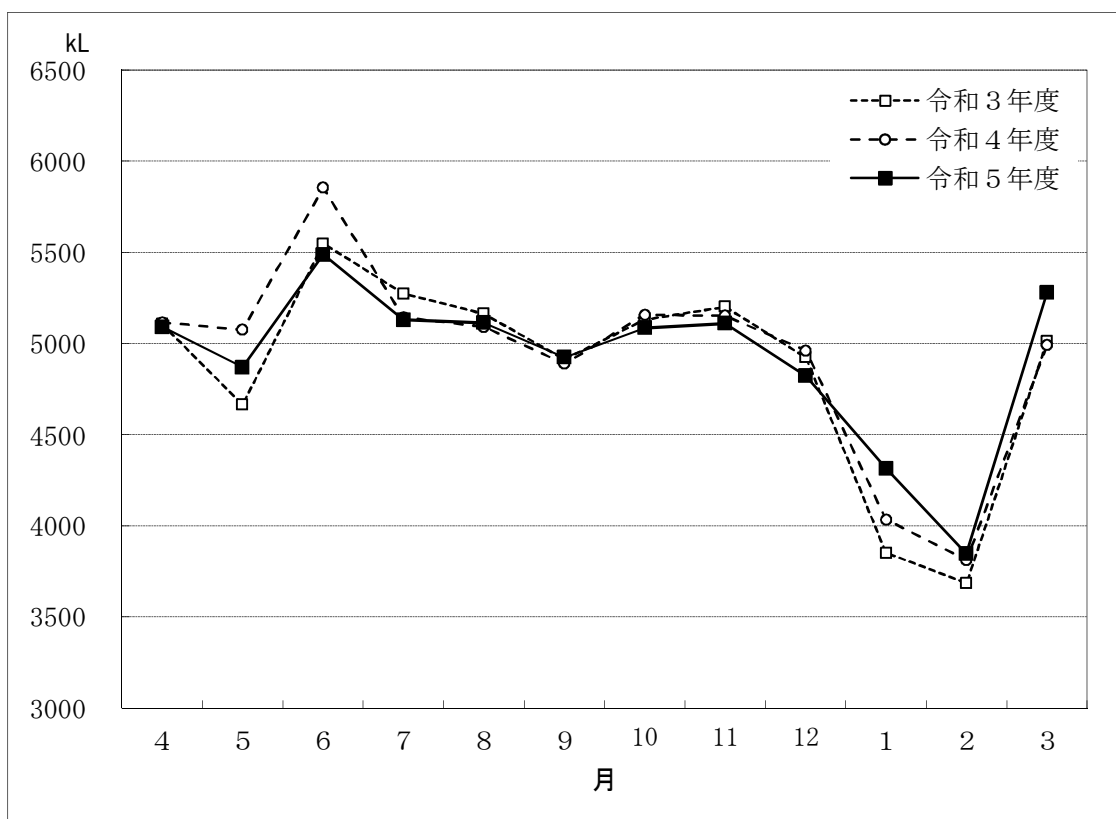
	し尿収集業者			浄化槽汚泥収集業者						合 計
	八戸清運	第一清掃	小計	環境技術	清掃テクノ サービス	伊藤商事	建物管理 技研	第一清掃	小計	
	収集量	収集量	収集量	収集量	収集量	収集量	収集量	収集量	収集量	
4月	1,986.94	328.72	2,315.66	641.78	1,146.11	1,271.71	980.65	1,050.40	5,090.65	7,406.31
5月	1,961.64	350.84	2,312.48	597.47	1,079.67	1,275.30	950.39	966.15	4,868.98	7,181.46
6月	2,013.00	337.88	2,350.88	591.61	1,227.94	1,759.62	1,048.97	859.38	5,487.52	7,838.40
7月	2,000.45	357.87	2,358.32	688.60	1,143.53	1,590.70	887.51	819.05	5,129.39	7,487.71
8月	1,920.05	327.84	2,247.89	687.36	1,141.92	1,466.89	818.21	999.64	5,114.02	7,361.91
9月	1,795.83	303.60	2,099.43	598.85	1,159.79	1,400.64	805.83	958.10	4,923.21	7,022.64
10月	1,969.19	339.80	2,308.99	639.63	1,132.85	1,364.89	893.79	1,053.69	5,084.85	7,393.84
11月	1,958.35	312.04	2,270.39	639.74	1,077.57	1,383.58	916.69	1,092.42	5,110.00	7,380.39
12月	2,148.70	394.65	2,543.35	579.08	967.10	1,365.33	936.68	974.24	4,822.43	7,365.78
1月	1,783.29	287.82	2,071.11	756.18	816.55	1,098.12	920.23	722.73	4,313.81	6,384.92
2月	1,622.73	276.60	1,899.33	514.49	886.62	988.43	864.21	592.59	3,846.34	5,745.67
3月	1,984.33	343.69	2,328.02	832.92	1,061.11	1,316.13	1,109.21	959.37	5,278.74	7,606.76
合計	23,144.50	3,961.35	27,105.85	7,767.71	12,840.76	16,281.34	11,132.37	11,047.76	59,069.94	86,175.79

(9) 月別し尿・浄化槽汚泥収集量

月別し尿収集量



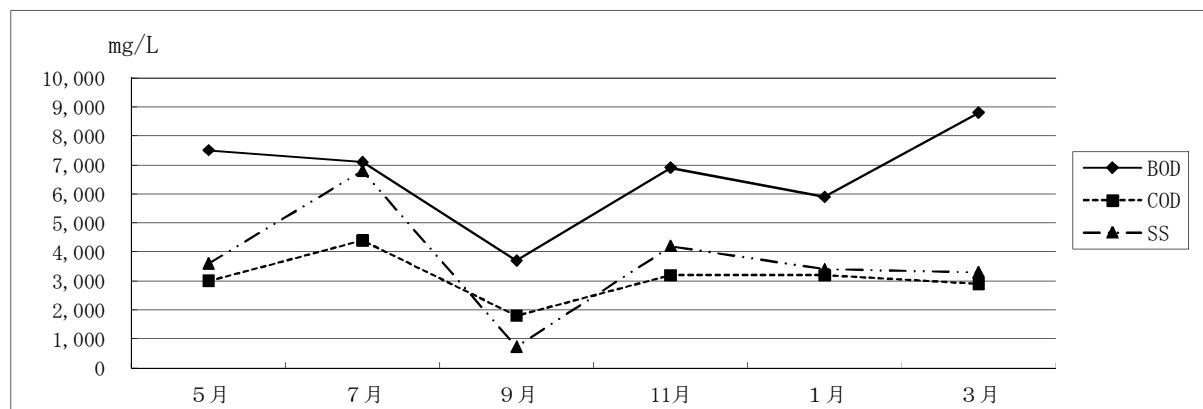
月別浄化槽汚泥収集量



10. し尿等の性状及び放流水の水質（令和5年度）

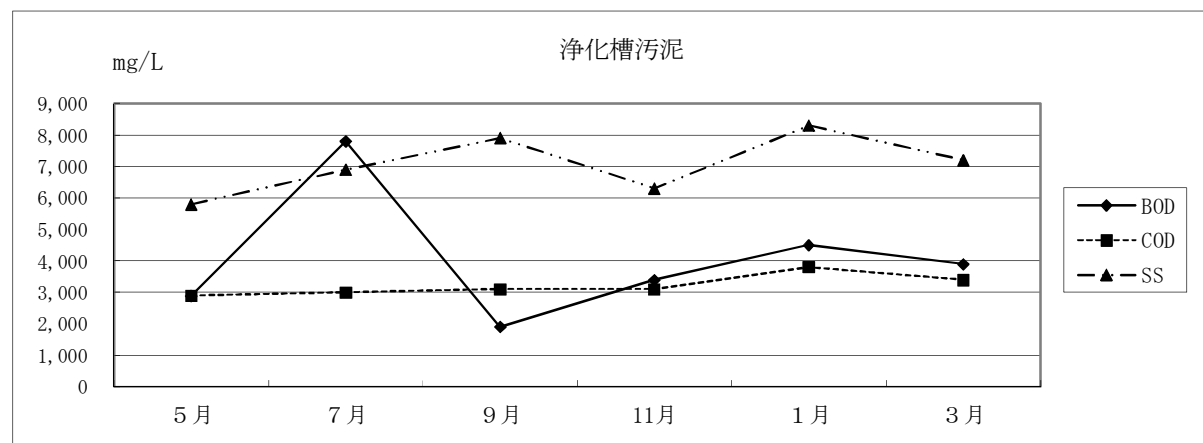
(1) 生 し 尿

		5月	7月	9月	11月	1月	3月	最大	最小	平均
pH		7.2	6.7	7.1	7.2	7.8	7.9	7.9	6.7	7.3
BOD	mg/L	7,500	7,100	3,700	6,900	5,900	8,800	8,800	3,700	6,700
COD	mg/L	3,000	4,400	1,800	3,200	3,200	2,900	4,400	1,800	3,100
SS	mg/L	3,600	6,800	730	4,200	3,400	3,300	6,800	730	3,700
T-S	mg/L	6,900	7,400	5,300	4,800	6,300	4,300	7,400	4,300	5,800
強熱残留物	mg/L	4,600	8,900	3,900	6,400	6,700	4,800	8,900	3,900	5,900
T-N	mg/L	1,800	2,000	1,600	1,500	2,200	1,500	2,200	1,500	1,800
T-P	mg/L	190	250	140	180	190	130	250	130	180



(2) 浄化槽汚泥

		5月	7月	9月	11月	1月	3月	最大	最小	平均
pH		6.0	5.6	6.2	6.8	6.3	7.8	7.8	5.6	6.5
BOD	mg/L	2,900	7,800	1,900	3,400	4,500	3,900	7,800	1,900	4,100
COD	mg/L	2,900	3,000	3,100	3,100	3,800	3,400	3,800	2,900	3,200
SS	mg/L	5,800	6,900	7,900	6,300	8,300	7,200	8,300	5,800	7,100
T-S	mg/L	1,600	1,600	2,400	1,500	1,100	1,900	2,400	1,100	1,700
強熱残留物	mg/L	5,600	7,700	7,900	6,100	8,400	7,100	8,400	5,600	7,100
T-N	mg/L	440	500	590	510	580	920	920	440	590
T-P	mg/L	67	93	91	83	86	110	110	67	88



(3) 放流水の水質（令和5年度）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最大	最小	平均	基準値①	基準値②
BOD	mg/L	0.6	3.2	6.0	1.0	0.6	1.1	<0.5	0.8	1.2	0.8	0.8	0.8	6.0	<0.5	1.5	—	20
COD	mg/L	4.9	6.1	6.9	8.0	8.1	4.1	6.9	5.8	2.5	3.1	5.7	3.0	8.1	2.5	5.4	40(30)	—
SS	mg/L	1	<1	2	5	33	1	<1	1	2	<1	<1	2	33	<1	4	80(60)	70
T-N	mg/L	1.6	2.8	2.0	2.1	2.6	1.2	6.3	2.5	2.4	1.4	2.8	1.8	6.3	1.2	2.5	—	—
T-P	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.08	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.08	<0.05	0.05	—	—
電気伝導度	mS/m	760	1600	1100	1200	950	870	1700	1200	730	1100	1100	490	1700	490	1100	—	—
Cl ⁻	mg/L	90	190	130	140	100	87	190	140	85	120	170	52	190	52	120	—	—
大腸菌群数	個/cm	0	6	0	290	300	380	0	0	0	8	26	42	380	0	88	(3,000)	3,000
色度	度	8	9	11	24	59	10	4	7	6	4	5	6	59	4	13	—	—
pH		7.2	7.1	7.3	7.2	7.3	7.3	6.8	7.1	7.4	7.2	7.1	7.5	7.5	6.8	7.2	5.0~9.0	
水温	℃	18.0	25.0	25.1	26.7	28.3	27.4	24.4	19.1	13.8	16.9	20.2	10.3	28.3	10.3	21.3	—	
n-ヘキサン	mg/L				<1						<1						30	
フェノール	mg/L				<0.5						<0.5						5	
Cu	mg/L				<0.05						<0.05						3	
Zn	mg/L				<0.05						<0.05						2	
D-Fe	mg/L				0.12						0.06						10	
D-Mn	mg/L				<0.05						<0.05						10	
Cr	mg/L				<0.05						<0.05						2	
F	mg/L				<0.8						<0.8						15	
NH ₄ -N	mg/L				1.2						<0.2						100※	
NO ₂ -N	mg/L				<0.02						<0.02							
NO ₃ -N	mg/L				1.2						1.0							
Cd	mg/L				<0.003						<0.003						0.03	
CN ⁻	mg/L				<0.1						<0.1						1	
O-P	mg/L				<0.1						<0.1						1	
Pb	mg/L				<0.01						<0.01						0.1	
Cr ⁶⁺	mg/L				<0.05						<0.05						0.5	
As	mg/L				<0.01						<0.01						0.1	
T-Hg	mg/L				<0.0005						<0.0005						0.005	
1,4-ジ'オキシ	mg/L				<0.05						<0.05						0.5	
放流量	m ³ /月	25,596	26,046	25,136	26,132	25,241	23,781	24,596	22,713	26,696	26,531	25,241	27,369	27,369	22,713	25,423	—	

※ アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

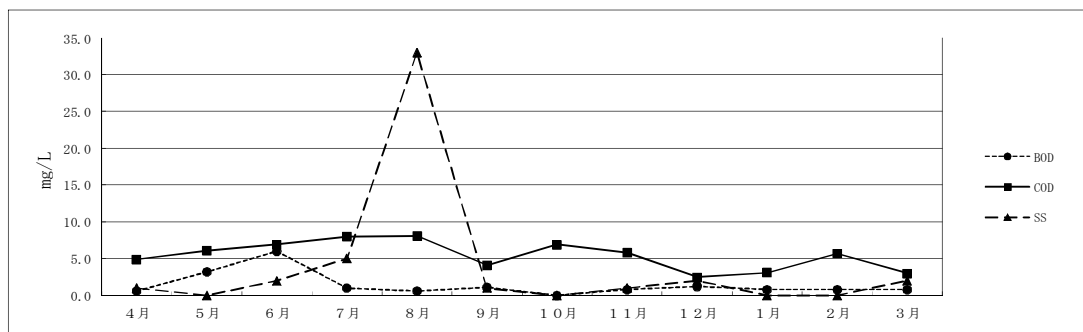
基準値①：水質汚濁防止法

()内の数値は日間平均値

基準値②：

一般廃棄物処理施設の維持管理

の技術上の基準（規則第4条の5.11）



11. 汚泥処理実績（令和5年度）

項目 \ 月			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
し 尿 等 投 入 量 (kL)	第1 処理 場	浄化槽汚泥 (直接脱水)	2,650.00	2,844.80	3,134.40	2,842.40	2,306.40	2,507.50	2,580.90	3,256.30	2,400.80	2,148.70	1,322.30	2,807.10	30,801.60
		生し尿	3,243.36	3,289.90	3,171.03	3,302.29	3,510.90	3,228.68	3,310.36	2,695.00	3,370.83	3,334.86	2,914.82	3,327.70	38,699.73
	第2 処理 場	浄化槽汚泥 (第1から)	1,971.50	2,031.80	1,951.60	2,010.00	2,067.40	1,942.60	1,992.30	1,626.30	2,039.50	2,041.60	1,837.10	2,075.20	23,586.90
		※1 分離液 等 (第1から)	14,590.40	14,504.20	14,109.40	15,021.40	13,684.70	14,026.40	14,659.70	11,719.20	14,654.90	15,261.30	14,163.00	14,890.40	171,285.00
		合 計	22,455.26	22,670.70	22,366.43	23,176.09	21,569.40	21,705.18	22,543.26	19,296.80	22,466.03	22,786.46	20,237.22	23,100.40	264,373.23
汚 泥 脱 水 (m³)	汚 泥 供 給 量	第1 処理場	1,704.00	1,922.70	1,932.40	1,574.00	1,333.80	1,492.60	1,591.80	1,955.90	1,394.80	1,416.90	991.10	1,807.60	19,117.60
		第2 処理場	1,450.10	1,823.40	1,658.10	1,636.90	1,510.70	1,139.90	1,376.60	1,283.60	1,410.20	1,352.40	1,321.60	1,579.30	17,542.80
	計		3,154.10	3,746.10	3,590.50	3,210.90	2,844.50	2,632.50	2,968.40	3,239.50	2,805.00	2,769.30	2,312.70	3,386.90	36,660.40
場 外 搬 出 処 分 量 (t)	脱 水 ケ ー キ	第1 処理場	100.25	103.52	112.37	80.95	64.83	61.00	62.17	72.12	74.15	60.76	41.51	71.93	905.56
		第2 処理場	169.56	246.21	210.96	207.32	176.69	144.68	182.74	158.82	196.41	182.07	171.72	212.41	2,259.59
		計	269.81	349.73	323.33	288.27	241.52	205.68	244.91	230.94	270.56	242.83	213.23	284.34	3,165.15
	し 渣	第1 処理場	6.38	6.00	5.06	3.30	2.92	2.25	2.02	2.22	3.10	3.06	2.78	5.06	44.15
		第2 処理場	7.32	6.06	4.58	3.66	2.76	2.36	2.90	3.28	6.43	6.00	5.44	7.66	58.45
		計	13.70	12.06	9.64	6.96	5.68	4.61	4.92	5.50	9.53	9.06	8.22	12.72	102.60
	沈 砂	受入槽	5.04	7.61	8.68	8.47	8.90	6.53	12.06	7.03	5.05	8.17	15.08	6.19	98.81
		沈砂装置	0.00	0.00	1.59	0.00	0.00	0.00	2.19	0.00	0.00	0.00	2.06	0.00	5.84
		計	5.04	7.61	10.27	8.47	8.90	6.53	14.25	7.03	5.05	8.17	17.14	6.19	104.65

脱水ケーキは、さかえ農事及びサイクルファームにおいて、発酵・堆肥化の中間処理を行っている。

し渣は、八戸清掃工場において焼却処分している。

沈砂のうち受入槽分は、奥羽クリーンテクノロジーにおいて焼却処分しており、沈砂装置分は、一般廃棄物最終処分場において埋立処分している。

※1 分離液等（第1から）の性状

		5 月	7 月	9 月	11 月	1 月	3 月	最大	最小	平均
pH		7.0	7.0	7.3	7.1	7.1	7.0	7.3	7.0	7.1
BOD	mg/L	250	290	150	190	210	120	290	120	200
COD	mg/L	81	76	83	50	45	68	83	45	67
SS	mg/L	68	23	110	13	12	51	110	12	50
T-S	mg/L	890	760	620	630	630	1,100	1,100	620	770
強熱残留物	mg/L	330	300	310	150	220	210	330	150	250
T-N	mg/L	56	51	41	53	51	32	56	32	47
T-P	mg/L	0.80	1.1	1.2	0.21	0.28	0.88	1.2	0.21	0.75

12. し尿収集運搬料金

し尿収集料金（くみ取り料金）の経過
従 量 制

（平成元年度より消費税外税）

（平成21年度より消費税内税）

改訂年月日	単 位	くみ取り 料 金	住 民 負 担 額	組 合 負担額	収入額	処理場 使用料	値上げ 額	値上げ 率
		円	円	円	円	円	円	%
昭 29 . 4 . 1	180L当り	100	100		100			
昭 38 . 9 . 1	〃	120	120		90	30	20	20
昭 39 . 11 . 1	〃	150	150		120	30	30	25
昭 40 . 4 . 1	〃	165	165		145	20	15	10
昭 43 . 1 . 1	〃	185	185		165	20	20	12
昭 45 . 9 . 1	〃	240	240		220	20	55	23
昭 47 . 2 . 1	〃	290	290		270	20	50	20.8
昭 48 . 10 . 1	〃	290	290		290	0		
昭 49 . 4 . 1	100L当り	225			225	0	64	39.6
(6.30まで)	〃	225	161.1	63.9	225	0		
(9.30まで)	〃	225	193.1	31.9	225	0		
(10.1以降)	〃	225	225	0	225	0		
昭 50 . 7 . 1	〃	340			340	0	115	51.1
(9.30まで)	〃	340	282.5	57.5	340	0		
(10.1以降)	〃	340	340		340	0		
昭 51 . 4 . 1	〃	373			373	0	33	9.7
(9.30まで)	〃	373	340	33.0	373	0		
(10.1以降)	〃	373	373	0	373	0		
昭 53 . 11 . 1	〃	408	408	0	408	0	35	9.3
昭 54 . 11 . 1	〃	435	435	0	435	0	27	6.6
昭 55 . 11 . 1	〃	470	470	0	470	0	35	8.0
昭 57 . 11 . 1	〃	515	515	0	515	0	45	9.6
昭 59 . 11 . 1	〃	550	550	0	550	0	35	6.8
昭 63 . 1 . 1	〃	570	570	0	570	0	20	3.6
平 元 . 4 . 1	消費税法を施行。税率は3%							
平 3 . 10 . 1	100L当り	595	595	0	595	0	25	4.4
平 6 . 4 . 1	140L当り	888	888	0	888	0	39	6.6
平 8 . 4 . 1	180L当り	1,199	1,199	0	1,199	0	58	5.1
平 9 . 4 . 1	消費税率を5%に引上げ							
平 10 . 4 . 1	180L当り	1,271	1,271	0	1,271	0	72	6.0
平 14 . 4 . 1	〃	1,396	1,396	0	1,396	0	125	10.0
平 21 . 4 . 1	〃	1,631 (以降税込額)	1,631	0	1,631	0	166	11.3
平 26 . 4 . 1	消費税率を8%に引上げ							
	180L当り	1,678	1,678	0	1,678	0	---	---
令 元 . 10 . 1	消費税率を10%に引上げ							
	180L当り	1,709	1,709	0	1,709	0	---	---

第3章 ごみ処理

1. ごみ処理について

八戸地域広域市町村圏事務組合のごみ処理は、平成4年9月に八戸市櫛引清掃工場を広域移管し開始した。櫛引清掃工場は、広域化以前から八戸市のごみ以外に階上町、南郷村及び福地村の可燃性一般廃棄物を受託処理していたが、広域化の際、この3町村のほかに百石町が加わり、1市2町2村の可燃ごみについて処理することとなった（ただし、百石町については平成6年度まで百石清掃工場にて焼却処理、平成7年度より八戸清掃工場にて焼却処理）。その後百石町が、平成18年2月をもって共同処理から脱退し、現在は、八戸市（合併前の八戸市と南郷村）、南部町（合併前の福地村の区域に限る）、階上町の3市町のごみを処理している。

焼却施設は、従来からの八戸清掃工場第二工場（移管により名称変更、処理能力150 t/日×2炉で昭和55年完成、平成8年7月一炉休止届けにより処理能力150 t/日×1炉）に加えて、平成4年9月に着工した八戸清掃工場第一工場（処理能力150 t/日×2炉、ごみ発電1,300 kW）が平成7年9月に一部供用開始し、現在2工場3炉体制となっている。

平成7年12月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」が施行されたことにより、市町村は容器包装の分別収集と資源化が義務づけられたが、資源化物の業者引取を行うためには、その品質基準を達成するとともに一定量を保管しておく必要が生じた。

そこで、分別収集を強化するとともに管内に不足していたストックヤードの充実を図るため、平成10年8月、八戸リサイクルプラザ（処理能力171 t/5h）の建設に着手し、平成12年3月完成、同年4月より稼働している。

可燃ごみの搬入量は、平成11年度をピークに15年度までは横ばいであったが、16年度から19年度まで漸減した。これは省資源、省エネ等のエコロジー生活への気運の高まりに加え、資源物搬入規制強化、分別指導などが要因と思われる。さらに20年度は、紙ごみについて事業系の搬入規制及び家庭系の資源化指導をしたことにより、前年度比－9.8%と激減した。21年度、22年度は横ばいであったが、23年度は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による災害ごみの搬入があり、前年度比＋7.7%となった。24年度以降は31年度に＋1.0%となったが概して漸減の傾向にある。

八戸リサイクルプラザへの不燃・粗大ごみ等の搬入量は、平成12年度をピークに14年度まで漸減、15年度から17年度は横ばい、18年度から22年度は漸減した。23年度は通常の搬入に加え、東日本大震災による災害ごみの搬入があり、前年度比＋2.4%となった。24年度は災害ごみが減少したため前年度比－6.7%となり、25年度以降は令和2年度に＋1.7%となったが、漸減の傾向にある。

2. ごみ処理事業の沿革

年	月	法律・条例・機構改革	事業概要
明 33	4	「汚物掃除法」施行	
昭 4			湊焼却炉(固定炉)
昭 11			吹上焼却場(固定炉 8 t/日)
昭 29	4	「清掃法」施行 「汚物掃除法」廃止	
昭 30	4	「八戸市特別清掃地域の清掃に関する条例」施行	
昭 34	12	経済民生部 厚生課	
昭 35	4	民生部 衛生課	
昭 37			河原木清掃工場完成(50t/10h)
昭 38	11	民生部 清掃課	
昭 40	1	民生部 環境衛生課	
昭 42	9		鮫清掃工場完成(76t/日)
昭 46	9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行	
昭 47	7	民生部 清掃課	鮫清掃工場改造(93t/日)
昭 48	3	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行	
	7		一般廃棄物処理手数料徴収開始 可燃 ¥100/50kg・不燃 ¥100/100kg 階上町・南郷村のごみ焼却事務を受託 名川町のごみ焼却事務受託(～S52. 3)
昭 50	3		百石清掃工場完成(8 t/日)
	4	環境衛生部 清掃課	
昭 52	12		福地村のごみ焼却事務を受託
昭 54	4	環境衛生部 清掃課・清掃工場建設事務局	
	8		鮫清掃工場改造(50t/10h)
昭 55	3		櫛引清掃工場完成(150t/24h×2基) 粗大ごみ処理施設完成(50t/5h)
	4	環境衛生部 清掃業務課・清掃施設課	
	7		河原木清掃工場廃止
昭 56	4	環境衛生部 清掃事務所 業務課・施設課	
昭 60	3		鮫清掃工場廃止
	4		プラスチック類を可燃ごみに受入
昭 61	4		事業系一般廃棄物の搬入焼却指導 (S60行政監査事務所の産廃最終処分場立入検査)
	12		「八戸自動車道における廃棄物の処理に関する協定」 に基づき八戸自動車道の廃棄物を受入
平 元	9		消費税導入による処分手数料改正 可燃 ¥103/50kg・不燃 ¥103/100kg
平 3	4	環境衛生部 清掃事務所 業務課・施設課・清掃工場建設事務局	
	10	「再生資源の利用の促進に関する法律」施行	
平 4	9	施設課のうち焼却部門及び清掃工場建設事務局が八戸地域広域市町村圏事務組合に移管となり「八戸地域広域市町村圏事務組合環境衛生部八戸清掃工場」及び「八戸地域広域市町村圏事務組合環境衛生部清掃工場建設事務局」となる。 「八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処理に関する条例」施行	広域化に伴い階上町・南郷村・福地村からの焼却事務受託を廃止 「(仮称)八戸地域広域市町村圏事務組合新清掃工場」建設工事着工 「八戸自動車道における可燃性廃棄物の処理に関する協定」を締結 処分手数料は市と同額 可燃 ¥103/50kg
平 5	11	「環境基本法」施行	
平 6	6		ごみ処分手数料後納制を許可業者へ導入
平 7	3		百石清掃工場廃止(百石清掃工場で焼却していた百石町の可燃性廃棄物は八戸清掃工場へ搬入)
	4	現清掃工場を八戸清掃工場第二工場、(仮称)新清掃工場を八戸清掃工場第一工場に名称変更	

年	月	法律・条例・機構改革	事業概要
平 7	6	「容器包装リサイクル法」公布	八戸清掃工場第一工場 試運転開始 八戸清掃工場第二工場 委託開始 処分手数料改正(事業系・家庭系を別に規定) 可燃 ¥250(家庭系¥103)/50kg 不燃<市> ¥220(家庭系¥103)/100kg
	9		八戸清掃工場第一工場 一部供用開始
	12	「容器包装リサイクル法」一部施行	
平 8	3	八戸地域広域市町村圏事務組合環境衛生部清掃工場建設事務局解散	
	7		八戸清掃工場第一工場 竣工 八戸清掃工場第二工場 2号炉休止届 第一工場300t/日、第二工場150t/日となり八戸清掃工場全体で450t/日
平 9	4	「容器包装リサイクル法」一部施行 八戸市が毎週水曜日に資源ごみの回収を開始	消費税率変更による処分手数料改正 可燃 ¥255(家庭系¥105)/50kg 不燃<市> ¥224(家庭系¥105)/100kg
平 10	4	環境衛生部 八戸清掃工場 管理班・施設班・リサイクルプラザ建設班	リサイクルプラザ建設事業実施 平成10年 8月着工
平 12	3		八戸リサイクルプラザ 竣工
	4	「容器リサイクル法」完全施行 「八戸地域広域市町村圏事務組合八戸リサイクルプラザ条例」施行 環境衛生部 八戸清掃工場 管理班・施設班・リサイクルプラザ班	八戸リサイクルプラザ 稼動開始 処分手数料 不燃 ¥224(家庭系¥105)/100kg 日本道路公団との「八戸自動車道及び百石道路における可燃性廃棄物及び不燃性廃棄物の処理に関する協定」(名称変更)の変更協定施行
	10		処分手数料改正 可燃 ¥330(家庭系¥105)/50kg 不燃 ¥290(家庭系¥105)/100kg
平 13	4	「家電リサイクル法」施行	
	6		八戸市が収集家庭ごみの有料化を開始
平 14	4		八戸市天狗沢最終処分場延命化の一環として、草木を可燃物として受入開始
	5	「建設リサイクル法」施行	
	7		八戸北インターチェンジ開設に伴い「八戸自動車道及び百石道路における可燃性廃棄物及び不燃性廃棄物の処理に関する協定」の変更協定施行
	10		事業系発泡スチロールの受入を停止
平 15	3		事業系ダンボール搬入者への再資源化指導開始
平 17	3	八戸市と南郷村が合併、「八戸市」となる。 (3月31日)	
平 18	1	福地村が名川町、南部町と合併「南部町」となる。 (1月1日)	旧福地村分のみ受入れ、処理。
	2		第二種エネルギー管理指定工場等に指定
	3	百石町が下田町と合併、「おいらせ町」となる。 (3月1日)	事務組合の清掃事業から脱退。 (2月28日)
平 19	4		処分手数料改正 可燃 ¥400(家庭系¥130)/50kg 不燃 ¥200(家庭系 ¥70)/50kg
平 20	4	環境衛生部 八戸清掃工場・八戸リサイクルプラザ	事業系一般廃棄物の資源となる紙の搬入を規制
平 25	4	「小型家電リサイクル法」施行	
	7		処分手数料改正 可燃 ¥450(家庭系¥150)/50kg 不燃 ¥450(家庭系¥150)/50kg
	9		東日本高速道路㈱との「八戸自動車道及び百石道路における可燃性廃棄物及び不燃性廃棄物の処理に関する協定」廃止 10月1日以後組合の処理区域内に限定して受入れ、処分手数料は条例規定の事業系一般廃棄物処分手数料適用
	10		「小型家電リサイクルシステム構築実証事業」実施
平 26	4		消費税率変更による処分手数料改正 可燃 ¥460(家庭系¥150)/50kg 不燃 ¥460(家庭系¥150)/50kg
平 27	2		使用済小型電子機器等の再資源化業務開始
令 2	7		久慈広域連合のごみ焼却場基幹的設備改良工事に伴い、「久慈広域連合の一般廃棄物(家庭系可燃ごみ)の処理に関する協定」を締結し、可燃性廃棄物(家庭系)の処理業務を受託 協定締結日 令和2年6月30日 搬入期間 令和2年7月1日～令和2年8月31日
令 4	4	「プラスチック資源循環法」施行	
令 5	4	環境衛生部八戸清掃工場 一般廃棄物処理施設整備準備室 設置	

3. 構成市町別負担金負担割合

(令和6年度)

市 町	負担金		清掃公債費負担金												
	衛生費負担金		八戸清掃工場 元金・利子								八戸リサイクルプラザ 元金・利子				
	八戸 清掃工場 管理運営費	八戸 リサイクル プラザ 管理運営費	基幹的整備事業分						新工場 建設 事業分	施設整備事業分					建設 事業分
			H19 ～H23 ※1	H24	H25 ～H28	H29	H30 ～R3	R4 ～R6	H4 ～H8	H23 ～H25	H26 ～H28	H29 ～H31	R2 ～R4	R5 ～R6	H10 ～H11
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
八戸市	92.08	90.95	91.62	91.84	91.8	92.01	92.00	92.08	92.00	90.96	91.20	91.07	91.12	90.95	88.20
南部町	2.36	3.03	2.63	2.47	2.52	2.42	2.42	2.36	1.30	3.1	3.06	3.13	3.02	3.03	3.20
階上町	5.56	6.02	5.75	5.69	5.68	5.57	5.58	5.56	4.30	5.94	5.74	5.80	5.86	6.02	5.10
おいらせ町 (旧百石町分) ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	2.40	—	—	—	—	—	3.50

※1 平成21年度の整備事業は、重点化事業ではない

※2 旧百石町は市町村合併により平成18年2月28日脱退

4. 施設概要

(1) 八戸清掃工場 第一工場



所在地	八戸市大字櫛引字取揚石 1 番地 1
敷地面積	76,915.53 m ² (第二工場分を含む)
延床面積	10,992.36 m ²
着工	平成 4 年 9 月
竣工	平成 8 年 7 月
総事業費	14,976,200 千円
炉形式	全連続旋回流型流動床焼却炉
能力	150 t / 24 h × 2 炉
設計施工	荏原製作所

(2) 八戸清掃工場 第二工場



所在地	八戸市大字櫛引字取揚石 1 番地 1
敷地面積	(第一工場に総面積を記載)
延床面積	8,337.95m ²
着工	昭和 52 年 11 月
竣工	昭和 55 年 3 月
総事業費	3,053,470 千円
炉形式	全連続日本鋼管フェルント式焼却炉 (ストーカ炉)
能力	150 t / 24 h × 2 炉 (1 炉休炉)
設計施工	日本鋼管・清水建設 共同企業体

(3) 八戸リサイクルプラザ



所在地	八戸市大字櫛引字山田山1番地1										
敷地面積	24,139 m ²										
延床面積	11,602 m ²										
着工	平成10年8月										
竣工	平成12年3月										
総事業費	4,418,400 千円										
	<table> <tr> <td>資源化ライン</td><td>49 t / 5 h</td></tr> <tr> <td>破碎ライン</td><td>61 t / 5 h</td></tr> <tr> <td>紙・布ライン</td><td>61 t / 5 h</td></tr> <tr> <td>有害ごみライン</td><td>0.09 t / 5 h</td></tr> <tr> <td>計</td><td>171.09 t / 5 h</td></tr> </table>	資源化ライン	49 t / 5 h	破碎ライン	61 t / 5 h	紙・布ライン	61 t / 5 h	有害ごみライン	0.09 t / 5 h	計	171.09 t / 5 h
資源化ライン	49 t / 5 h										
破碎ライン	61 t / 5 h										
紙・布ライン	61 t / 5 h										
有害ごみライン	0.09 t / 5 h										
計	171.09 t / 5 h										
設計施工	極東開発工業										

5. 予 算 及 び 決 算

(1) 令和5年度予算及び決算額総括表（八戸清掃工場）

●塵芥処理費

歳 入						
科 目	予 算 額		決 算 額		予算額に 対する 増 減	摘 要
	金 額	比 率	金 額	比 率		
1. 分担金及び負担金	円 1,012,859,000	% 59	円 1,012,859,000	% 62	円 0	塵芥処理費負担金 1,012,859,000
2. 使用料及び手数料	233,860,000	14	226,257,210	14	△ 7,602,790	可燃物処分手数料 226,257,210
3. 財産収入	0	0	0	0	0	土地建物貸付収入 0
4. 繰越金	24,777,000	1	24,776,848	1	△ 152	前年度繰越金 24,776,848
5. 諸収入	14,425,000	1	15,231,940	1	806,940	雑入 15,231,940
6. 組合債	418,500,000	25	353,500,000	22	△ 65,000,000	
合 計	1,704,421,000	100	1,632,624,998	100	△ 71,796,002	
歳 出						
科 目	予 算 額		決 算 額		翌年度 繰越額 継続費通次繰越	不用額 摘 要
4. 衛生費	円 1,704,421,000		円 1,616,729,099		円 65,886,000	円 21,805,901 塵芥処理費 1,616,729,099
合 計	1,704,421,000		1,616,729,099		65,886,000	21,805,901
歳入歳出差引残額			通次繰越額			純繰越額 (繰越明許費財源6,686,000円を含む)
15,895,899			0			15,895,899

●清掃公債費

歳 入						
科 目	予 算 額		決 算 額		予算額に 対する 増 減	摘 要
	金 額	比 率	金 額	比 率		
1. 分担金及び負担金	円 152,562,000	% 100	円 152,562,000	% 100	円 0	清掃公債費負担金 152,562,000
4. 繰越金	1,000	0	1,415	0	415	前年度繰越金 1,415
5. 諸収入	0	0	0	0	0	雑入 0
合 計	152,563,000	100	152,563,415	100	415	
歳 出						
科 目	予 算 額		決 算 額		翌年度 繰越額 継続費通次繰越	不用額 摘 要
6. 公債費	円 152,563,000		円 152,561,623		円 0	円 1,377 元金 146,779,519 利子 5,782,104
合 計	152,563,000		152,561,623		0	1,377
歳入歳出差引残額			通次繰越額			純繰越額
1,792			0			1,792

(2) 令和5年度予算及び決算額総括表（八戸リサイクルプラザ）

●リサイクルプラザ管理運営費

歳 入						
科 目	予 算 額		決 算 額		予算額に 対する 増 減	摘 要
	金 額	比率	金 額	比率		
1. 分担金及び負担金	円 197,689,000	% 36.4	円 197,689,000	% 34.1	円 0	円 リサイクルプラザ管理運営費負担金 197,689,000
2. 使用料及び手数料	20,973,000	3.9	23,423,110	4.0	2,450,110	不燃物処分手数料 23,423,110
3. 財産収入	130,000,000	23.9	136,233,906	23.5	6,233,906	再生資源物売却収入等 136,233,906
4. 繰越金	139,073,000	25.6	139,072,929	24.0	△ 71	前年度繰越金 139,072,929
5. 諸収入	1,026,000	0.2	28,934,437	5.0	27,908,437	雑入 28,934,437
6. 組合債	54,400,000	10.0	54,400,000	9.4	0	54,400,000
合 計	543,161,000	100.0	579,753,382	100.0	36,592,382	
歳 出						
科 目	予 算 額		決 算 額		翌年度 繰越額 継続費通次繰越	摘要
1. 衛生費	円 543,161,000		円 528,064,703		円 0	円 15,096,297 リサイクルプラザ管理運営費 528,064,703
合 計	543,161,000		528,064,703		0	15,096,297
歳入歳出差引残額			通次繰越額			純繰越額
51,688,679			0			51,688,679

●清掃公債費

歳 入						
科 目	予 算 額		決 算 額		予算額に 対する 増 減	摘 要
	金 額	比率	金 額	比率		
1. 分担金及び負担金	円 40,238,000	% 100.0	円 40,238,000	% 100.0	円 0	円 清掃公債費負担金 40,238,000
2. 繰越金	1,000	0.0	735	0.0	△ 265	前年度繰越金 735
3. 諸収入	0	0.0	0	0.0	0	雑入 0
合 計	40,239,000	100.0	40,238,735	100.0	△ 265	
歳 出						
科 目	予 算 額		決 算 額		翌年度 繰越額 継続費通次繰越	摘要
1. 公債費	円 40,239,000		円 40,237,614		円 0	円 元金 38,883,088 利子 1,354,526
合 計	40,239,000		40,237,614		0	1,386
歳入歳出差引残額			通次繰越額			純繰越額
1,121			0			1,121

6. ごみ処理原価

(1) 原価計算の考え方

原価計算は、事業の行政効果と経済性を考慮するための資料の提供を目的としている。また、ごみ処分手数料を決定するための参考資料としている。

廃棄物処理原価については、下記の人件費・物件費・減価償却費・公債利子の4項目を原価要素としている。当該年度中に発生した費用を決算額により集計し、それをごみ処理量で除し、1トン当たりの処理原価を算出している。

- ①人件費・・・給料、職員手当、共済費。
- ②物件費・・・人件費、減価償却費、公債利子に属する原価要素以外のもの。
- ③減価償却費・・・当初から償却している建物及び構築物に関するもの、工事請負費の中で資本的支出と認められるもの（基幹的施設整備事業により整備した費用）、車両購入に係る費用等。
- ④公債利子・・・起債借上げに係る償還額のうちの利子。

(2) 清掃工場の原価計算について

処理量に対する原価という観点から、原則として歳出で算出しているが、歳入である第二工場管理棟維持管理経費については、八戸市の費用を代理で支出し、所要経費に参入している分を相殺するものであるため控除している。

(3) リサイクルプラザの原価計算について

経費は、人件費、物件費、減価償却費、公債利子の4項目の決算額をプラザ棟に係る分と工場棟に係る分に分けて集計した。さらに工場棟分は、破碎ライン、資源化ライン、紙・布ラインと、この3ラインに区別できない費用を工場棟管理として、4区分に分けて集計した。その後、工場棟管理分の3分の1ずつを各ラインに配賦し、それぞれのラインにかかった経費とした。

人件費は、職員の作業に従事した割合でプラザ棟と工場棟管理に按分した。

物件費は、人件費、減価償却費及び公債利子に属するものの以外で、歳出予算に定める旅費から公課費までとした。

有害ごみ関係、不燃物残渣埋立手数料は工場棟管理分とした。

公債利子は、減価償却費の建物と構築物機械設置の各ラインの決算額の比率により、年度ごとの公債利子を按分し算出した。

令和 5 度 八戸清掃工場原価計算書

項 目	可燃ごみ処理経費(令和 5 年度決算額)
	焼 却
人 件 費 (円) ①	83,772,206
物 件 費 (円) ②	1,134,745,891
減価償却費 (円) ③	279,657,000
公債利子 (円) ④	5,782,104
小計 ①+②+③+④ (円) A	1,503,957,201
控除項目 (円) ⑤	8,177,541
計 A - ⑤ (円) B	1,495,779,660
処 理 量 (t) C	69,855.19
1 t 当たり原価 (円/t) B/C	21,413

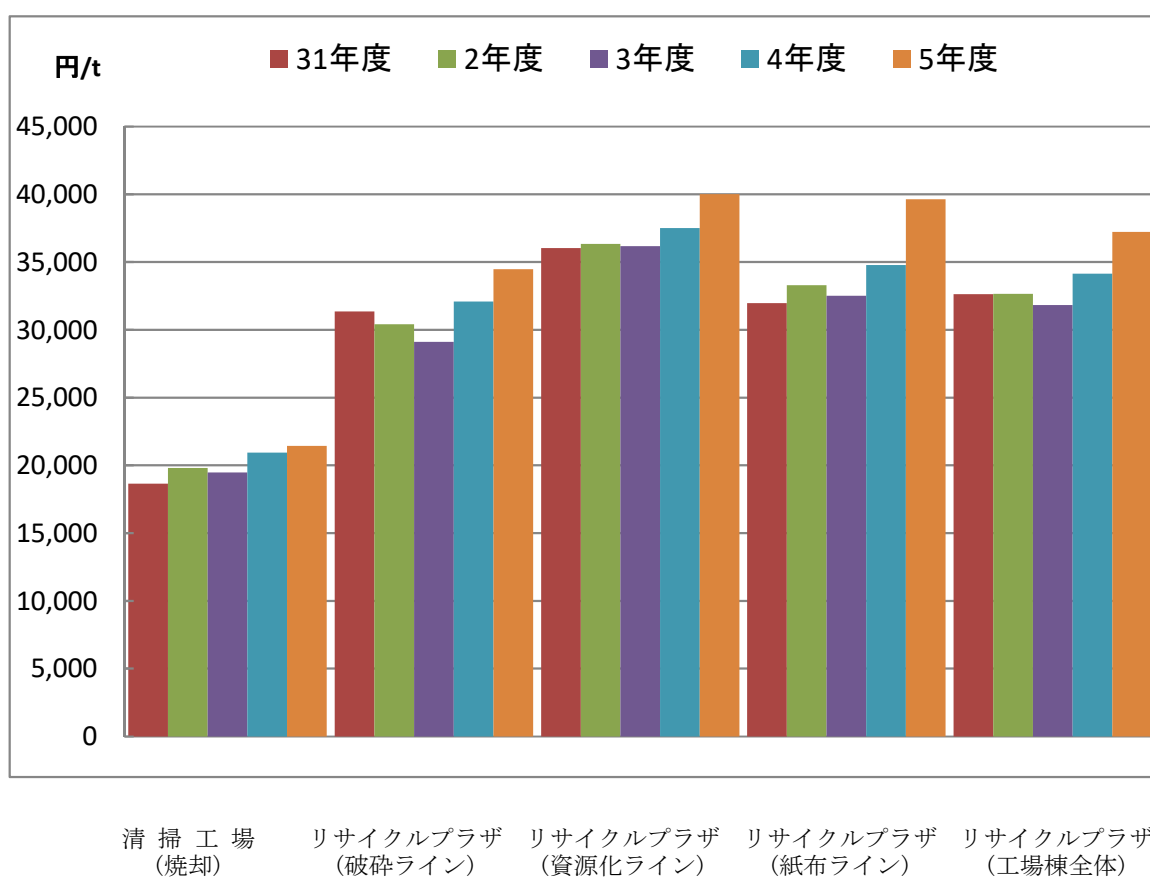
令和５年度 八戸リサイクルプラザ原価計算書

項目	令和5年度 決算額 (総処理量)	プラザ棟	工場棟				
			工場棟管理	破砕ライン	資源化ライン	紙布ライン	工場棟計
人 件 費 (円) ①	37,842,478	19,623,238	18,219,240				18,219,240
物 件 費 (円) ②	428,698,225	33,331,206	133,169,417	121,611,883	72,452,906	68,132,813	395,367,019
減価償却費 (円) ③	59,787,861	4,000,152	3,870,171	21,543,486	15,214,926	15,159,126	55,787,709
公債利子等 (円) ④	863,503	57,763	55,863	311,116	219,757	219,004	805,740
小 計 (円) A (①+②+③+④)	527,192,067	57,012,359	155,314,691 ※ C	143,466,485	87,887,589	83,510,943	470,179,708
処 理 量 (t) B	12,633.52	—	(有害ごみ) 64.26	5,664.25	3,490.83	3,414.18	12,633.52
工場棟管理配賦 (円) D =C/3	—	—	—	51,771,564	51,771,564	51,771,563	155,314,691
計 (円) E =A+D	—	—	—	195,238,049	139,659,153	135,282,506	470,179,708
1t当たり決定原価 (円/t) E/B	—	—	—	34,468	40,007	39,624	37,217

ごみ処理原価の推移

単位 (円／t)

年度	八戸清掃工場 処 理 原 価	八戸リサイクルプラザ処理原価			
		破砕ライン	資源化ライン	紙布ライン	工場棟全体
31	18,632	31,347	36,029	31,954	32,621
2	19,788	30,398	36,314	33,291	32,645
3	19,473	29,101	36,164	32,500	31,820
4	20,936	32,070	37,515	34,767	34,119
5	21,413	34,468	40,007	39,624	37,217



7. 各種分析結果

(1) 煙道排ガス測定結果（八戸清掃工場 5 年度平均値）

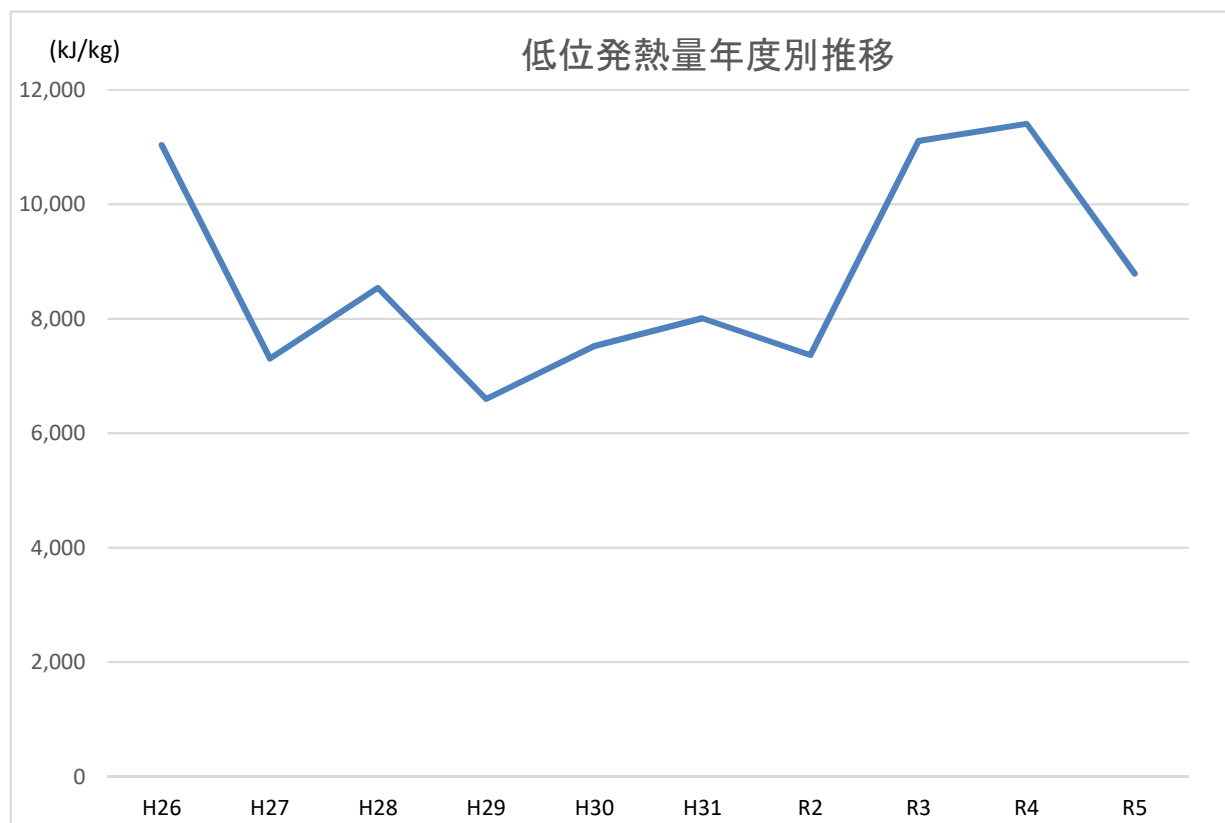
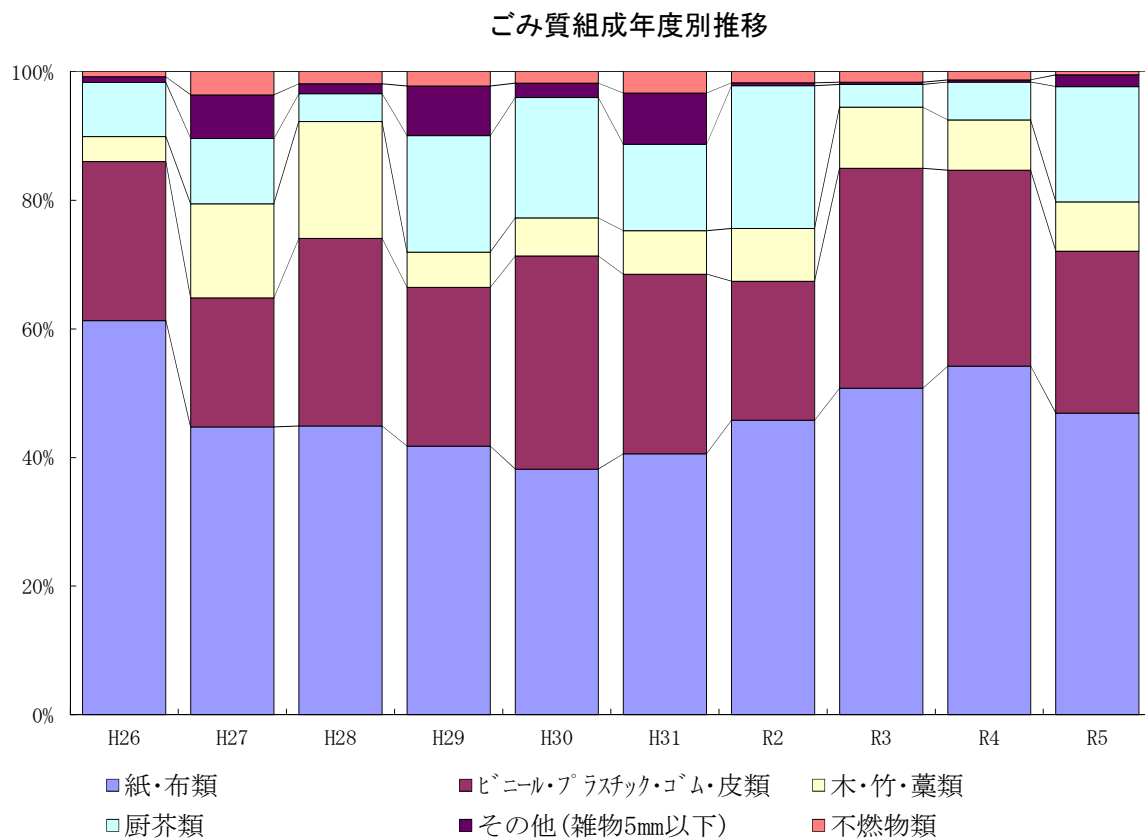
項目	基準値	第一工場		第二工場
		A 号炉	B 号炉	1 号炉
測定回数 (回)	—	6	6	6
湿り排ガス量 (Nm ³ /h)	—	54,400	67,700	37,700
ばいじん濃度 (g/Nm ³)	0.08	0.0035	0.0038	0.0032
水分濃度 (%)	—	14.4	14.4	20.8
HCl 濃度 (mg/m ³)	700	33.0	34.0	52
NO _x 濃度 (volppm)	250	77	100	67
SO _x 排出量 (Nm ³ /h)	K=6	0.01	0.03	0.08

(2) 可燃ごみ ごみ質測定結果及び推移（八戸清掃工場 各年度平均値）

		3 年度		4 年度		5 年度	
		第一工場	第二工場	第一工場	第二工場	第一工場	第二工場
測定回数 (回)		4	4	4	4	4	4
種類別組成 (%)	ビニール・プラスチック・ゴム・皮類	36.4	28.9	30.4	30.6	26.0	22.8
	紙・布類	51.7	48.4	56.6	48.7	48.0	43.9
	木・竹・わら類	7.1	15.4	4.5	15.5	6.0	12.2
	厨芥類	2.7	5.6	6.5	4.4	18.2	17.1
	その他(雑物5mm以下)	0.0	0.5	0.3	0.4	1.6	2.7
	不燃物類	1.8	1.2	1.7	0.4	0.2	1.3
単位体積重量 (t/m ³)		0.154	0.153	0.137	0.143	0.150	0.156
可燃分 (%)		49.9	51.3	52.6	53.0	47.2	49.4
灰 分 (%)		5.4	5.7	7.4	4.9	5.1	8.4
水 分 (%)		44.7	43.0	40.0	42.1	47.7	42.2
低位発熱量 (実測値) (kJ/kg)		11,370	10,470	11,270	11,720	8,750	8,880
飛灰熱灼減量 (%)		2.0	2.8	3.9	2.9	3.3	3.7
焼却灰熱灼減量 (%)			4.1		5.1		6.6

※種類別組成は乾燥重量比、熱灼減量は稼働月測定（第一工場9回 第二工場9回）

＜ 八戸清掃工場 可燃ごみ ＞



(3) ダイオキシン類測定結果及び推移（八戸清掃工場）

単位【排ガス：ng-TEQ/Nm³・ばいじん等：ng-TEQ/g】

			排出基準	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
第一工場	排ガス	A号炉	1	0.063	0.0076	0.051	0.041	0.130
		B号炉		0.046	0.042	0.012	0.082	0.031
	ばいじん	A号炉	3※	0.45	0.37	0.79	0.54	3.10
		B号炉		0.20	0.31	0.20	0.39	0.70
	セメント固化物	A号炉	適用 しない	1.3	0.56	0.77	0.95	3.70
		B号炉		0.59	0.59	0.22	0.53	1.30
第二工場	排ガス		1	0.011	0.031	0.022	0.020	0.027
	ばいじん		3※	0.19	0.11	0.16	0.049	0.380
	キレート固化物		適用 しない	0.090	0.16	0.15	0.12	0.19
	焼却灰		3	0.000017	0.0013	0.00042	0.0017	0.00015

※ ばいじんはセメント固化またはキレート固化するため基準適用外

◎ 第一工場では排ガスに15%活性炭入り消石灰を噴霧している。

◎ 第二工場のばいじんのキレート固化は平成14年度から実施している。

(4) 水質測定結果及び推移（八戸清掃工場 年平均値）

	項目	排水基準	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
測定回数	(回)	—	4	4	4	4	4
第一工場 再 利 用 水	pH	5.8～8.6	7.8	8.0	8.0	8.1	8.0
	BOD (mg/l)	[60(50)]	31	18	14	1	1
	COD (mg/l)	—	32	7.7	7.5	3.3	2.7
	浮遊物質 (mg/l)	[80(60)]	3	5	3	1	1
第二工場 再 利 用 水	pH	5.8～8.6	7.1	7.0	6.8	7.3	7.1
	BOD (mg/l)	[60(50)]	5.8	3.4	14	2	3
	COD (mg/l)	—	5.7	2.9	9.1	4.5	6.0
	浮遊物質 (mg/l)	[80(60)]	< 1	< 1	< 1	< 2	6

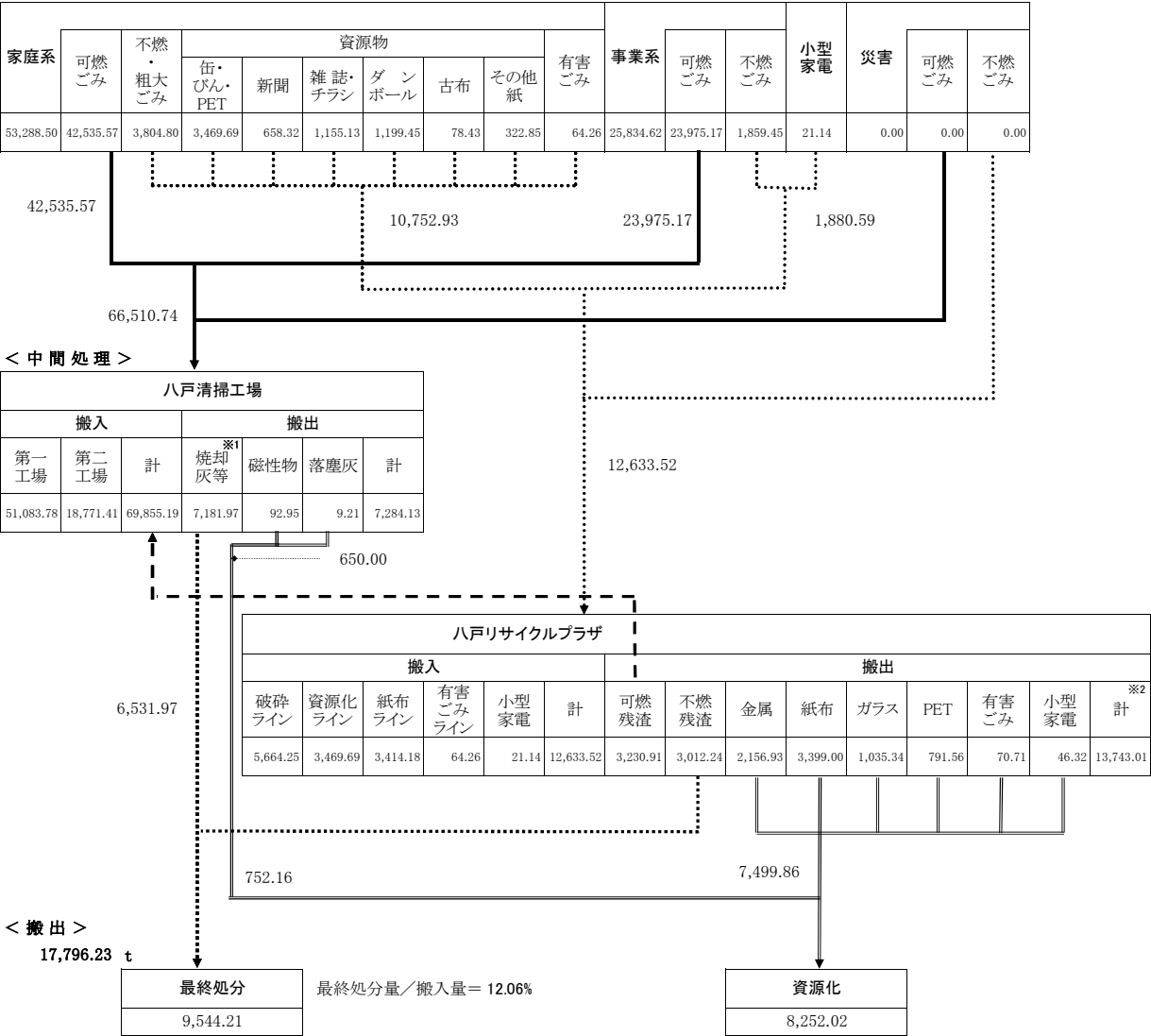
※[]内の排出基準は、排出水量が50m³/日以上施設の適用

8. ごみ処理の状況

(1) フロー図（令和5年度実績・単位:t）

< 搬入 >

79,144.26 t



※1 焼却灰及び不燃残渣。焼却灰中の飛灰については固化したもの(セメント又はキレート混合後の重量)。

※2 前年度からの繰越(保管分)798.44tを含む。

(2) 八戸清掃工場搬入量

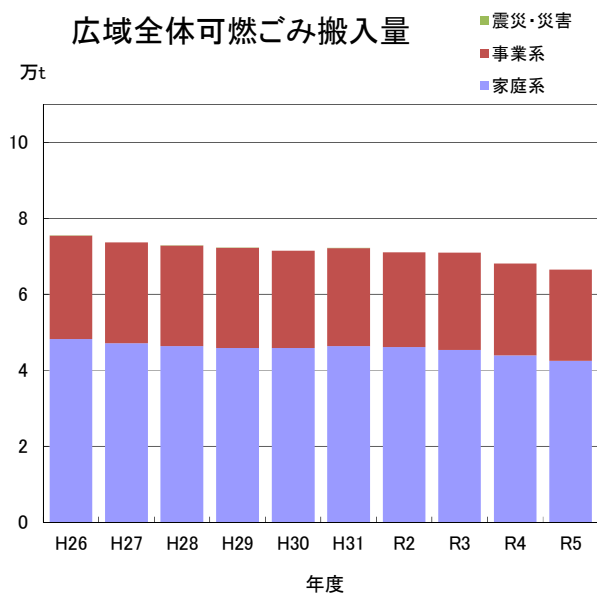
年 度	人 口 (人)		可 燃 ご み													破碎 残渣 ※2 (t)
			家 庭 系 等					事 業 系 等				減 免		合 計		
			家 庭 系		持込 (t)	受託 (t)	計 (t)	事 業 系		受託 (t)	計 (t)	火災 その他 ※1 (t)	災害 ごみ (t)	搬入量 (t)	1人1日 平均値 ※3 (g)	
			直営 収集 (t)	委託 収集 (t)				許可業 (t)	持込 (t)							
31 年 度 366 日	八戸市	226,541	2,544	38,905	1,128		42,577	21,740	3,407		25,147	182	3	67,909	819.0	3,313
	南部町	5,959		1,073	11		1,084	13	90		103	2		1,189	545.2	
	階上町	13,342		2,633	21		2,654	449	3		452	2	1	3,109	636.7	
	その他						0				0			0		
	全体	248,182	2,544	42,611	1,160	0	46,315	22,202	3,500	0	25,702	186	4	72,207	794.9	
2 年 度 365 日	八戸市	224,617	2,600	38,393	1,267		42,260	19,934	4,397		24,331	183		66,774	814.5	3,472
	南部町	5,885		1,072	16		1,088	25	89		114	1		1,203	560.0	
	階上町	13,122		2,633	26		2,659	349	5		354	9		3,022	631.0	
	その他					93	93				0			93		
	全体	243,624	2,600	42,098	1,309	93	46,100	20,308	4,491	0	24,799	193	0	71,092	798.4	
3 年 度 365 日	八戸市	222,173	2,645	37,687	1,219		41,550	21,153	3,924		25,077	197		66,824	824.0	3,254
	南部町	5,829		1,062	15		1,077	13	90		103	0		1,180	554.6	
	階上町	13,006		2,595	17		2,612	340	3		343	2		2,957	622.9	
	その他															
	全体	241,008	2,645	41,344	1,251	0	45,239	21,506	4,017	0	25,523	200	0	70,961	806.7	
4 年 度 365 日	八戸市	219,733	2,537	36,408	1,227		40,172	20,424	3,338		23,762	112		64,047	798.6	3,553
	南部町	5,748		1,043	17		1,060	16	92		108			1,168	556.7	
	階上町	12,797		2,521	51		2,572	340	2		343	18		2,933	627.9	
	その他															
	全体	238,278	2,537	39,973	1,295	0	43,805	20,781	3,432	0	24,213	131	0	68,148	783.6	
5 年 度 366 日	八戸市	216,596	2,477	35,329	1,153		38,959	20,512	2,962		23,475	155		62,590	789.5	3,344
	南部町	5,656		993	21		1,013	19	93		112			1,125	543.6	
	階上町	12,628		2,449	30		2,479	313	1		314	3		2,796	604.9	
	その他															
	全体	234,880	2,477	38,771	1,203	0	42,451	20,845	3,056	0	23,901	158	0	66,511	773.7	

※1 火災その他…草、枝木10袋無料・クリーンパートナー等

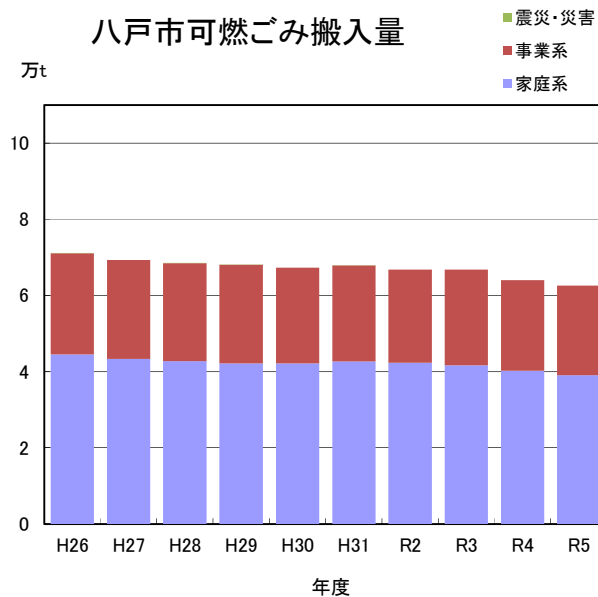
※2 粗大・不燃中間処理施設からの可燃性残渣等

※3 1人1日平均値には、受託の数量は含まない。

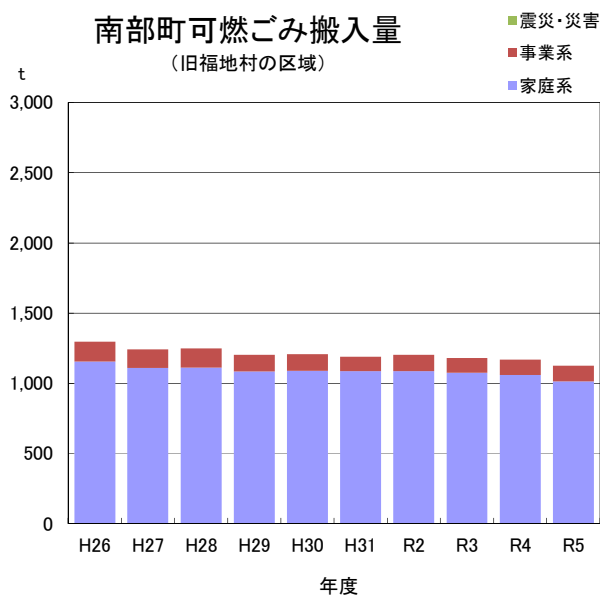
広域全体可燃ごみ搬入量



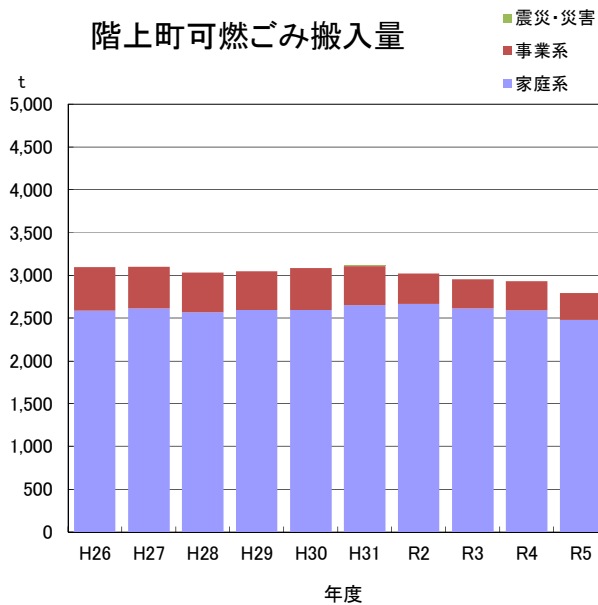
八戸市可燃ごみ搬入量



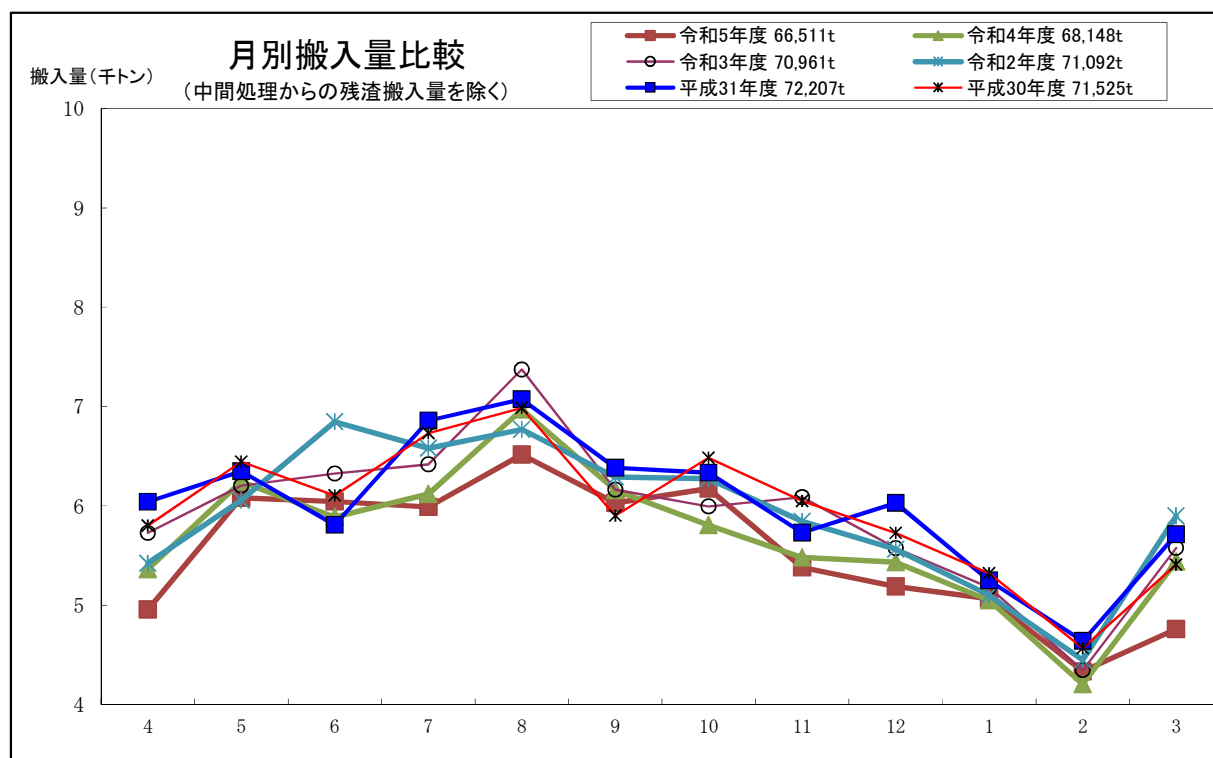
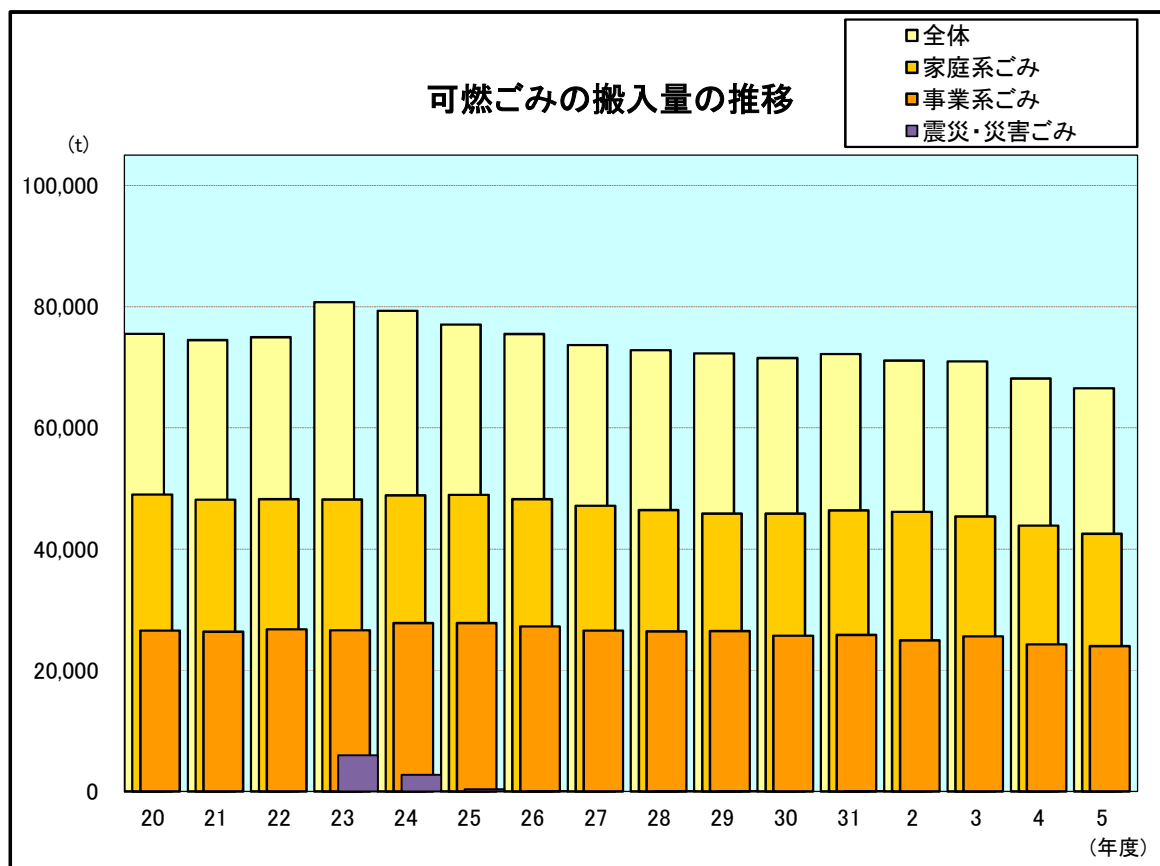
南部町可燃ごみ搬入量



階上町可燃ごみ搬入量



※広域全体可燃ごみ搬入量には、R2年度の久慈広域連合からの受託分を含む。



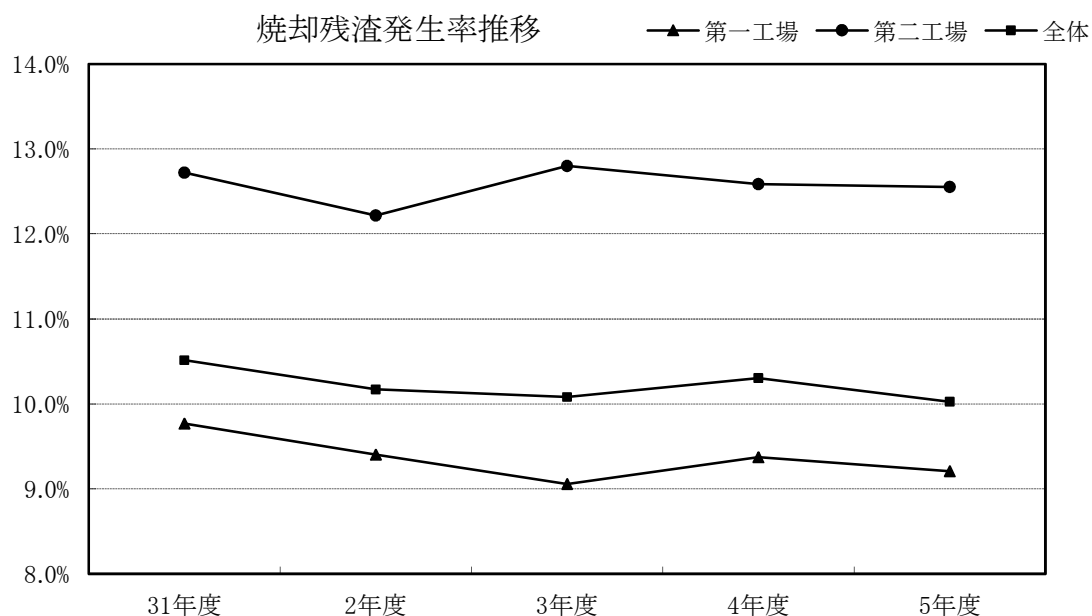
※令和2年度は、久慈広域連合からの受託分を含む。

(3) 八戸清掃工場焼却残渣発生状況

年度		可燃物 総搬入量 (t)	可燃物 焼却量 (t)	焼却残渣					
				焼却灰及び不燃残渣		磁性物		計	
				発生量(t)	発生率	発生量(t)	発生率	発生量(t)	発生率
31	第一工場	55,490.04	58,590.67	5,608.97	9.57%	113.66	0.19%	5,722.63	9.77%
	第二工場	20,029.90	19,852.99	2,525.49	12.72%			2,525.49	12.72%
	計	75,519.94	78,443.66	8,134.46	10.37%	113.66	0.14%	8,248.12	10.51%
2	第一工場	53,007.71	56,276.47	5,180.51	9.21%	111.28	0.20%	5,291.79	9.40%
	第二工場	21,556.71	21,025.35	2,568.75	12.22%			2,568.75	12.22%
	計	74,564.42	77,301.82	7,749.26	10.02%	111.28	0.14%	7,860.54	10.17%
3	第一工場	52,538.93	55,677.41	4,953.48	8.90%	89.46	0.16%	5,042.94	9.06%
	第二工場	21,677.10	20,908.33	2,676.55	12.80%			2,676.55	12.80%
	計	74,216.03	76,585.74	7,630.03	9.96%	89.46	0.12%	7,719.49	10.08%
4	第一工場	49,860.11	53,377.72	4,901.71	9.18%	101.78	0.19%	5,003.49	9.37%
	第二工場	21,841.14	21,802.91	2,744.15	12.59%			2,744.15	12.59%
	計	71,701.25	75,180.63	7,645.86	10.17%	101.78	0.14%	7,747.64	10.31%
5	第一工場	51,083.78	54,859.64	4,957.86	9.04%	92.95	0.17%	5,050.81	9.21%
	第二工場	18,771.41	17,717.47	2,224.11	12.55%			2,224.11	12.55%
	計	69,855.19	72,577.11	7,181.97	9.90%	92.95	0.13%	7,274.92	10.02%

※総搬入量には、リサイクルプラザからの残渣の重量が含まれている。

※焼却灰及び不燃残渣の発生量には、固化剤(セメント・キレート)の重量が含まれている。



(4) 八戸リサイクルプラザ搬入量

①不燃ごみ・資源ごみ搬入実績

全体(3市町)

(単位:t)

年度	生活系ごみ											事業系ごみ					小型 家電	災害ごみ	合計	3人1日平均(kg)	
	不燃・粗大ごみ			資源ごみ							有害ごみ	不燃・粗大ごみ									
	収集	直接搬入	計	びん・缶・PET	新聞	雑誌・チラシ	ダンボール	古布	その他紙	計	蛍光灯・電池	小計	許可	直接搬入	減免	受託					計
31	2,583.54	1,519.59	4,103.13	3,651.19	797.47	1,525.02	1,217.54	63.61	385.14	7,639.97	61.95	11,805.05	1,429.61	437.88	81.31		1,948.80	18.85	20.20	13,792.90	153
2	2,814.24	1,683.32	4,497.56	3,763.03	799.40	1,440.64	1,287.66	10.87	366.05	7,667.65	67.23	12,232.44	1,276.75	482.81	8.87		1,768.43	21.03	1.03	14,022.93	157
3	2,685.51	1,545.83	4,231.34	3,648.29	806.53	1,377.83	1,292.68	10.00	332.34	7,467.67	67.17	11,766.18	1,273.17	394.17	79.99		1,747.33	19.65	0.00	13,533.16	152
4	2,523.24	1,580.45	4,103.69	3,581.05	776.40	1,229.53	1,293.07	81.82	378.17	7,340.04	69.05	11,512.78	1,526.71	319.95	8.26		1,854.92	20.45	0.00	13,388.15	152
5	2,295.10	1,509.70	3,804.80	3,469.69	658.32	1,155.13	1,199.45	78.43	322.85	6,883.87	64.26	10,752.93	1,497.90	334.33	27.22		1,859.45	21.14	0.00	12,633.52	146

八戸市

(単位:t)

年度	生活系ごみ											事業系ごみ					小型 家電	災害ごみ	合計	3人1日 平均(kg)	
	不燃・粗大ごみ			資源ごみ							有害ごみ	小 計	不燃・粗大ごみ								
	収集	直接搬入	計	びん・缶・PET	新 聞	雑誌・チラシ	ダンボール	古 布	その他紙	計			炭火灯・電油	許可	直接搬入	減免					受託
31	2,151.09	1,495.02	3,646.11	3,369.21	755.10	1,439.89	1,114.70	54.04	374.77	7,107.71	55.90	10,809.72	1,409.84	437.88	62.63	1,910.35	17.75	19.70	12,757.52	154	
2	2,336.24	1,660.96	3,997.20	3,476.53	758.64	1,362.35	1,178.09	0.00	355.45	7,131.06	60.04	11,888.30	1,267.77	481.88	6.28	1,755.93	19.78	1.03	12,965.04	158	
3	2,228.45	1,509.53	3,737.98	3,371.51	762.13	1,306.27	1,183.09	0.57	321.14	6,944.71	59.73	10,742.42	1,262.05	392.50	73.47	1,728.02	18.50	0.00	12,488.94	152	
4	2,093.35	1,537.65	3,631.00	3,306.30	733.70	1,157.84	1,184.77	73.33	367.87	6,823.81	61.63	10,516.44	1,508.44	318.25	3.31	1,830.00	19.29	0.00	12,365.73	152	
5	1,925.01	1,478.46	3,403.47	3,203.33	622.00	1,093.42	1,098.01	71.56	312.88	6,401.20	57.46	9,862.13	1,479.29	330.69	24.22	1,834.20	19.55	0.00	11,715.88	147	

南部町(福地地区)

(単位:t)

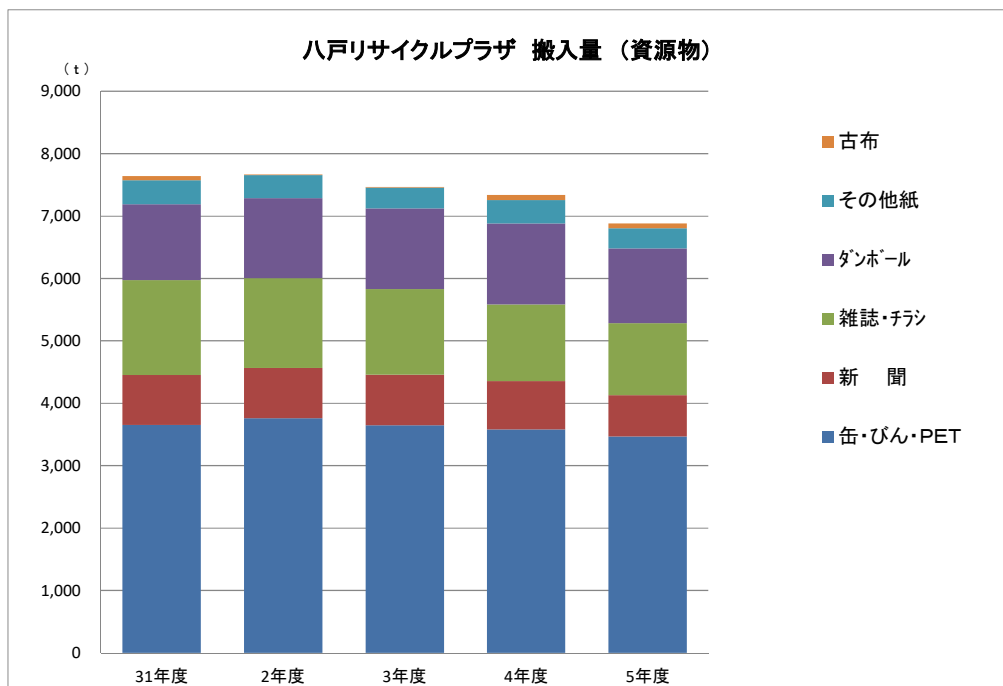
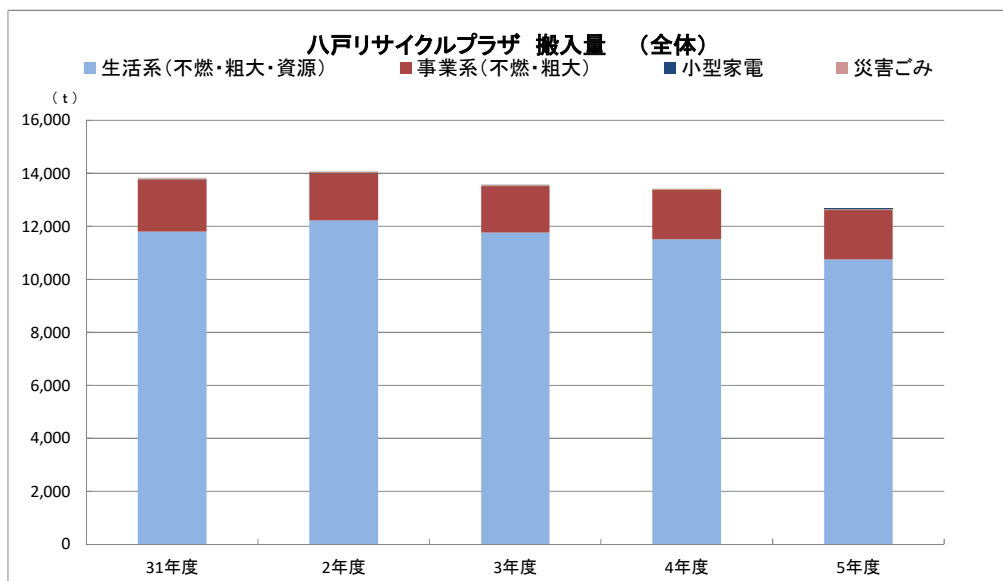
年度	生活系ごみ											事業系ごみ						小型 家電	災害ごみ	合計	3人1日平均(kg)	
	不燃・粗大ごみ			資源ごみ							有害ごみ		小 計	不燃・粗大ごみ								
	収集	直接搬入	計	びん・缶・PET	新 聞	雑誌・チラシ	ダンボール	古 布	その他紙	計	蛍光灯・電池	許可		直接搬入	減免	受託	計					
31	156.75	8.99	165.74	63.09	11.77	20.32	27.34	0.73	2.92	126.17	1.63	293.54	2.60	0.00	0.78		3.38	0.19	0.00	297.11	136	
2	166.64	7.87	174.51	62.24	11.30	20.84	27.39	0.42	3.06	125.25	2.19	301.95	1.44	0.93	0.01		2.38	0.25	0.00	304.58	141	
3	168.84	20.07	188.91	60.39	11.88	17.33	29.85	0.42	3.88	123.75	2.44	315.10	1.84	0.55	0.01		2.40	0.44	0.00	317.94	148	
4	144.86	9.01	153.87	59.00	11.18	18.29	29.66	0.21	3.13	121.47	2.87	278.21	1.64	1.69	0.01		3.34	0.30	0.00	281.85	132	
5	129.19	14.63	143.82	58.14	10.21	16.98	28.80	0.34	3.18	117.65	2.55	264.02	2.92	2.95	0.02		5.89	0.58	0.00	270.49	130	

階上町

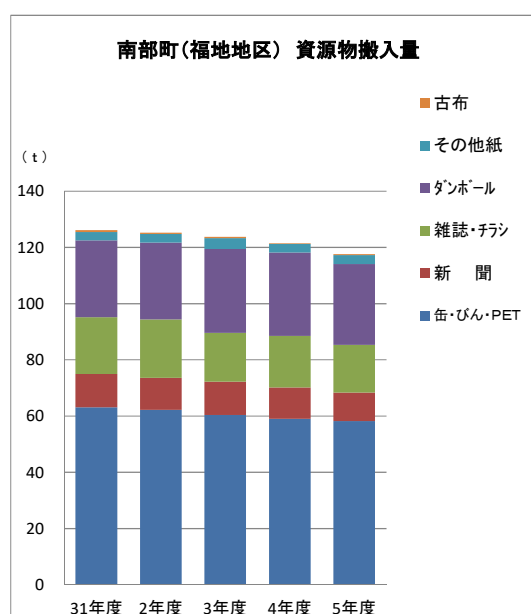
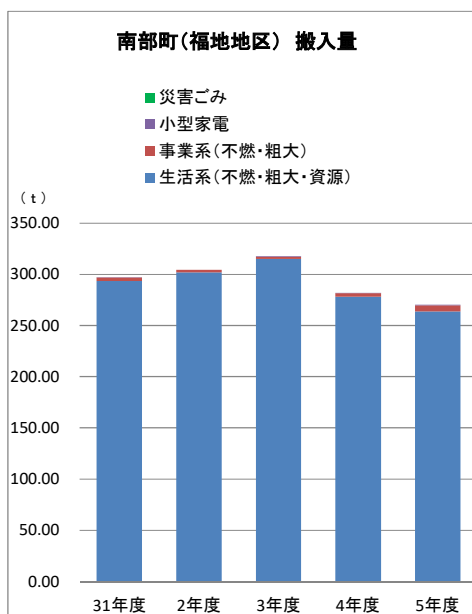
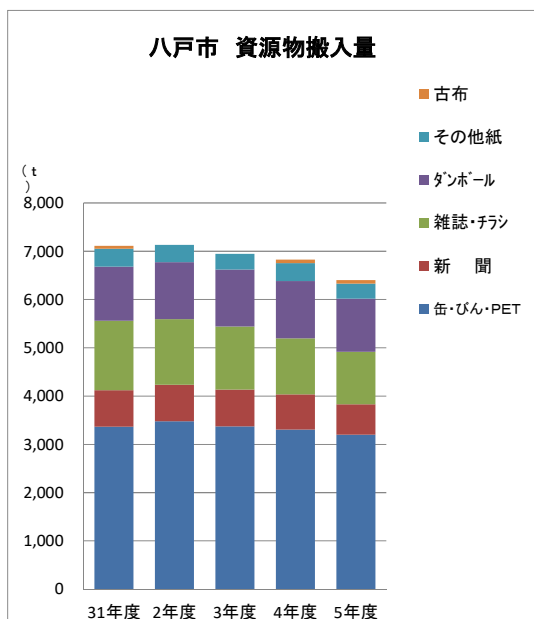
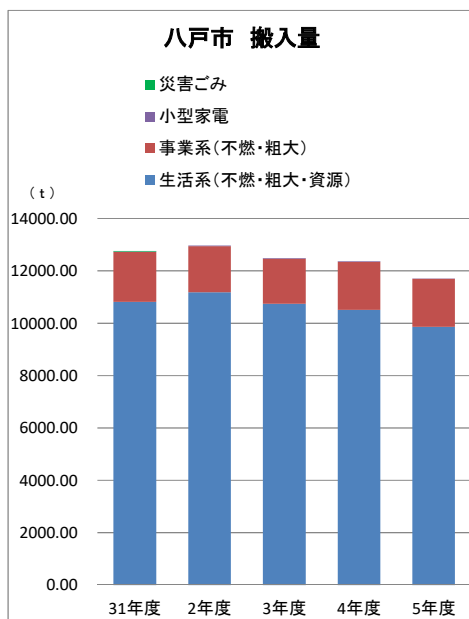
(単位:t)

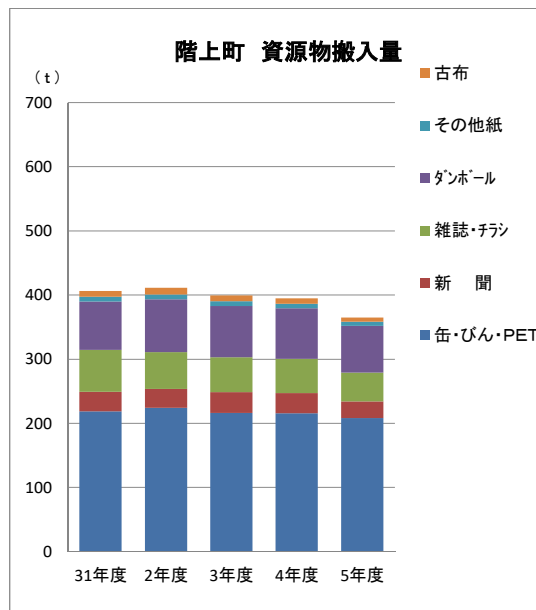
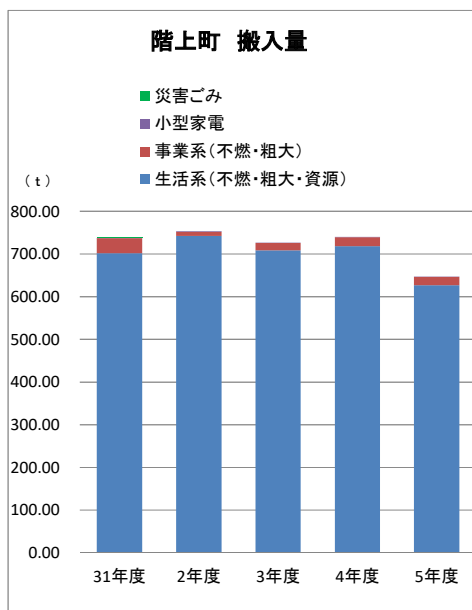
年度	生活系ごみ												事業系ごみ					小型 家電	災害ごみ	合計	1人1日平均(kg)
	不燃・粗大ごみ			資源ごみ							有害ごみ 小 計	不燃・粗大ごみ									
	収集	直接搬入	計	びん・缶・PET	新 聞	雑誌・チラシ	ダンボール	古 布	その他紙	計		許可	直接搬入	減免	受託	計					
31	275.70	15.58	291.28	218.89	30.60	64.81	75.50	8.84	7.45	406.09	4.42	701.79	17.17	0.00	17.90		35.07	0.91	0.50	738.27	151
2	311.36	14.49	325.85	224.26	29.46	57.45	82.18	10.45	7.54	411.34	5.00	742.19	7.54	0.00	2.58		10.12	1.00	0.00	753.31	157
3	288.22	16.23	304.45	216.39	32.52	54.23	79.74	9.01	7.32	399.21	5.00	708.66	9.28	1.12	6.51		16.91	0.71	0.00	726.28	151
4	285.03	33.79	318.82	215.75	31.52	53.40	78.64	8.28	7.17	394.76	4.55	718.13	16.63	0.01	4.94		21.58	0.86	0.00	740.57	156
5	240.90	16.61	257.51	208.22	26.11	44.73	72.64	6.53	6.79	365.02	4.25	626.78	15.69	0.69	2.98		19.36	1.01	0.00	647.15	140

②搬入量の推移

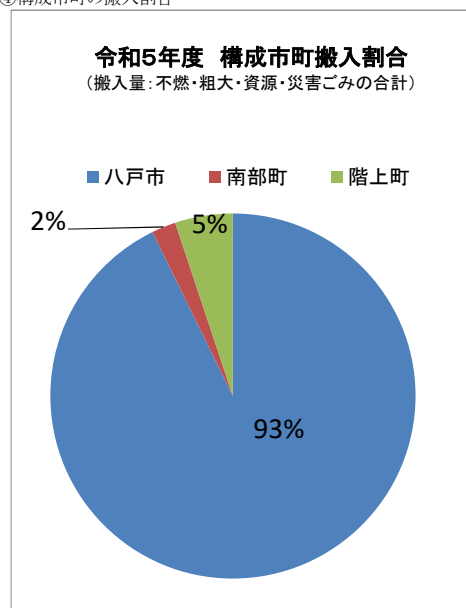


③市町別搬入量の推移





④構成市町の搬入割合



(5) 八戸リサイクルプラザ搬出量

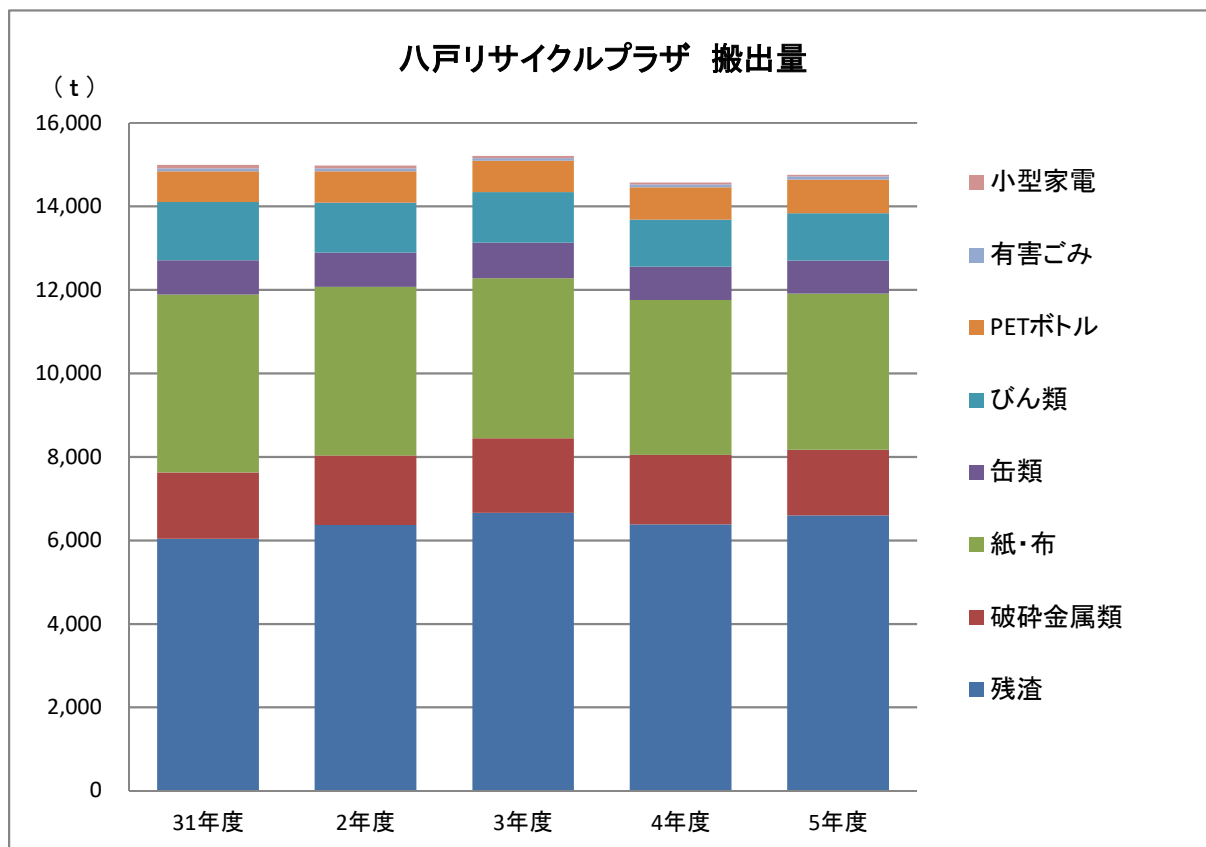
①搬出実績

単位:t

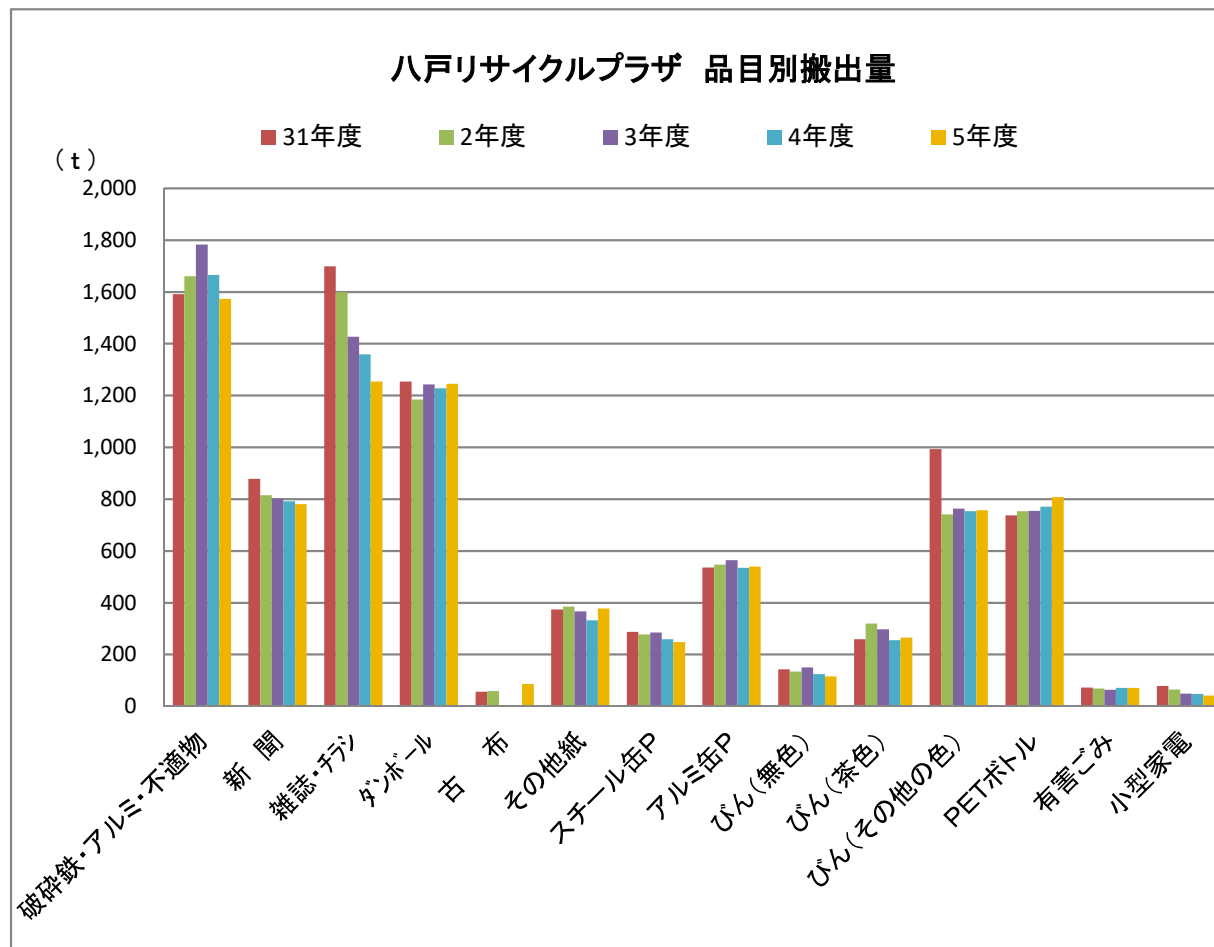
年度	破砕ライン									紙・布ライン					
	残渣				資源物				計	新 聞	雑誌・チラシ	ダンボール	古 布	その他紙	計
	可燃物残渣	不燃物残渣	可燃不適物	小計	破砕鉄P	破砕アルミP	破砕不適物	小計							
31	3,158.16	3,119.80	90.03	6,367.99	1,274.25	239.87	146.47	1,660.59	8,028.58	814.85	1,598.49	1,184.17	58.90	385.14	4,041.55
2	3,324.44	3,221.70	114.00	6,660.14	1,381.69	241.12	159.80	1,782.61	8,442.75	801.66	1,427.11	1,242.29	0.00	366.05	3,837.11
3	3,109.41	3,182.48	91.57	6,383.46	1,284.85	232.69	147.11	1,664.65	8,048.11	790.80	1,358.55	1,228.15	2.75	331.84	3,712.09
4	3,348.67	3,143.70	106.50	6,598.87	1,208.37	222.70	140.73	1,571.80	8,170.67	780.81	1,252.94	1,245.17	85.20	376.97	3,741.09
5	3,124.31	3,012.24	106.60	6,243.15	1,113.91	215.12	112.83	1,441.86	7,685.01	730.47	1,137.86	1,129.07	78.75	322.85	3,399.00

年度	資源化ライン									有害ごみライン	小型家電	合 計
	缶類			びん				PET ボトル	計	乾電池・蛍光灯		
	鉄缶P	アルミ缶P	小計	無色	茶色	その他の色	小計					
31	276.99	546.17	823.16	134.22	318.87	740.77	1193.86	753.41	2770.43	68.20	65.04	14973.80
2	285.01	564.21	849.22	149.34	297.46	763.38	1210.18	754.12	2813.52	63.43	48.44	15205.25
3	258.78	534.81	793.59	123.58	255.53	752.52	1131.63	770.88	2696.10	71.21	47.39	14574.90
4	248.14	539.03	787.17	115.55	264.70	756.37	1136.62	808.01	2731.80	70.85	41.60	14756.01
5	219.54	495.53	715.07	115.74	220.44	699.16	1035.34	791.56	2541.97	70.71	46.32	13743.01

②搬出量の推移



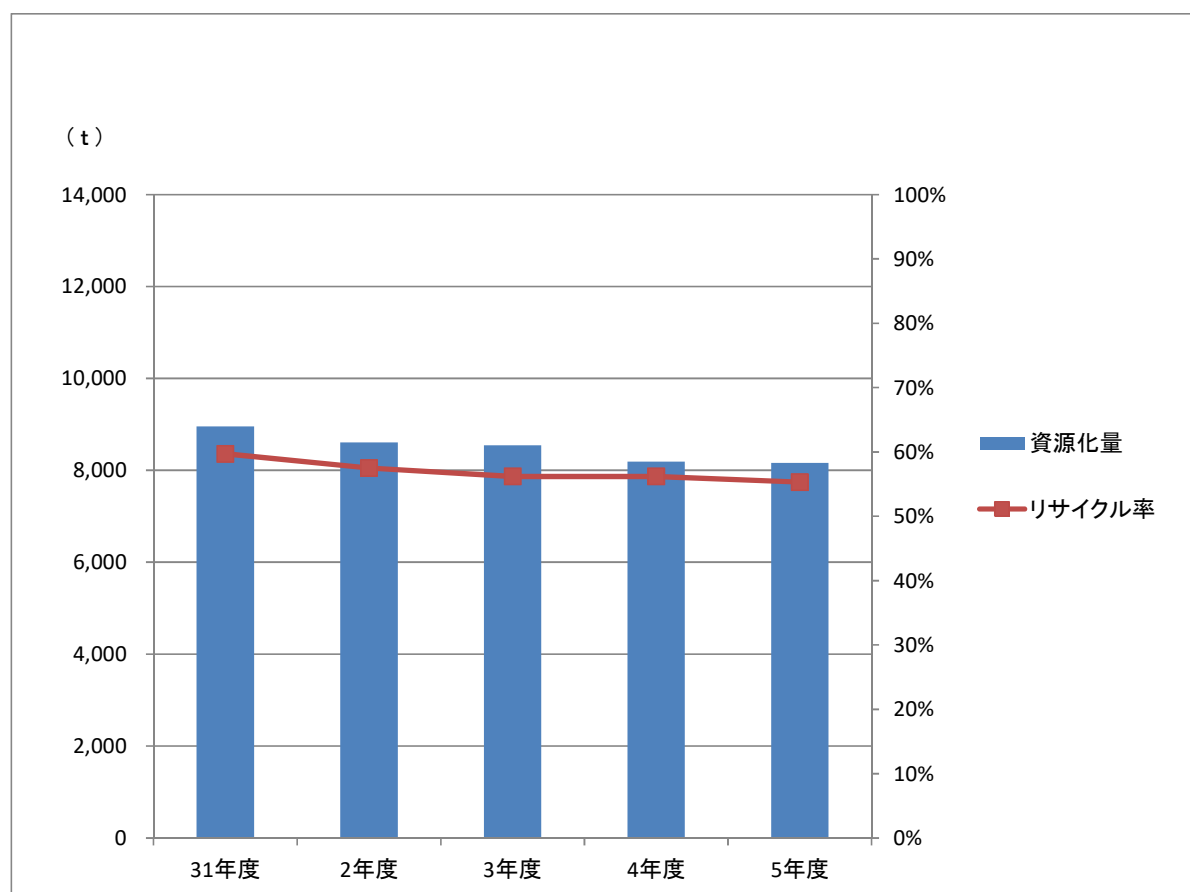
③品目別搬出量の推移



④リサイクル率の推移

単位:t

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	平均
資源化量 (a)	8,955.09	8,605.81	8,545.11	8,191.44	8,157.14	8,490.92
残 渣 (b)	6,044.40	6,367.99	6,660.14	6,383.46	6,598.87	6,410.97
搬出量計 (c=a+b)	14,999.49	14,973.80	15,205.25	14,574.90	14,756.01	14,901.89
リサイクル率 (a/c)	59.7%	57.5%	56.2%	56.2%	55.3%	57.0%



9. 施設見学者・利用者の状況

(1) 八戸清掃工場施設見学者数

① 令和5年度見学者月別推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	2		20	8	1	9	7	5	2		1	1	56
人数	5		959	390	57	495	144	119	26		36	2	2,233

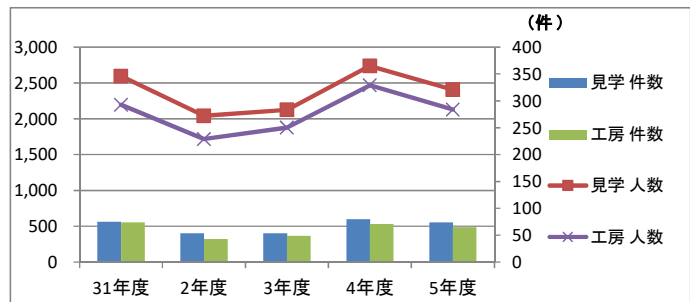
② 年度別見学者数推移

			平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
小学校	広域内	八戸市	37	1,882	33	1,641	30	1,702	37	1,814	35	1,766
		2 町	5	116	6	89	6	144	6	150	2	76
	広域外		10	341	9	294	10	250	14	515	10	315
	計		52	2,339	48	2,024	46	2,096	57	2,479	47	2,157
その他の学校	広域内	八戸市	1	12	1	104	1	7	5	211		
		2 町										
	広域外											
	計		1	12	1	104	1	7	5	211	0	0
官公庁・議員	広域内	八戸市	2	15	1	12	2	2	2	9	2	19
		2 町										
	広域外		1	20								
	計		3	35	1	12	2	2	2	9	2	19
民間企業	広域内	八戸市	1	6								
		2 町										
	広域外										2	4
	計		1	6	0	0	0	0	0	0	2	4
その他の団体	広域内	八戸市	3	73					1	29	3	50
		2 町	1	10								
	広域外						1	27				
	計		4	83	0	0	1	27	1	29	3	50
個人	広域内	八戸市			1	3			1	2	2	3
		2 町										
	広域外											
	計		0	0	1	3	0	0	1	2	2	3
合 計	広域内	八戸市	44	1,988	36	1,760	31	1,709	46	2,065	42	1,838
		2 町	6	126	6	89	6	144	6	150	2	76
	広域外		11	361	9	294	11	277	14	515	12	319
	計		61	2,475	51	2,143	50	2,132	66	2,730	56	2,233

(2) リサイクルプラザ施設利用状況

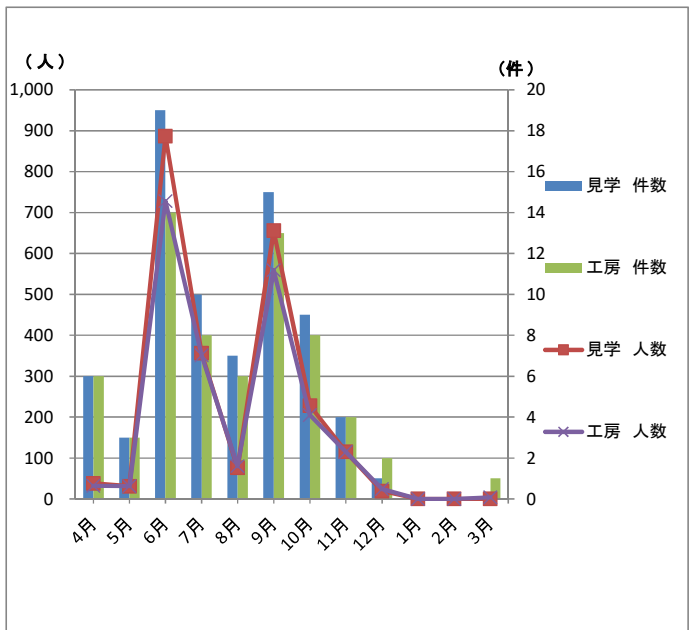
①年度別施設見学及び工房利用状況

	見学		工房	
	件数	人数	件数	人数
31年度	75	2,596	74	2,196
2年度	54	2,042	43	1,717
3年度	54	2,123	49	1,878
4年度	80	2,738	71	2,467
5年度	74	2,406	65	2,129



②令和5年度月別施設見学者及び工房利用状況

	見学		工房	
	件数	人数	件数	人数
4月	6	38	6	32
5月	3	31	3	31
6月	19	887	14	728
7月	10	356	8	351
8月	7	76	6	80
9月	15	656	13	559
10月	9	228	8	205
11月	4	115	4	115
12月	1	19	2	24
1月	0	0	0	0
2月	0	0	0	0
3月	0	0	1	4
合計	74	2,406	65	2,129



③令和5年度工房利用内訳(体験メニュー別)

	件 数				人 数			
	石鹸	紙すき	その他	計	石鹸	紙すき	その他	計
4月	0	4	2	6	0	29	3	32
5月	1	0	2	3	15	0	16	31
6月	12	2	0	14	621	107	0	728
7月	5	2	1	8	281	67	3	351
8月	0	2	4	6	0	66	14	80
9月	11	2	0	13	505	54	0	559
10月	4	2	2	8	130	64	11	205
11月	4	0	0	4	115	0	0	115
12月	0	1	1	2	0	19	5	24
1月	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	1	1	0	0	4	4
合計	37	15	13	65	1,667	406	56	2,129

④令和5年度団体別内訳

		小学校		その他学校		公共団体		その他団体		個人		計	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4	見学	0	0	0	0	4	28	1	2	1	8	6	38
	体験	0	0	0	0	3	21	0	0	3	11	6	32
5	見学	0	0	1	15	0	0	0	0	2	16	3	31
	体験	0	0	1	15	0	0	0	0	2	16	3	31
6	見学	17	836	1	35	0	0	1	16	0	0	19	887
	体験	14	728	0	0	0	0	0	0	0	0	14	728
7	見学	6	338	0	0	0	0	1	10	3	8	10	356
	体験	6	338	0	0	0	0	1	10	1	3	8	351
8	見学	2	60	0	0	0	0	0	0	5	16	7	76
	体験	1	57	0	0	0	0	1	9	4	14	6	80
9	見学	10	569	2	8	0	0	3	79	0	0	15	656
	体験	9	476	1	4	0	0	3	79	0	0	13	559
10	見学	5	132	1	62	0	0	3	34	0	0	9	228
	体験	5	132	1	62	0	0	0	0	2	11	8	205
11	見学	4	115	0	0	0	0	0	0	0	0	4	115
	体験	4	115	0	0	0	0	0	0	0	0	4	115
12	見学	1	19	0	0	0	0	0	0	0	0	1	19
	体験	1	19	0	0	0	0	0	0	1	5	2	24
1	見学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	体験	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	見学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	体験	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	見学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	体験	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1	4
合計	見学	45	2,069	5	120	4	28	9	141	11	48	74	2,406
	体験	40	1,865	3	81	3	21	5	98	14	64	65	2,129

⑤令和5年度地域別内訳

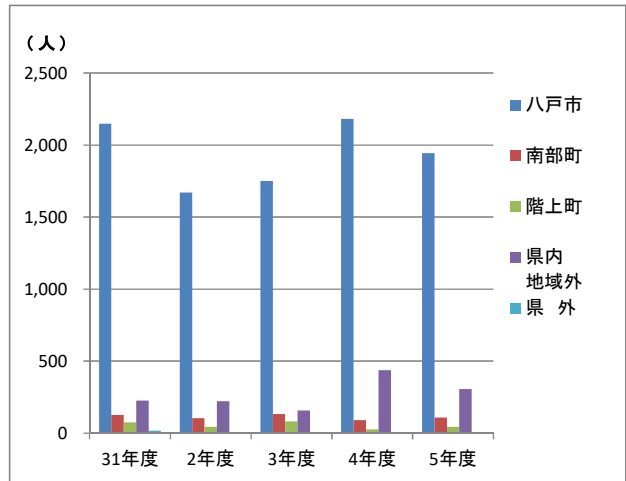
		八戸市		階上町		南部町		県内地域外		県外		計	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4	見学	4	28	0	0	1	8	1	2	0	0	6	38
	体験	5	24	0	0	1	8	0	0	0	0	6	32
5	見学	2	16	1	15	0	0	0	0	0	0	3	31
	体験	2	16	1	15	0	0	0	0	0	0	3	31
6	見学	13	706	0	0	2	99	4	82	0	0	19	887
	体験	10	619	0	0	1	48	3	61	0	0	14	728
7	見学	7	287	0	0	0	0	3	69	0	0	10	356
	体験	6	284	0	0	0	0	2	67	0	0	8	351
8	見学	5	71	1	3	1	2	0	0	0	0	7	76
	体験	4	75	1	3	1	2	0	0	0	0	6	80
9	見学	14	563	0	0	0	0	1	93	0	0	15	656
	体験	13	559	0	0	0	0	0	0	0	0	13	559
10	見学	6	139	1	25	0	0	1	62	1	2	9	228
	体験	7	143	0	0	0	0	1	62	0	0	8	205
11	見学	4	115	0	0	0	0	0	0	0	0	4	115
	体験	4	115	0	0	0	0	0	0	0	0	4	115
12	見学	1	19	0	0	0	0	0	0	0	0	1	19
	体験	2	24	0	0	0	0	0	0	0	0	2	24
1	見学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	体験	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	見学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	体験	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	見学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	体験	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
合計	見学	56	1,944	3	43	4	109	10	308	1	2	74	2,406
	体験	54	1,863	2	18	3	58	6	190	0	0	65	2,129

⑥地域別見学者・工房利用者数年度推移

a. 見学者

(単位：人)

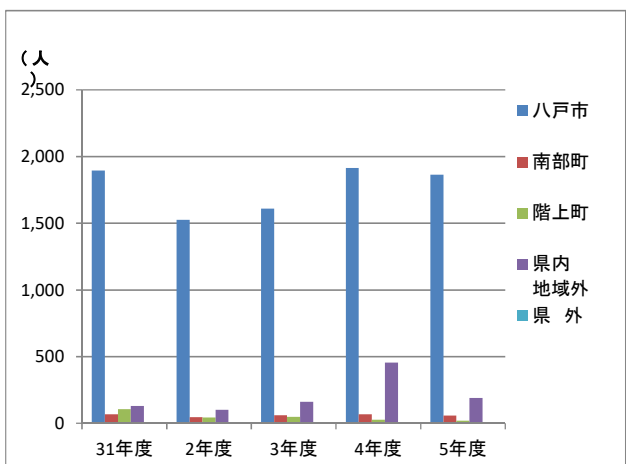
	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	平 均
八戸市	2,148	1,671	1,750	2,182	1,944	1,939
南部町	126	104	133	92	109	113
階上町	76	44	81	27	43	54
県内 地域外	228	223	159	437	308	271
県 外	18	0	0	0	2	4
合 計	2,596	2,042	2,123	2,738	2,406	2,381



b. 工房利用者

(単位：人)

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	平 均
八戸市	1,897	1,527	1,610	1,916	1,863	1,763
南部町	66	45	59	68	58	59
階上町	105	44	47	27	18	48
県内 地域外	128	101	162	456	190	207
県 外	0	0	0	0	0	0
合 計	2,196	1,717	1,878	2,467	2,129	2,077



第4章 組合規約及び規則等

1. 八戸地域広域市町村圏事務組合規約

(昭和 46 年 4 月 1 日県指令第 1803 号)

変更	昭和47年11月18日県指令第5695号	昭和49年 7 月18日県指令第4438号
	昭和53年 1 月17日県指令第 122号	昭和55年10月29日県指令第5652号
	平成 3 年 2 月 1 日県指令第 441号	平成 4 年 9 月 1 日県指令第3383号
	平成10年 3 月 6 日県指令第 648号	平成11年 3 月 3 日県指令第 685号
	平成12年 3 月30日県指令第1078号	平成16年 6 月15日県指令第1434号
	平成17年 3 月18日県指令第 664号	平成17年10月31日県指令第2808号
	平成18年 1 月12日県指令第 61号	平成19年 2 月15日県指令第 301号
	平成20年 1 月10日県指令第 32号	平成20年 3 月25日県指令第 648号
	平成23年 1 月24日県指令第 94号	平成25年 4 月 1 日県指令第 906号
	平成29年 5 月22日県指令第1309号	

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、八戸地域広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市町村)

第 2 条 組合は、次に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合の共同処理する事務は、次の表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の右欄に掲げる関係市町村に係る事務とする。

1 消防（消防団事務を除く。）に関する事務	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町
2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務	
3 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定に基づく介護認定審査会に関する事務	
4 し尿処理施設に関する事務	八戸市、階上町、南部町（合併前の福地村の区域に限る。）
5 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び処分に関する事務	
6 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分を業とする者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定に基づく事務	
7 浄化槽の清掃を業とする者に関する浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）の規定に基づく事務	
8 ごみ焼却施設の設置及び管理に関する事務	
9 リサイクルプラザの設置及び管理に関する事務	

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、八戸市内丸一丁目1番1号に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、30人とし、関係市町村の組合議員の選出区分は、八戸市は16人とし、町村は各2人とする。

2 組合議員は、関係市町村の長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条の規定による長の職務代理者を含む。以下同じ。）及び関係市町村の議会において選挙された議員をもってこれに充てる。

3 前項の規定にかかわらず、第8条第2項の規定により関係市町村の長が管理者又は副管理者に選任された当該関係市町村にあっては、その組合議員は、当該関係市町村の副市町村長又は当該関係市町村の長の指定する職員及び当該関係市町村の議会において選挙された議員をもってこれに充てる。ただし、関係市町村の長が管理者に選任された当該関係市町村にあっては、当該関係市町村の議会において選挙された議員のみをもって組合議員に充てることができるものとする。

4 組合議員の任期は、関係市町村の長、副市町村長又は議会の議員である者にあつては当該長、副市町村長又は議会の議員としての任期によるものとし、関係市町村の長の指定する職員である者にあつてはその指定の日からその指定を解かれる日までの期間とする。

5 補欠の組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第6条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員としての任期による。

(特別議決)

第7条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に係する市町村から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席組合議員の過半数でこれを決する。

第3章 組合の執行機関

(管理者、副管理者及び会計管理者)

第8条 組合に管理者1人、副管理者3人及び会計管理者1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、関係市町村の長の互選による。ただし、副管理者のうち1人は、管理者の属する関係市町村の副市町村長を充てる。

3 管理者及び副管理者の任期は、当該関係市町村の長又は副市町村長としての任期による。

4 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。

(職員)

第9条 前条に定める者を除くほか、組合に必要な職員を置く。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちから各1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員としての任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

第4章 組合の経費

(組合の経費の支弁方法)

第11条 組合の経費は、組合財産から生ずる収入、関係市町村の負担金、補助金、借入金その他の収入をもって支弁する。

- 2 前項の関係市町村の負担金の負担割合は、組合の議会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第3条第2号に規定する事務は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則(昭和47年11月18日県指令第5695号)

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和49年7月18日県指令第4438号)

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和53年1月17日県指令第122号)

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和55年10月29日県指令第5652号)

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成3年2月1日県指令第441号)

- 1 この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 八戸地域広域市町村圏事務組合は、平成3年1月31日限り解散する八戸地区環境整備組合の事務を承継する。

附 則(平成4年9月1日県指令第3383号)

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成10年3月6日県指令第648号)

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月3日県指令第685号)

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月30日県指令第1078号)

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月15日県指令第1434号)

この規約は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成17年3月18日県指令第664号)

この規約は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 31 日県指令第 2808 号）

この規約は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 12 日県指令第 61 号）

この規約は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 15 日県指令第 301 号）

1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、変更後の第 8 条第 1 項及び第 4 項の規定は適用せず、変更前の第 8 条第 1 項及び第 4 項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 20 年 1 月 10 日県指令第 32 号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日県指令第 648 号）

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 24 日県指令第 94 号）

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日県指令第 906 号）

この規約は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 22 日県指令第 1309 号）

1 この規約中第 1 条及び次項の規定は平成 29 年 11 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定の施行の前に行われた八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する青森県からの助成金に相当する額の処分についての青森県の承認は、同条の規定による改正後の八戸地域広域市町村圏事務組合規約第 13 条ただし書の青森県の承認とみなす。

2. 八戸地域広域市町村圏事務組合負担金条例

(昭和46年7月1日条例第27号)

改正	昭和47年4月1日条例第2号	昭和49年7月18日条例第5号
	昭和52年3月30日条例第1号	昭和52年9月20日条例第5号
	昭和56年3月30日条例第1号	平成3年2月1日条例第6号
	平成4年9月1日条例第7号	平成10年3月31日条例第2号
	平成11年3月31日条例第2号	平成11年12月27日条例第9号
	平成16年6月30日条例第6号	平成17年3月30日条例第1号
	平成17年12月28日条例第9号	平成17年12月28日条例第10号
	平成19年9月28日条例第7号	平成20年3月31日条例第4号
	平成23年3月31日条例第5号	令和元年9月30日条例第3号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、八戸地域広域市町村圏事務組合規約（以下「組合規約」という。）

第11条に規定する組合関係市町村の負担金（以下「負担金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(負担金の算定)

第2条 組合関係市町村の負担金の算定方法は、別表第1から別表第4までに掲げるとおりとする。

2 前項に掲げるもののほか、次に掲げる費用は、当該組合関係市町村が負担しなければならない。

(1) 庁舎、水利その他特別の施設の設置に係る費用

(2) し尿処理施設の管理運営その他し尿処理に関する業務に係るものとして別表第5により算定した費用

(3) ごみ焼却施設の管理運営及び設置に係るものとして別表第6により算定した費用

(4) リサイクルプラザの管理運営及び設置に係るものとして別表第7により算定した費用

(5) その他管理者が組合関係市町村の長と協議して定めるものの費用

(負担金の納入方法)

第3条 前条の負担金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月にそれぞれ管理者が発行する納入通知書により納入するものとする。

(1) 別表第1、別表第2、別表第4、別表第5、別表第6ア及び別表第7アに掲げる負担金 4月、7月、10月、1月及び3月の各月

(2) 別表第3に掲げる負担金のうち消防事業に係るもの 毎月

(3) 前2号に掲げる負担金以外の負担金 管理者が当該組合関係市町村の長と協議して定める月

(決算残額の措置)

第4条 各年度において、当該業務執行に係る予算に残額を生じた場合は、これを翌年度における各市町村の負担金に充当するものとする。この場合において、組合管理者

は、各市町村別の繰越負担金計算書を当該年度の決算終了後速やかに関係市町村長に報告しなければならない。

(委任事項)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

以下 し尿、ごみ焼却施設及びリサイクルプラザ関係のみ抜粋

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則2から4 省略

5 第2条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に南郷村の区域の全部を編入した八戸市の平成16年度分の負担金の額は同市及び同村の合併がなかったものとして同項の規定によりそれぞれ算定した負担金の額を合算した額（以下この項において「負担金合算額」という。）から同日前までに同村が納付した当該年度分の負担金の額を控除した額とし、同村の同年度分の負担金の額は当該納付した額とし、同市の平成17年度以降の年度分の負担金の額は、令和2年度までの間、負担金合算額とする。

6 第2条第1項の規定にかかわらず、平成18年1月1日に名川町、南部町及び福地村（以下この項において「旧3町村」という。）の合併により新設された南部町（以下この項において「新南部町」という。）の平成17年度分の負担金の額は当該合併がなかったものとして同項の規定によりそれぞれ算定した負担金の額を合算した額（以下この項において「負担金合算額」という。）から同日前までに旧3町村が納付した当該年度分の負担金の額を控除した額とし、旧3町村の同年度分の負担金の額は当該納付した額とし、新南部町の平成18年度以降の年度分の負担金の額は、令和2年度までの間、負担金合算額とする。

7 第2条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月1日に百石町及び下田町（以下この項において「旧2町」という。）の合併により新設されたおいらせ町の平成17年度分の負担金の額は当該合併がなかったものとして同項の規定によりそれぞれ算定した負担金の額を合算した額（以下この項において「負担金合算額」という。）から同日前までに旧2町が納付した当該年度分の負担金の額を控除した額とし、旧2町の同年度分の負担金の額は当該納付した額とし、おいらせ町の平成18年度以降の年度分の負担金の額は、令和2年度までの間、負担金合算額とする。

8 平成17年度の当該業務執行に係る予算に決算残額を生じた場合において、当該残額のうち百石町が同年度に納付した第2条第2項第3号から第5号までに掲げる費用の額に係るものについては、第4条の規定にかかわらず、おいらせ町に還付するものとする。

附則別表 省略

別表第1から4 省略

別表第5（第2条関係）

(当該年度総事業費－当該年度歳入見込額) × 当該市町の人口 / 関係市町の人口の
合計

- 備考 1 総事業費とは、し尿処理に関する業務に要する費用の総額をいう。
- 2 歳入見込額とは、負担金以外の歳入（国庫補助金、起債、手数料等の収入）をいう。
- 3 人口とは、最新の国勢調査人口をいう。
- 4 関係市町とは、八戸市、階上町及び南部町（合併前の福地村の区域に限る。）をいう。

別表第6（第2条関係）

ア 管理運営費

(当該年度総事業費－当該年度歳入見込額) × 当該市町の人口 / 関係市町の人口の
合計

- 備考 1 総事業費とは、ごみ焼却施設の管理運営に要する費用の総額をいう。
- 2 歳入見込額とは、負担金以外の歳入（国庫補助金、起債、手数料等の収入）をいう。
- 3 人口とは、最新の国勢調査人口をいう。
- 4 関係市町とは、八戸市、階上町及び南部町（合併前の福地村の区域に限る。）をいう。

イ 建設費

(当該年度総事業費－当該年度歳入見込額) × 当該市町のごみ予測量 / 関係市町のごみ予測量の合計

- 備考 1 総事業費とは、ごみ焼却施設の設置に要する費用の総額をいう。
- 2 歳入見込額とは、負担金以外の歳入（国庫補助金、起債等の収入）をいう。
- 3 ごみ予測量とは、工場建設時における計画目標年次での焼却対象ごみの量（予測値）をいう。
- 4 関係市町とは、八戸市、階上町及び南部町（合併前の福地村の区域に限る。）をいう。

別表第7（第2条関係）

ア 管理運営費

(当該年度総事業費－当該年度歳入見込額) × (当該市町のごみ処理量 / 関係市町のごみ処理量の合計 + 当該市町の標準財政規模 / 関係市町の標準財政規模の合計) × 1 / 2

- 備考 1 総事業費とは、リサイクルプラザの管理運営に要する費用の総額をいう。
- 2 歳入見込額とは、負担金以外の歳入（国庫補助金、起債、手数料等の収入）をいう。
- 3 ごみ処理量及び標準財政規模については、平成14年度以降3年度ごと

に見直しをするものとする。

- 4 ごみ処理量とは、平成 11 年度から平成 13 年度にあつてはリサイクルプラザ建設時における計画目標年次（平成 18 年度）の処理対象ごみ量（予測値）を、平成 14 年度以降にあつては 3 年度ごとの見直しに係る期間の初年度の前々年度の処理対象ごみ量（実績値）をいう。
- 5 標準財政規模とは、平成 11 年度から平成 13 年度にあつては平成 8 年度における、平成 14 年度以降にあつては 3 年度ごとの見直しに係る期間の初年度の前々年度における標準財政規模（南部町にあつては、標準財政規模の額に、合併前の福地村の区域における人口（当該前々年度の 9 月末日現在の住民基本台帳人口をいう。以下この項において同じ。）が同町の人口に占める割合を乗じて得た額）をいう。
- 6 関係市町とは、八戸市、階上町及び南部町（合併前の福地村の区域に限る。）をいう。

イ 建設費

$$(\text{当該年度総事業費} - \text{当該年度歳入見込額}) \times (\text{当該市町のごみ予測量} / \text{関係市町のごみ予測量の合計} + \text{当該市町の標準財政規模} / \text{関係市町の標準財政規模の合計}) \times 1 / 2$$

- 備考
- 1 総事業費とは、リサイクルプラザの設置に要する費用の総額をいう。
 - 2 歳入見込額とは、負担金以外の歳入（国庫補助金、起債等の収入）をいう。
 - 3 ごみ予測量とは、リサイクルプラザ建設時における計画目標年次での処理対象ごみの量（予測値）をいう。
 - 4 標準財政規模とは、平成 8 年度の地方交付税法第 10 条の規定により算定した普通交付税の額、同法第 14 条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方道路譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入額を控除した額の 75 分の 100 に相当する額並びに当該特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方道路譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入額の合算額をいう。
 - 5 関係市町とは、八戸市、階上町及び南部町（合併前の福地村の区域に限る。）をいう。

3. 八戸地域広域市町村圏事務組合手数料条例

(昭和 46 年 7 月 1 日条例第 22 号)

改正	昭和 46 年 12 月 10 日条例第 29 号	昭和 49 年 10 月 14 日条例第 7 号
	昭和 51 年 3 月 30 日条例第 3 号	昭和 52 年 3 月 30 日条例第 4 号
	昭和 57 年 3 月 29 日条例第 2 号	平成 2 年 4 月 1 日条例第 7 号
	平成 3 年 2 月 1 日条例第 7 号	平成 6 年 12 月 27 日条例第 5 号
	平成 12 年 3 月 30 日条例第 2 号	平成 17 年 3 月 31 日条例第 5 号
	平成 20 年 3 月 31 日条例第 6 号	平成 22 年 3 月 31 日条例第 4 号
	平成 22 年 9 月 30 日条例第 7 号	平成 24 年 3 月 29 日条例第 1 号
	平成 26 年 3 月 28 日条例第 2 号	平成 30 年 3 月 29 日条例第 3 号
	平成 30 年 10 月 12 日条例第 4 号	令和 元年 9 月 30 日条例第 7 号

(この条例の趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定に基づき徴収する手数料（以下「手数料」という。）は、この条例に定めるところによる。

(手数料の種類及び金額)

第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。

- (1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に基づく検査等 別表第 1 に定める額
- (2) 八戸地域広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和 46 年八戸地域広域市町村圏事務組合条例第 8 号）の規定に基づく検査 別表第 2 に定める額
- (3) 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく検査 別表第 3 に定める額
- (4) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 25 条第 1 項の規定に基づく火薬類（煙火に限る。）の消費に係る許可の申請 1 件 7,900 円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業許可申請 1 件 3,000 円
- (6) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請 1 件 1,500 円
- (7) 一般廃棄物処分業許可申請 1 件 3,000 円
- (8) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請 1 件 1,500 円
- (9) 浄化槽清掃業許可申請 1 件 3,000 円
- (10) 浄化槽清掃業許可証再交付申請 1 件 1,500 円
- (11) その他の証明 1 件 300 円

(手数料の減免)

第 3 条 管理者は、前条の規定にかかわらず、公の機関から申請があるとき、又は必要と認めるときは、手数料の徴収を減額し、又は免除することができる。

(手数料の徴収等)

第 4 条 手数料は、申請の際に徴収する。

2 既に徴収した手数料は還付しない。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 12 月 10 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 10 月 14 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 3 号）

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 30 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 29 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 4 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、平成 2 年 5 月 23 日から施行する。

附 則（平成 3 年 2 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 27 日条例第 5 号）

- 1 この条例は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日条例第 2 号）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日条例第 5 号）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日条例第 6 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 30 日条例第 7 号）

- 1 この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 2 号）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日条例第 3 号）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条及び別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 10 月 12 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 30 日条例第 7 号）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表 省 略

4. 八戸地域広域市町村圏事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例

(平成 24 年 12 月 28 日条例第 5 号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 21 条第 3 項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 8 条の 17 第 2 号イからチまでに掲げる者
- (4) 前 3 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

5. 八戸地域広域市町村圏事務組合し尿処理施設条例

(平成3年2月1日条例第3号)

改正 平成21年3月26日条例第1号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、し尿の衛生的処理を図るためし尿処理施設を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(し尿処理施設の名称及び位置)

第2条 し尿処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸環境クリーンセンター 第1処理場	八戸市八太郎六丁目9番44号
八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸環境クリーンセンター 第2処理場	

(委任事項)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

6. 八戸地域広域市町村圏事務組合し尿処理施設条例施行規則

(平成3年2月1日規則第10号)

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、八戸地域広域市町村圏事務組合し尿処理施設条例(平成3年八戸地域広域市町村圏事務組合条例第3号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(八戸環境クリーンセンターの使用)

第2条 八戸地域広域市町村圏事務組合八戸環境クリーンセンターは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条の規定による許可を受けた者及び管理者が必要と認める者に使用させる。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

7. 八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則

(平成3年2月1日規則第11号)

改正 平成 4年 1月 30日規則第1号 平成 5年5月 18日規則第 9号
平成 6年 3月 1日規則第1号 平成13年3月 30日規則第11号
平成16年 1月 30日規則第1号 平成17年3月 31日規則第10号
平成30年10月12日規則第7号 令和 3年3月 30日規則第 3号
令和 3年 7月 30日規則第7号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定により組合が施行する清掃事業の能率的な運営を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物収集運搬業の許可申請等)

第2条 廃掃法第7条第1項の規定によりし尿の収集運搬又は浄化槽の汚泥の収集運搬に係る一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあつては、定款及び登記事項証明書）
- (2) 事業計画書
- (3) 事業用車両及び機材調書
- (4) 資産に関する証明書
- (5) 事務所、事業場、車庫建物等の図面及び附近見取図
- (6) 申請者が廃掃法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (7) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の申請書を受理した場合において、これを許可したときは、当該申請者に一般廃棄物収集運搬業許可証（別記第2号様式）を交付する。

(一般廃棄物処分業の許可申請等)

第3条 廃掃法第7条第6項の規定によりし尿の処分又は浄化槽の汚泥の処分に係る一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業（し尿又は浄化槽汚泥）許可（更新）申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあつては、定款及び登記事項証明書）
- (2) 事業計画書
- (3) 施設及び設備調書
- (4) 資産に関する証明書
- (5) 事務所、事業場等の図面及び附近見取図
- (6) 申請者が廃掃法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (7) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の申請書を受理した場合において、これを許可したときは、当該申請者に一般廃棄物処分業（し尿又は浄化槽汚泥）許可証（別記第4号様式）を交付する。

(一般廃棄物処理業に係る許可の更新手続)

第4条 廃掃法第7条第2項又は第7項の規定による許可の更新を受けようとする者は、当該許可期間満了の日の30日前までにそれぞれ第2条第1項又は前条第1項の規定の例により管理者に申請しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可申請等)

第5条 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可(更新)申請書(別記第5号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第10条第2項第5号の規定により、前項の申請書に添付しなければならない書類は、第2条第1項第2号から第5号までに掲げるもののほか、必要に応じて管理者が別に定める。

3 管理者は、第1項の申請書を受理した場合において、これを許可したときは、当該申請者に浄化槽清掃業許可証(別記第6号様式)を交付する。

(許可証の再交付)

第6条 第2条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者、第3条第2項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けた者及び前条第3項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下これらを「許可業者」という。)は、当該許可証を紛失し、又は毀損したときは、5日以内に一般廃棄物処理業(浄化槽清掃業)許可証再交付申請書(別記第7号様式)により管理者に申請して再交付を受けなければならない。

(許可証の返還)

第7条 許可業者は、当該許可に係る事業を廃止したとき、又は当該許可証の有効期間が満了し、若しくは許可取り消しの処分を受けたときは、10日以内(浄化槽清掃業の許可にあつては、30日以内)に当該許可証を管理者に返還しなければならない。

2 許可業者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人若しくは破産管財人は、直ちに(浄化槽清掃業の許可にあつては、30日以内に)当該許可証を管理者に返還しなければならない。

(廃業等の届出)

第8条 廃掃法第7条の2第3項又は浄化槽法第37条若しくは第38条の規定による届出は、一般廃棄物処理業(浄化槽清掃業)廃業等届(別記第8号様式)により行うものとする。

(実績等の報告)

第9条 許可業者は、毎月の業務の実績を翌月10日までに管理者に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に八戸地区環境整備組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によりし尿収集運搬業又はし尿浄化槽清掃業の許可を受けている者は、それぞれこの規則の規定によりし尿の収集運搬に係る一般廃棄物処理業又はし尿浄化槽清掃業の許可を受けた者とみなす。

附 則（平成 4 年 1 月 30 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 5 月 18 日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 11 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 1 月 30 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 10 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 12 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日規則第 3 号）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 7 月 30 日規則第 7 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の別記第 2 号様式による一般廃棄物収集運搬業許可証、別記第 4 号様式による一般廃棄物処分業（し尿又は浄化槽汚泥）許可証及び別記第 6 号様式による浄化槽清掃業許可証は、それぞれ改正後の別記第 2 号様式による一般廃棄物収集運搬業許可証、別記第 4 号様式による一般廃棄物処分業（し尿又は浄化槽汚泥）許可証及び別記第 6 号様式による浄化槽清掃業許可証とみなす。

別記

第 1 号様式（第 2 条、第 4 条関係）

第 2 号様式（第 2 条関係）

第 3 号様式（第 3 条関係）

第 4 号様式（第 3 条関係）

第 5 号様式（第 5 条関係）

第 6 号様式（第 5 条関係）

第 7 号様式（第 6 条関係）

第 8 号様式（第 8 条関係）

第1号様式(第2条、第4条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可(更新)申請書

申請 年 月 日	
(あて先)八戸地域広域市町村圏事務組合管理者	
申請者	住 所 氏名又は名称 法人の場合は 代表者氏名
業 種	し尿収集運搬 浄化槽汚泥収集運搬
事業場の所在地	
収集運搬の料金	
車両の種類 及び台数	
従業員数	
添付書類 1 住民票の写し(法人にあつては定款及び登記事項証明書) 2 事業計画書 3 事業用車両及び機材調書 4 資産に関する証明書 5 事務所、事業場及び車庫建物の図面及び附近見取図 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでの いずれにも該当しない旨を記載した書類 7 その他管理者が必要と認める書類	
備 考	

第2号様式（第2条関係）

八戸地域広域市町村圏事務組合指令				第	号
一 一般廃棄物収集運搬業許可証					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。					
1	住	所			
2	氏名又は名称				
3	許可種類				
4	許可期間	年	月	日から	年 月 日まで
5	許可条件				
6	許可の更新又は変更の状況				
		年	月	日	
八戸地域広域市町村圏事務組合管理者					

第3号様式(第3条関係)

一般廃棄物処分業（し尿又は浄化槽汚泥）許可（更新）申請書

申請 年 月 日	
(あて先)八戸地域広域市町村圏事務組合管理者	
住 所 申請者 氏名又は名称 法人の場合は 代表者氏名	
業 種	一般廃棄物処分業(し尿又は浄化槽汚泥)
事業場の所在地	
従業員数	
添付書類 1 住民票の写し（法人にあっては、定款及び登記事項証明書） 2 事業計画書 3 施設及び設備調書 4 資産に関する証明書 5 事務所、事業場等の図面及び附近見取図 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでの いずれにも該当しない旨を記載した書類 7 その他管理者が必要と認める書類	
備 考	

第4号様式（第3条関係）

八戸地域広域市町村圏事務組合指令		第	号
一般廃棄物処分業（し尿又は浄化槽汚泥）許可証			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。			
1	住	所	
2	氏名又は名称		
3	許可期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
4	許可条件		
5	許可の更新又は変更の状況		
		年 月 日	
八戸地域広域市町村圏事務組合管理者			

第5号様式(第5条関係)

浄化槽清掃業許可(更新)申請書

申請 年 月 日	
(あて先)八戸地域広域市町村圏事務組合管理者	
住 所	
申請者	氏名又は名称 法人の場合は 代表者氏名
業 種	浄化槽清掃業
事業場の所在地	
清掃料金	
車両の種類 及び台数	
従業員数	
添付書類 1 住民票の写し(法人にあっては、定款及び登記事項証明書) 2 事業計画書 3 事業用車両及び機材調書 4 資産に関する証明書 5 事務所、事業場及び車庫建物の図面及び附近見取図 6 浄化槽法第36条第2号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類 7 浄化槽法施行規則第11条第4号に規定する能力を有することを証明する書類	
備 考	

第6号様式（第5条関係）

八戸地域広域市町村圏事務組合指令				第	号
浄化槽清掃業許可証					
浄化槽法第35条第1項の許可を受けた者であることを証する。					
1	住	所			
2	氏名又は名称				
3	許可期間	年	月	日	から
4	許可条件	年	月	日	まで
5	許可の更新又は変更の状況				
		年	月	日	
八戸地域広域市町村圏事務組合管理者					

第7号様式（第6条関係）

一般廃棄物処理業

許可証再交付申請書

浄化槽清掃業

申請 年 月 日	
(あて先)八戸地域広域市町村圏事務組合管理者	
住 所	
申請者 氏名又は名称 法人の場合は 代表者氏名	
許可証の種類	☐ 一般廃棄物収集運搬業(し尿 浄化槽汚泥) ☐ 一般廃棄物処分業(し尿又は浄化槽汚泥) ☐ 浄化槽清掃業
指令番号	八戸地域広域市町村圏事務組合指令 第 号
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
再交付申請の理由	
備考	

第8号様式（第8条関係）

一 般 廃 棄 物 処 理 業

廃 業 等 届

浄 化 槽 清 掃 業

年 月 日	
(あて先)八戸地域広域市町村圏事務組合管理者	
住 所	
申請者 氏名又は名称 法人の場合は 代表者氏名	
許 可 の 種 類	☐ 一般廃棄物収集運搬業(し尿 浄化槽汚泥) ☐ 一般廃棄物処分業(し尿又は浄化槽汚泥) ☐ 浄化槽清掃業
指 令 番 号	八戸地域広域市町村圏事務組合指令 第 号
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
届 出 事 項	
廃止又は変更等 をした年月日	
理 由	
備 考	

8. 八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処分に関する条例

(平成4年9月1日条例第8号)

改正	平成6年12月27日条例第6号	平成9年3月31日条例第3号
	平成12年3月30日条例第5号	平成17年3月30日条例第1号
	平成17年12月28日条例第9号	平成17年12月28日条例第10号
	平成18年9月29日条例第10号	平成24年12月28日条例第6号
	平成25年12月27日条例第5号	平成28年12月26日条例第12号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、組合が行う廃棄物の処分について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処分手数料)

第2条 一般廃棄物の処分について徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる一般廃棄物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 八戸清掃工場において焼却処分する家庭系可燃物 50キログラムまでごとに150円
- (2) 八戸リサイクルプラザにおいて破砕処分等をする家庭系不燃物 50キログラムまでごとに150円
- (3) 八戸清掃工場において焼却処分する事業系可燃物 50キログラムまでごとに460円
- (4) 八戸リサイクルプラザにおいて破砕処分等をする事業系不燃物 50キログラムまでごとに460円

2 一般廃棄物収集運搬許可業者が八戸清掃工場又は八戸リサイクルプラザに搬入した家庭系可燃物又は家庭系不燃物を処分する場合における前項第1号及び第2号の規定の適用については、これらの規定中「150円」とあるのは「460円」とする。

3 管理者は、災害により被害を受けた者その他管理者が特別の理由があると認める者については、前2項の手数料を減免することができる。

(産業廃棄物の処分)

第3条 法第11条第2項の規定に基づき組合が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処分することができる産業廃棄物であつて、規則で定めるものとする。

(産業廃棄物処分費用)

第4条 法第13条第2項の規定に基づく産業廃棄物の処分について徴収する費用の額は、八戸清掃工場において焼却処分する可燃物にあつては50キログラムまでごとに460円、八戸リサイクルプラザにおいて破砕処分等をする不燃物にあつては50キログラムまでごとに460円とする。

(廃棄物の搬入方法)

第5条 一般廃棄物又は産業廃棄物を自ら清掃工場等へ搬入しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。ただし、八戸市、階上町又は南部町において、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者については、この限りでない。

(委任事項)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 27 日条例第 6 号）

- 1 この条例は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用について適用し、同日前に搬入された廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日条例第 3 号）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用について適用し、同日前に搬入された廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日条例第 5 号）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成 12 年 9 月 30 日までの間における改正後の第 2 条及び第 4 条の規定の適用については、これらの規定中「330 円」とあるのは「255 円」と、「290 円」とあるのは「224 円」とする。

附 則（平成 17 年 3 月 30 日条例第 1 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 28 日条例第 9 号）

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 28 日条例第 10 号抄）

この条例は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 29 日条例第 10 号）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用について適用する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日条例第 6 号）

- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用について適用する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日条例第 5 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（後略）
（八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処分に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第 2 条の規定による改正後の八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処分に関する条例第 2 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用について適用する。

附 則（平成 28 年 12 月 26 日条例第 12 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

9. 八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処分に関する条例施行規則

(平成4年9月1日規則第25号)

改正	平成7年6月1日規則第7号	平成9年3月31日規則第5号
	平成12年3月31日規則第2号	平成13年3月30日規則第12号
	平成13年10月26日規則第14号	平成14年3月29日規則第9号
	平成17年3月31日規則第11号	平成25年3月13日規則第1号
	平成26年3月11日規則第1号	平成29年1月17日規則第1号
	令和3年3月30日規則第3号	

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処分に関する条例（平成4年八戸地域広域市町村圏事務組合条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(搬入ができない一般廃棄物)

第2条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、土地または建物の管理者とする。）は、八戸市、階上町及び南部町において定めるもののほか、次に掲げる一般廃棄物を組合の八戸清掃工場及び八戸リサイクルプラザ（以下「清掃工場等」という。）に搬入しないようにしなければならない。

- (1) 有毒性物質を含むもの
- (2) 危険性を有するもの
- (3) 火気のあるもの
- (4) 液体又ははなはだしい悪臭を出すもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処分業務又は清掃工場等の管理に支障を来すおそれがあるもの

(組合が処分する産業廃棄物)

第3条 条例第3条の規則で定める産業廃棄物は、一般廃棄物と分別が困難な産業廃棄物その他管理者が特別の理由があると認める産業廃棄物とする。

(廃棄物の搬入許可申請等)

第4条 条例第5条の規定に基づき一般廃棄物又は産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）を自ら清掃工場等へ搬入しようとする者は、八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物搬入許可申請書（別記第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理した場合においてこれを許可したときは、当該申請者に八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物搬入許可証（別記第2号様式。以下「搬入許可証」という。）を交付する。

3 前項の規定により廃棄物の搬入許可を受けた者（以下「廃棄物搬入者」という。）は、清掃工場等に廃棄物を搬入する際は搬入許可証を携帯し、係員にこれを提示しなければならない。

(廃棄物処分券)

第5条 管理者は、一般廃棄物処分手数料又は産業廃棄物処分費用（以下「処分手数料等」という。）を前納した者に、当該前納した額に応じ、八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物処分券（別記第3号様式。以下「廃棄物処分券」という。）を交付する。

2 廃棄物搬入者は、清掃工場等に廃棄物を搬入したときは、当該搬入した廃棄物の処分に係る処分手数料等又はその額に応ずる廃棄物処分券を係員に納付しなければ

ならない。

(一般廃棄物処分手数料の減免)

第6条 条例第2条第3項の規定に基づき一般廃棄物処分手数料の減免を受けようとする者は、八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物処分手数料減免申請書（別記第4号様式）を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 管理者は、前項の申請によりその減免を決定したときは、八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物処分手数料減免決定通知書（別記第5号様式）により当該申請者にその旨通知するものとする。

(処分手数料等の還付)

第7条 処分手数料等の還付を受けようとする者は、廃棄物処分券を添えてその旨管理者に申し出なければならない。

(算定の特例)

第8条 管理者は、処分しようとする廃棄物の重量を計量器により計量することができないときは、廃棄物の比重を可燃物にあつては0.16、不燃物にあつては0.3とみなし、その容量により当該廃棄物の重量を算出する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年6月1日規則第7号）

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第5号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第2号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第12号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年10月26日規則第14号）

この規則は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第11号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第3号様式の改正規定は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月11日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月17日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第3号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記

第1号様式（第4条関係）

廃棄物の区分（家庭系・事業系）

八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物搬入許可申請書（新規・変更・更新）

申請 年 月 日			
(あて先) 八戸地域広域市町村圏事務組合管理者			
搬入事業所名			
電話			
申請者			
所在地			
代表者氏名			
搬入 廃棄物	廃棄物の 種類と量	☐ 可燃物 ☐ 不燃物	搬入量 kg/月 搬入量 kg/月
	搬入回数	可燃物 不燃物	搬入回数 回/月・週・日 搬入回数 回/月・週・日
排 出 者	事業所名		
	所在地		
	代表者名		
搬入期間 (3年以内)		年 月 日から 年 月 日まで	
搬入場所		☐ 八戸清掃工場 ☐ 八戸リサイクルプラザ	
飛散防止対策		シート・ネット・その他 ()	

※下の欄は記入しないでください。

						第 号
						許可区分 番
上の申請を許可・不許可してよろしいか。 (理由)						
						許可 年 月 日

第2号様式 (第4条関係)

廃棄物の区分（家庭系・事業系）

八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物搬入許可証（新規・変更・更新）

[illegible]

第3号様式（第5条関係）

（表）

	<u>廃棄物処分券</u> (済 票)	<u>廃棄物処分券</u> (引受票)	40ミリ
	円券 八戸地域広域市町村圏 事 務 組 合	円券 (切りはなしは無効です。) 八戸地域広域市町村圏 事 務 組 合	
	55ミリ	55ミリ	

（裏）

	注 意 事 項	
	1 この処分券は、再発行いたしません。	
	2 八戸地域広域市町村圏事務組合の検印のないものは無効です。	
	3 廃棄物の搬入の際に、処理施設の係員に提出し、引受票の切りはなしを受けてください。	

備 考 券の種類 460円券

第4号様式（第6条関係）

八戸地域広域市町村圏事務組合
一般廃棄物処分手数料減免申請書

申請 年 月 日							
(あて先) 八戸地域広域市町村圏事務組合管理者							
搬入事業所名							
申請者		電話					
所在地							
代表者氏名							
搬入廃棄物の種類と量	☐ 可燃物 ☐ 不燃物	搬入量 搬入量	kg kg				
減免金額	円 <table border="1"> <tr> <td>うち 可燃物に係る額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>不燃物に係る額</td> <td>円</td> </tr> </table>			うち 可燃物に係る額	円	不燃物に係る額	円
うち 可燃物に係る額	円						
不燃物に係る額	円						
搬入場所	☐ 八戸清掃工場 ☐ 八戸リサイクルプラザ						
搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで						
搬入車両及び回数	可燃物 不燃物	トン車 トン車	回 回				
理由							

※下の欄は記入しないでください。

上の一般廃棄物処分手数料の減免を決定してよろしいか。 (理由)						

第5号様式（第6条関係）

八戸地域広域市町村圏事務組合
一般廃棄物処分手数料減免決定通知書

搬入事業所名 申請者 所在地 代表者氏名 電話 様			
搬入廃棄物の種類と量	☐ 可燃物 ☐ 不燃物	搬入量 搬入量	kg kg
減免金額	円 〔うち 可燃物に係る額 円〕 不燃物に係る額 円〕		
搬入場所	☐ 八戸清掃工場 ☐ 八戸リサイクルプラザ		
搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで		
搬入車両及び回数	可燃物 不燃物	トン車 トン車	回 回
理由			

※下の欄は記入しないでください。

上のとおり一般廃棄物処分手数料の減免を決定します。 年 月 日 八戸地域広域市町村圏事務組合 管理者 印
--

10. 八戸地域広域市町村圏事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る
生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

(平成10年10月15日条例第4号)

改正 平成17年3月30日条例第1号 平成17年12月28日条例第9号
平成17年12月28日条例第10号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第8項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(報告書等の縦覧等の対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、当組合が設置し、又は変更する一般廃棄物処理施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設である焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「対象施設」という。）とする。

(報告書等の縦覧)

第3条 管理者は、報告書等の縦覧を行おうとするときは、縦覧の場所、期間のほか、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 対象施設の名称
- (2) 対象施設の設置場所
- (3) 対象施設の種類
- (4) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 対象施設の能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 利害関係人は意見書を提出できる旨並びに意見書の提出先及び提出期限

2 報告書等の縦覧は、前項の規定による告示から1月間、次に掲げる場所で行うものとする。

- (1) 八戸地域広域市町村圏事務組合環境衛生部八戸清掃工場
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、管理者が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

(意見書の提出)

第4条 前条第1項の規定による告示があったときは、利害関係人は、同条第2項の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 八戸地域広域市町村圏事務組合環境衛生部八戸清掃工場

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

(環境影響評価との関係)

第5条 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前2条に定める手続を経たものとみなす。
(他の市町村との協議)

第6条 管理者は、対象施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

(1) 対象施設を八戸市、階上町及び南部町（以下「関係市町」という。）以外の市町村の区域に設置するとき。

(2) 対象施設の敷地が関係市町以外の市町村の区域にわたるとき。

(3) 対象施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、関係市町の区域に属しない地域が含まれているとき。

(委任事項)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第1号）

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年12月28日条例第9号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成17年12月28日条例第10号抄）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

11. 八戸地域広域市町村圏事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る
生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則

(平成10年10月15日規則第6号)

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、八戸地域広域市町村圏事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年八戸地域広域市町村圏事務組合条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の手続)

第2条 条例第3条第1項の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧者名簿（別記様式）に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第3条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第4条 条例第4条の意見書には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

縦覧者名簿

1 施設の名称

2 施設の設置の場所

従覧日	氏名	住所
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

12. 八戸地域広域市町村圏事務組合八戸リサイクルプラザ条例

(平成12年 3 月30日条例第 4 号)

改正 平成19年 6 月29日条例第 5 号 平成25年 6 月26日条例第 2 号

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の減量、再資源化及び再利用を促進し、資源の有効活用を図るため、リサイクルプラザを設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(リサイクルプラザの名称及び位置)

第 2 条 リサイクルプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 八戸地域広域市町村圏事務組合八戸リサイクルプラザ

(2) 位置 八戸市大字櫛引字山田山 1 番地の 1

(事業)

第 3 条 八戸地域広域市町村圏事務組合八戸リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 廃棄物の減量、再資源化及び再利用（以下「廃棄物の減量等」という。）に対する住民意識の啓発に関すること。

(2) 廃棄物の減量等についての情報の収集及び提供に関すること。

(3) 廃棄物の減量等についての研修会等の開催に関すること。

(4) 不用品の再生及び廃棄物の再資源化に関すること。

(5) 再生品及び不用品の展示及び提供に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、プラザの設置目的を達成するため管理者が必要と認める事業

(使用の許可及び条件)

第 4 条 プラザを使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、プラザの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その使用について条件を付けることができる。

(使用制限)

第 5 条 管理者は、プラザの使用が廃棄物の減量等に資するものでないと認められるとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

(1) 風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は、付属物を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) プラザの管理に支障があると認めるとき。

(4) 営業、宣伝その他これらに類する目的であると認めるとき。

(5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(6) その他管理者が不相当と認めるとき。

(使用条件の変更等)

第 6 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの使用条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用の許可後前条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当することとなったとき。

(4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定（第4号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限る。）により使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消した場合において、当該変更、停止又は取消しにより第4条の規定に基づきプラザの使用許可を受けた者に損害を及ぼすことがあっても、組合はその賠償の責めを負わない。

（使用料）

第7条 プラザの使用料は、無料とする。

（目的外使用の禁止）

第8条 使用者は、プラザの施設又は附属設備を、その許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を他に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

（秩序保持）

第9条 使用者は、プラザの秩序保持及び施設の良い保全に努めなければならない。

（入場の拒否等）

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

(1) プラザの秩序又は公益を害するおそれがあると認められる者

(2) 係員の指示に従わない者

(3) その他管理上入場を不相当と認める者

（使用者の原状回復義務）

第11条 使用者は、その使用を終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を現状に回復して返還しなければならない。ただし、第6条第1項第4号の場合において、管理者がその義務を免除したときは、この限りでない。

2 使用者が前項本文の規定による義務を履行しないときは、管理者がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。

（損害賠償）

第12条 プラザの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、管理者の指示するところに従ってこれを現状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

（委任事項）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日条例第5号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日条例第5号）

この条例は、平成25年7月13日から施行する。

13. 八戸地域広域市町村圏事務組合八戸リサイクルプラザ条例施行規則

(平成12年 3 月31日規則第 1 号)

改正 平成17年 3 月31日規則第12号

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、八戸地域広域市町村圏事務組合八戸リサイクルプラザ条例（平成 12 年八戸地域広域市町村圏事務組合条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第 2 条 八戸リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

2 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(プラザの使用)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定によりプラザの使用の許可を受けようとする者は、八戸リサイクルプラザ使用許可申請書（別記第 1 号様式）を使用開始期日前 3 日までに管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、八戸リサイクルプラザ使用許可書（別記第 2 号様式）を当該申請者に交付するものとする。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 12 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 3 条関係）

八戸リサイクルプラザ使用許可申請書

申請 年 月 日	
(あて先) 八戸地域広域市町村圏事務組合管理者	
申請者	住 所 団 体 名 氏 名 電話番号 ()
使用目的	
使用日時	
年 月 日 (午前・午後 時) から	
年 月 日 (午前・午後 時) まで	
使用人員	
人	
使用する施設	
☐ ふれあい工房 ☐ 会議室 (1・2・3) ☐ その他 ()	
借用備品	

第2号様式（第3条関係）

八戸リサイクルプラザ使用許可書

		許可 第 号	
		年	月 日
申請者	住 所		
	団 体 名		
	氏 名		
	電話番号 ()		
下記のとおり使用を許可します。			
		八戸地域広域市町村圏事務組合 管理者 	
使用目的			
使用日時			
		年 月 日 (午前・午後 時) から	
		年 月 日 (午前・午後 時) まで	
使用人員			
人			
使用する施設			
☐ ふれあい工房 ☐ 会議室 (1・2・3) ☐ その他 ()			
借用備品			

